

3014

17

刑法治罪法俗解全

附 ○ 刑法附則 ○ 刑法參考諸布告
○ 賭博犯處分規則 ○ 治罪法參考諸布告

035857-000-0

CZ-711-0214

刑法治罪法俗解

自由閣

M20

BBP-0443



利志

第六章	加減順序	一四
第七章	數罪俱發	全
第八章	數人共犯	一五
第一節	正犯	全
第二節	從犯	一六
第九章	未遂犯罪	全
第十章	親屬例	一七
第二編	公益に關する重罪輕罪	全
第一章	皇室に對する罪	全
第二章	國事に關する罪	一八
第一節	内亂に關する罪	全
第二節	外患に關する罪	一九
第三節	靜謐を害する罪	二〇
第一節	兇徒聚衆の罪	全
第二節	官吏の職務を行ふを妨害する罪	二一
第三節	囚徒逃走の罪及び罪人を藏匿する罪	全
第四節	附加刑の執行を遁る、罪	二三
第五節	私に軍用の銃砲彈藥を製造し及び所有する罪	全

第六節	往來通信を妨害する罪	二四
第七節	人の住所を侵す罪	二五
第八節	官の封印を破棄する罪	全
第九節	公務を行ふを拒む罪	二六
第四章	信用を害する罪	二七
第一節	貨幣を偽造する罪	全
第二節	官印を偽造する罪	二八
第三節	官の文書を偽造する罪	二九
第四節	私印私書を偽造する罪	三〇
第五節	免狀鑑札及び疾病證書を偽造する罪	三一
第六節	偽證の罪	三二
第七節	度量衡を偽造する罪	三四
第八節	身分を詐稱する罪	全
第九節	公選の投票を偽造する罪	三五
第五章	健康を害する罪	全
第一節	阿片烟に關する罪	全
第二節	飲料の淨水を汚穢する罪	三六
第三節	傳染病豫防規則に關する罪	全

刑法俗解〇目錄

第四節	危害品及び健康を害す可き物品製造の規則に關する罪	三七丁
第五節	健康を害す可き飲食物及び藥劑を販賣する罪	全丁
第六節	私に醫業を爲す罪	全丁
第六章	風俗を害する罪	三八丁
第七章	死屍を毀棄し及び墳墓を發掘する罪	全丁
第八章	商業及び農工の業を妨害する罪	三九丁
第九章	官吏濫職の罪	四〇丁
第一節	官吏公益を害する罪	全丁
第二節	官吏人民に對する罪	全丁
第三節	官吏財産に對する罪	四二丁
第三編	身體財産に對する重罪輕罪	四三丁
第一章	身體に對する罪	全丁
第一節	謀殺故殺の罪	全丁
第二節	毆打創傷の罪	全丁
第三節	殺傷に關する宥恕及び不論罪	四五丁
第四節	過失殺傷の罪	四六丁
第五節	自殺に關する罪	全丁

第六節	擅に人を逮捕監禁する罪	四七丁
第七節	脅迫の罪	全丁
第八節	墮胎の罪	四八丁
第九節	幼者又は老疾者を遺棄する罪	全丁
第十節	幼者を略取誘拐する罪	四九丁
第十一節	猥褻姦淫重婚の罪	五〇丁
第十二節	誣告及び誹毀の罪	五一丁
第十三節	祖父父母に對する罪	五二丁
第二章	財産に對する罪	五三丁
第一節	竊盜の罪	五三丁
第二節	強盜の罪	五四丁
第三節	遺失物理藏物に關する罪	五五丁
第四節	家資分散に關する罪	全丁
第五節	詐欺取財及び受寄財物に關する罪	全丁
第六節	贓物に關する罪	五六丁
第七節	放火失火の罪	五七丁
第八節	決水の罪	全丁
第九節	船舶を覆没する罪	五八丁
刑法俗解〇目錄		五

第十節 家屋物品を毀壞し及び動植物を害する罪
 違警罪

五八丁 六
 五九丁

刑法附則目錄

第一章 主刑執行

六五丁

第二章 監視

六七丁

第三章 假出獄及び特別監視

六九丁

第四章 刑事裁判費用

七一丁

第五章 賠償處分

七二丁

刑法參考諸布告

新舊法比照

七四丁

法律規則罰例

七六丁

密賣淫處分

七七丁

賭博犯處分規則 全處分方

全七丁

富籤賣買犯處分

七八丁

脫稅處分

七九丁

水底電信線路犯禁

全八丁

刑法俗解目錄畢

刑法俗解

第一編 總則

第二章 法律

第一條 凡法律に於て罰すべき罪別て三種を爲す

重罪

輕罪

違警罪

第三條 法律に正條なきものハ何等の所爲と雖も之を罰するを得ず

第三條 法律に頒布以前ハ何種ノ所爲と雖も之を罰するを得ず

若し所犯頒布以前に在りて未だ判決を経ざる者ハ新舊の法を比照し輕きに從て處斷す

第四條 此刑法ハ陸海軍ニ關する法律を以て論ず可き者ハ適用するを得ず

第五條 此刑法ハ正條なくして他の法律規則ハ刑名ある者ハ各其法律規則ニ從ふ若し他の法律規則に於て別ニ總則を掲げざる者ハ此刑法の總則ニ從ふ

第二章 刑例

第一節 刑名

第六條 刑ハ主刑及び附加刑となす

主刑ハ之を宣告す

附加刑ハ法律に於て其宣告する者と宣告せざる者とを定む

刑法俗解第一編〇法例〇刑例

第七條 左に記載したる者を以て重罪の主刑と爲す

一 死刑

二 無期徒刑

三 有期流刑

四 無期流刑

五 有期流刑

六 重懲役

七 輕懲役

八 重獄禁

九 輕獄禁

第八條 左に記載したる者を以て輕罪の主刑と爲す

一 重禁錮

二 輕禁錮

三 罰金

四 拘留

五 科料

六 停止公權

七 監視

八 沒收

九 剝奪公權

十 禁治產

十一 罰金

十二 拘留

十三 科料

十四 停止公權

十五 監視

十六 沒收

十七 剝奪公權

十八 禁治產

十九 罰金

二十 拘留

二十一 科料

二十二 停止公權

二十三 監視

二十四 沒收

二十五 剝奪公權

二十六 禁治產

二十七 罰金

二十八 拘留

二十九 科料

三十 停止公權

三十一 監視

三十二 沒收

三十三 剝奪公權

第十三條 死刑の司法職の命令あるは非されば之を行ふことを得ず

第十四條 大祀令節國祭の日死刑を行ふことを禁ず

第十五條 死刑の宣告を受けたる婦女懐胎なる時其執行を停め分娩後一百日を経るは非されば刑を行はず

第十六條 死刑の遺骸の親屬故舊請ふ者あれば之を下付す但し式を用ひて葬ることを許さず

第十七條 徒刑の無期有期を分たず嶋地を發遣し定役を服す

第十八條 有期徒刑の十二年以上十五年以下と爲す

第十九條 徒刑の婦女の島地を發遣せず内地の懲役場を於て定役を服す

第二十條 徒刑の六十歳を滿る者の通常の定役を免し其体力相當の定役を服す

第二十一條 流刑の無期有期を分たず嶋地の獄を幽閉し定役を服せず

第二十二條 有期流刑の十二年以上十五年以下と爲す

第二十三條 無期流刑の囚五年を経過すれば行政の處分を以て幽閉を免し嶋地を於て地を限り住居せしむることを得

第二十四條 有期流刑の囚三年を経過する者も亦同じ

第二十五條 懲役の内地の懲役場を入れ定役を服す

第二十六條 但し六十歳を滿る者の第十九條の例に従ふ

第二十七條 重懲役の九年以上十一年以下輕懲役の六年以上八年以下と爲す

第二十八條 禁獄の内地の獄を入れ定役を服せず

第二十九條 刑法俗解第一編〇刑例

重禁獄ハ九年以上十一年以下輕禁獄ハ六年以上八年以下とす

第二十四條

禁錮ハ重輕を分たす十一日以上五年以下と爲し仍ハ各本條に於て其長短を區別す

第二十五條

定役ハ服する四人の工錢ハ監獄の規則に從ひ其幾分を獄舎の費用ニ供し其幾分を四人に給與す但し現役百日以内ハ給與の限不在らす

第二十六條

罰金ハ二圓以上と爲し仍ハ各本條に於て其多寡を區別す

第二十七條

罰金ハ裁判確定の日より一ヶ月内ハ納完せしむ若し限内ハ納完せざる者ハ一圓を一日ハ折算し之を輕禁錮ニ換へ其一圓ハ滿ざる者と雖も仍ハ一日ハ計算す罰金を禁錮ニ換ふる者ハ更ニ裁判を用ひず檢察官ニ求メ因リ裁判官之を命す但し禁錮の期限ハ二年を過るとを得ず

若シ禁錮の限内罰金を納めたる時ハ其經過したる日數を扣除して禁錮を免す但し親屬其他の者代テ罰金を納めたる時も亦同じ

第二十八條

拘留ハ拘留所ニ留置し定役ハ服せず其刑期ハ一日以上十日以下と爲し仍ハ各本條に於て區別す

第二十九條

科料ハ五錢以上一圓九十五錢以下と爲し仍ハ各本條に於て其少多を區別す

第三十條

科料ハ裁判確定の日より十日以内ハ納完せしむ若し限内納完せざるものハ第二十七條の例ニ照し之を拘留ニ換ふる

第三節

附加刑處分

第三十一條 剝奪公權ハ左の權を剝奪す

一 國民の特權

二 官吏と爲るの權

三 勳章の年 金位記 貴號 恩給を有するの權

四 外國の勳章を佩用するの權

五 兵籍ハ入るの權

六 裁判所に於て証人と爲るの權但し單ハ事實を陳述するハ此限不在らす

七 後見人と爲るの權但し親屬の許可を得て子孫の爲めとするハ此限不在らす

八 分散者の管財人と爲り又ハ會社及び共有財産を管理するの權

九 學校長及び教師學監と爲るの權

第三十二條 重罪の刑ニ處せられたるものハ別に宣告を用ひず終身公權を剝奪す

第三十三條 禁錮ニ處せられたるものハ別に宣告を用ひず現任の官職を失ひ及び其刑期間公權を行ふことを停止す

第三十四條 輕罪の刑に於て監視ニ付したるものハ別に宣告を用ひず監視の期限間公權を行ふことを停止す

主刑を免して止テ監視ニ附したるもの亦同じ

第三十五條 重罪の刑ニ處せられたる者ハ別に宣告と用ひず其主刑の終る迄自ら財産と治むることを禁ず

第三十六條 流刑の囚 幽閉を免されたる時ハ行政の處分を以て治産の禁の幾分を免するを得

第三十七條 重罪の刑に處せられたるものハ別ニ宣告を用ひず各本刑の短期三分の一
ノ等しき時間監視ヲ付す

第三十八條 輕罪の刑ニ附加する監視ハ之を宣告す但し各本條ニ記載するの外監視ヲ付する
ことを得ず

第三十九條 死刑及び無期刑の期滿免除を得たる者ハ別ニ宣告を用ひず五年間監視ヲ付す

第四十條 監視の期限ハ主刑の終りたる日より起算す主刑の期滿免除を得たる時ハ其捕
またる日より起算す
若し主刑を免して止た監視ヲ付したる時ハ其裁判確定の日より起算す

第四十一條 監視に付せられたる者其情狀ハ因り行政の處分を以て假に監視を免することを
得

第四十二條 附加の罰金ハ之を宣告す若し一月内ニ完納せざる時ハ第二十七條の例ニ照し輕
禁錮ニ換へ主刑滿期の後之を執行す

第四十三條 左ノ記載したる物件ハ宣告して官ニ沒收す但し法律規則ニ於て別ニ沒收の例を定
めたるものハ各其法律規則ニ從ふ

一 法律ニ於て禁制したる物件
二 犯罪の用ニ供したる物件
三 犯罪ニ因て得たる物件

第四十四條 法律ニ於て禁制したる物件ハ何人の所有を問はず之を沒收す犯罪の用ニ供し及び
犯罪ニ因て得たる物件ハ犯人の所有ニ係り又ハ所有主なき時の外之を沒收することを得ず

第四節 徵價處分

第四十五條 刑事の裁判費用ハ其全部又ハ幾分を犯人ニ科す但し其費用の額ハ別ニ規則を以
て之を定む

第四十六條 犯人刑ニ處せらるる者又ハ放免せらるる者雖も被害者の請求に對し贖物の還給損
害の賠償を免かるることを得ず

第四十七條 數人共犯ニ係かる裁判費用贖物の還給損害の賠償ハ共犯人をして之を連
帶せしむ

第四十八條 裁判費用贖物の還給損害の賠償ハ被害者の請求ニ因り刑事裁判所ニ於て之を審
判するを得若し贖物犯人の手にある時ハ請求なしと雖も直ち之を被害者ニ還付す

第五節 刑期計算

第四十九條 刑期を計算するものハ一日と稱するものハ二十四時を以てし一月と稱する者ハ三十日
を以てし一年と稱するものハ曆ニ從ふ

受刑の初日の時間を論せず一日に算入す放免の時ハ刑期ニ算入せず

第五十條 刑ハ裁判確定したる後ニ非ざれば之を執行することを得ず

第五十一條 刑期ハ刑名宣告の日より起算す若し上訴を爲したる者ハ左の例ニ從ふ
一 犯人自ら上訴して其上訴正當ある時ハ前裁判宣告の日より起算し若其上不當ある時ハ
後判宣告の日より起算す
二 檢察官の上訴ニ係るものハ其上訴正當あると否とを分たず前判宣告の日より起算す
三 上訴中保釋を得又ハ責付せらるる者ハ其日數と刑期ニ算入することを得ず

刑法俗解第一編〇刑例
七

第五十二條 刑期限内逃走し再び捕に就きたる者の其逃走の日數を除き前後受刑の日を計算す

第六節 假出獄

第五十三條 重罪輕罪の刑に處せられたる者獄則を遵守し檢收の狀ある時其刑期四分の三を経過するの後行政の處分を以て假出獄を許すことを得無期徒刑の囚ハ十五年を経過するの後亦同じ

流刑の囚ハ第二十一條に照し幽閉を免するの外假出獄の例を用ひず

第五十四條 徒刑の囚假出獄を許さると雖も仍は嶋地に住居せしむ

第五十五條 假出獄を許されたるものハ行政の處分を以て治産の禁の幾分を免することを得但し本刑期限内特別に定めたる監視を付す

第五十六條 假出獄中更に重罪輕罪を犯したる者ハ直ちに出獄を停止し出獄中の日數ハ刑期を算入することを得ず

第五十七條 刑期限内更に重罪輕罪を犯したる者ハ假出獄を許さず

第七節 期滿免除

第五十八條 刑の執行を遁れたる者の法律に定めたる期限を経過するハ因て期滿免除を得

第五十九條 主刑ハ左の年限に從て期滿免除を得

- 一 死刑ハ三十年
- 二 無期徒刑ハ二十五年

三 有期徒刑ハ二十年

四 重懲役重禁獄ハ十五年

五 輕懲役輕禁獄ハ十年

六 禁錮罰金ハ七年

七 拘留料ハ一年

第六十條 剝奪公權停止公權及び監視ハ期滿免除を得ず

附加の罰金ハ主刑と共に期滿免除を得

第六十一條 期滿免除ハ刑の執行を遁れたる日より起算す若し捕に就き再び逃走したるとき其逃走の日より起算し罰席裁判に係るとき其宣告の日より起算す

第六十二條 刑の執行を遁れたるもの對し逮捕を命じたる時ハ最終の令狀を出したる日より期滿免除を起算す

第八節 復權

第六十三條 公權を剝奪せられたる者ハ主刑の終りたる日より五年を経過するの後其情狀より將來の公權を復することを得

主刑期滿免除を得たる者の監視に付したる日より五年を経過するの後亦同じ

第六十四條 大赦に因て免罪を得たる者ハ直ち復權を得 特赦に因て免罪を得たるものハ赦狀中記載するよあらざれば復權を得ず

刑法俗解第一編〇刑例〇加減例

赦よ因て復権を得たるものハ自ら監視を免したる者トす
第六十五條 復権ハ勅裁ヲあられ得べからず

第三章 加減例

第六十六條 法律ハ於て刑を加重減輕すべき時ハ後の數條ハ記載したる例ハ照して加減す但し加へて死刑ヲ入ることを得ず
第六十七條 重罪の刑ハ左の等級ハ照して加減す

- 一 死刑
- 二 無期徒刑
- 三 有期徒刑
- 四 重懲役
- 五 輕懲役

第六十八條 國事ニ關する重罪の刑ハ左の等級ハ照して加減す

- 一 死刑
- 二 無期徒刑
- 三 有期徒刑
- 四 重禁獄
- 五 輕禁獄

第六十九條 輕懲役ハ該る者減輕すべき時ハ二年以上五年以下の重禁獄ニ處するを以て一等トす

輕禁獄ハ該る者減輕すべき時ハ二年以上五年以下の輕禁獄ニ處するを以て一等トす
第七十條 禁錮罰金ハ該る者減輕すべき時ハ各本條ハ記載したる刑期金額の四分の一を減するを以て一等ト爲し其加重すべき時ハ亦四分の一を加ふるを以て一等ト爲す

輕罪の刑ハ加へて重罪ヲ入ることを得ず但し禁錮ハ加へて七年ト至ることを得

第七十一條 禁錮を減盡したる時ハ拘留ニ處す罰金を減盡したる時ハ科料ニ處す禁錮罰金を減して其短期十日以下寡數一圓九十五錢以下及ぶ時ハ亦拘留科料ニ處するを得
第七十二條 拘留科料に該る者加減すべき時ハ禁錮罰金の例ハ照し其四分の一を加減するを以て一等ト爲す

違警罪の刑ハ加へて輕罪ヲ入ることを得ず但し拘留ハ加へて十二日ト至ることを得減じて一日以下降すとを得ず

第七十三條 禁錮拘留を加減するに因て其期限に零數を生じ一日ト滿ざる時ハ之を除棄す

第七十四條 附加の罰金ハ主刑ニ從て加減し其金額の四分の一を加減するを以て一等ト爲す若減盡したる時ハ止た主刑を科す

第四章 不論罪及び減輕

第一節 不論罪及び宥怒減輕

第七十五條 抗拒す可からざる強制ニ遇ひ其意ハ非ざるの所爲ハ其罪を論ぜず
天災又ハ意外の變ニ因り避く可からざる危難ハ己ハ自己若クハ親屬の身軀を防衛するハ出たる所爲モ亦同トス

第七十六條 本屬長官の命令に從ひ其職務を以て爲したる者ハ其罪を論ぜず

第七十七條 罪を犯す意なき所爲ハ其罪を論ぜず但し法律規則ハ於て別ニ罪を定たるものハ此限マアラズ

刑法俗解第一編 ○加減例 ○不論罪及び減輕

罪とあるべき事實を知らずして犯したるものハ其罪を論ぜず
罪本重かるべくして犯す時知らざる者ハ重きハ從て論ずるを得ず
法律規則を知らざるを以て犯すの意なしと爲すを得ず

第七十八條 罪を犯す時知覺精神の喪失ハ因て是非を辨別せざる者ハ其罪を論ぜず
第七十九條 罪を犯す時十二歳未満なる者ハ其罪を論ぜず但し満八歳以上の者ハ情狀ハ因り満

十六歳未満なる時間之を懲治場ニ留置するを得
第八十條 罪を犯す時十二歳以上十六歳未満なる者ハ其所爲是非を辨別したる否とを審案
し辨別なくして犯したる時ハ其罪を論ぜず但し情狀ハ因り満二十歳未満なる時間之を懲治

場ニ留置するを得
若し辨別ありて犯したる時ハ其罪を宥恕して本刑ハ二等を減ず

第八十一條 罪を犯す時満十六歳以上二十歳未満なる者ハ其罪を宥恕して本刑ハ一等を減ず
第八十二條 瘡腫者罪を犯したる時ハ其罪を論ぜず但し情狀ハ因り五年未満なる時間之を懲

治場ニ留置するを得
第八十三條 違警罪ハ満十六歳以上二十歳未満なる者ハ其罪を宥恕するを得ず
満十二歳以上十六歳未満なる者ハ其罪を宥恕して本刑ハ一等を減す十二歳未満なる者及び瘡

腫者ハ其罪を論ぜず
第八十四條 此節ハ記載するの外特別の不論罪宥恕減輕ハ各本條に於て之を記載す

第二節 自首減輕

第八十五條 罪を犯し事未だ發覺せざる前ハ於て官ハ自首したるものハ本刑ハ一等を減す但し
謀殺故殺ハ係るものハ自首減輕の限ハありず

第八十六條 財産ハ對する罪を犯したる者自首して其贓物を還給し損害を賠償したる時ハ自首
減輕の外仍ハ本刑ハ二等を減す其全部を還償せずと雖も半數以上を還償したる時ハ一等

を減す
第八十七條 財産ハ對する罪を犯し被害者ハ首服したるものハ官ハ自首すると同く前二條の
例ハ照して處斷す

第八十八條 此節に記載するの外本條別ハ自首の例を掲げたる者ハ各其本條ハ從ふ
第三節 酌量減輕

第八十九條 重罪輕罪違警罪を別たし所犯情狀原諒す可き者ハ酌量して本刑を減輕すると
得

法律ハ於て本刑を加重し又ハ減輕すべき者と雖も其酌量すべき時ハ仍ハ之を減輕するを得
第九十條 酌量減輕す可きものハ本刑ハ一等又ハ二等を減す

第五章 再犯加重

第九十一條 先ハ重罪の刑ハ處せられたる者再犯重罪に該る時ハ本刑ハ一等を加ふ
第九十二條 先ハ重罪輕罪の刑ハ處せられたる者再犯輕罪に該る時ハ本刑ハ一等を加ふ

第九十三條 先ハ違警罪の刑ハ處せられたる者再犯違警罪に該る時ハ本刑に一等を加ふ但し一
年内再び其違警罪裁判所の管轄地内ハ於て犯たる時ハ再犯を以て論ずるを得ず

刑法俗解第一編〇再犯加重〇加減順序〇數罪俱發

第九十四條

再犯加重の初犯の裁判確定の後に非ざれば之を論ずるを得ず

第九十五條

刑期限内再び罪を犯すは因り刑を宣告したる時ハ先づ其定役に服すべき者を執行し定役に服せざる者を後よす若し初犯再犯共定役を服する刑は該る時又ハ共定役を服せざる刑に該る時ハ先づ其重き者を執行す

第九十六條

陸海軍裁判所は於て判決を経たる者再び重罪輕罪を犯したる時ハ初犯の非常律より從ひ處斷したる者より非ざれば再犯を以て論ずるを得ず

第九十七條

大赦は因て免罪を得たる者ハ再び罪を犯すと雖も再犯を以て論ずるを得ず

第九十八條

三犯以上の者と雖も其加重の法ハ再犯の例と同じ

第六章 加減順序

第九十九條

犯罪の情狀は因り總則は照し同時に本刑を加重減輕すべき時ハ左の順序より從て其刑名を定む但し從犯及び未遂犯罪の減等其他各本條に記載する特別の加重減輕ハ其加減したる者を以て本刑を爲す

一 再犯加重

二 宥恕減輕

三 自首減輕

四 酌量減輕

第七章 數罪併發

第一百條

重罪輕罪を犯し未だ判決を経ず二罪以上俱發したる時ハ一の重きに從て處斷す

第一百一條

重罪の刑ハ刑期の長きものを以て重きとし刑期の等き者の定役ある者を以て重き爲す

第十二條

罪前よ發し己ハ判決を経て餘罪後よ發し其輕く若しくハ等しきものハ之を論ぜず其重きものハ更之を論し前發の刑を以て後發の刑は通算す但し前發の刑罰金料は該り己ハ納完了たる者ハ第二十七條の例は照し折算して後發の刑期に通算す

第十三條

若し前後の罪を判決する時未だ發せざる罪再犯の罪と共に發したる者ハ其再犯と比較し一の重きよ從ひ前發の刑を通算せず

第八章 數人共犯

第一節 正犯

第一百四條

二人以上現に罪を犯したる者ハ皆正犯と爲し各自ハ其刑を科す

第一百五條

人を教唆して重罪輕罪を犯さしめたるものハ亦正犯と爲す

第十六條

正犯の身分よ因り別ハ刑を加重すべき時ハ他の正犯從犯及び教唆者よ及ぼすを得ず

第十七條

犯人多數よ因り刑を加重す可時ハ教唆者を算入して多數と爲すことを得ず

第十八條

事を指定して犯罪を教唆するハ當り犯人教唆者乘じ其指定しざる以外の罪を犯し又ハ其現に行ふ所の方法教唆者の指示したる所と異なる時ハ左の例ハ照して教唆者を處斷す

刑法俗解第一編

數人共犯 ○未遂犯罪 ○親屬例

一 所犯教唆したる罪より重き時の止た其指定したる罪に從て刑を科す
二 所犯教唆したる罪より輕き時に現は所犯の罪に從て刑を科す

第二節 從犯

第九條 重罪輕罪を犯すことを知て器具を給與し又の誘導指示し其他豫備の所爲を以て正犯を幫助し犯罪を容易ならしめたる者ハ從犯と爲し正犯の刑に一等を減す但正犯現は行ふ所の罪從犯の知る所より重き時の只だ其知る處の罪は照し一等を減す
第十條 身分に依り刑を加附すべきもの從犯となる時ハ其重きよ從て一等を減す正犯の身分に依り刑を減輕すべき時と雖ども從犯の刑ハ其輕きに從て減輕することを得ず

第九章 未遂犯罪

第十一條 罪を犯さんと謀り又ハ其豫備を爲すと雖ども未だ其事を行はざる者ハ本條別に刑名を記載するよ未らざれば其刑を科せず
第十二條 罪を犯さんとして已ハ其事を行ふと雖ども犯人意外の障礙若くハ失錯に依り未だ遂げざる時の已ハ遂げたる者の刑に一等又ハ二等を減す
第十三條 重罪を犯さんとして未だ遂げざるもの前條の例に照して處分す
輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ本條別に記載するに非ざれば前條の例に照して處斷するを得ず
違警罪を犯さんとして未だ遂げざるもの其罪を論せず

第十章 親屬例

第十四條 此刑法に於て親屬と稱するハ左に記載したる者を云ふ

- 一 祖父母父母夫妻
 - 二 子孫及び其配偶者
 - 三 兄弟姉妹及其配偶者
 - 四 兄弟姉妹の子及び其配偶者
 - 五 父母の兄弟姉妹及び其配偶者
 - 六 父母の兄弟姉妹の子
 - 七 配偶者の祖父母父母
 - 八 配偶者の兄弟姉妹及び其配偶者
 - 九 配偶者の兄弟姉妹の子
 - 十 配偶者の父母の兄弟姉妹
- 第十五條 祖父母と稱するハ高曾祖父母外祖父母同ハ父母と稱するハ繼父母嫡母同ハ子孫と稱するハ庶子曾孫外孫同ハ兄弟姉妹と稱するハ異父母の兄弟姉妹同ハ
養子其養家よ於る親屬の例の實子に同ハ

第二編 公益に關する重罪輕罪

第一章 皇室に對する罪

第十六條 天皇皇后皇太子に對し危害を加へ又ハ加へんとする者ハ死刑に處す

第十七條 天皇皇后皇太子に對し不敬の所爲ある者ハ三月以上五年以下の重禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す

皇陵に對し不敬の所爲ある者亦同ハ

第十八條 皇族に對し危害を加へたる者ハ死刑に處す其危害を加へんとしたる者ハ無期徒刑に處す

刑法俗解第二編〇皇室に對する罪〇國事に關する罪

第一百十九條 皇族に對し不敬の所爲ある者の二月以上四年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第二十條 此章に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者ハ六月以上二年以下の監視に付す

第二章 國事に關する罪

第一節 内亂に關する罪

第二十一條 政府を顛覆し又ハ邦士を僭竊し其他朝憲を紊亂するとを目的と爲し内亂を起したる者ハ左の區別に從て處斷す

一 首魁及び教唆者ハ死刑に處す

二 群衆の指揮を爲し其他樞要の職務を爲したる者ハ無期流刑に處し其情輕き者ハ有期流刑に處す

三 兵器金穀を資給し又ハ諸般の職務を爲したる者ハ重禁錮に處し其情輕き者ハ輕禁錮に處す

四 教唆を乘じて附和隨行し又ハ指揮を受けて雜役に供したる者ハ二年以上五年以下の輕禁錮に處す

第一百二十二條 内亂を起すの目的を以て兵器彈藥船舶金穀其他軍備の物品を却掠したる者ハ己の内亂を起したる者の刑に同じ

第一百二十三條 政府を變亂するの目的を以て人を謀殺したる者の兵を擧るに至らずと雖ども内亂と同じく論じ其教唆者及び下手者を死刑に處す

第一百二十四條 前三條の罪ハ未遂犯罪の時ハ於て乃ち本刑を科す

第一百二十五條 兵隊を招募し又ハ武器金穀を準備し其他内亂の豫備を爲したる者の第一百二十一條の例に照し各一等を減す

第一百二十六條 内亂の豫備又ハ陰謀を爲すを雖ども未だ其事を行はざる前ハ於て官は自首したる者ハ本刑を免し六月以上三年以下の監視に付す

第一百二十七條 内亂の情を知りて犯人を集會所を給與したる者ハ二年以上五年以下の輕禁錮に處す

第一百二十八條 内亂に乗じて人の身軀財産に對し内亂の目的に關せざる重罪輕罪を犯したる者ハ通常の刑に照し重き者ハ從て處斷す

第一百二十九條 外國に對して本國を抗敵し又ハ外國と交戰中同盟國を抗敵し其他本國を背叛して敵兵に附屬したるものハ死刑に處す

第一百三十條 交戰中敵兵を誘導して本國管内に入らしめ若しくは本國及び同盟國の都府城塞又ハ兵器彈藥船舶其他軍事に關する土地家屋物件を敵國に交付したる者ハ死刑に處す

第一百三十一條 本國及び同盟國の軍情機密を敵國に漏泄し若しくは兵隊屯集の要地又ハ道路の險夷を敵國に通知したる者ハ無期流刑に處す

敵國の間諜を誘導して本國管内に入らしめ若しくは藏匿したる者亦同じ

刑法俗解第二編○國事に關する罪○靜謐を害する罪

一九

第二百二十二條 陸海軍より委任を受け物品を供給し及び工作を爲す者交戦の際敵國不通謀

一又ハ其賂遺を收受して命令に違背し軍備の缺乏を致したる時ハ有期流刑ニ處ス

第二百二十三條 外國に對し私に戰端を開きたる者ハ有期流刑ニ處ス其豫備止まる者ハ一等又ハ二等を減ス

第二百三十四條 外國交戦の際本國に於て局外中立を布告したる時其布告に違背したる者ハ六

ヶ月以上三年以下の重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下の罰金を附加ス

第二百三十五條 此章に記載したる罪を犯し輕罪の刑ニ處する者ハ六月以上二年以下の監視ニ附

第三章 靜謐を害する罪

第一節 兇徒聚衆の罪

第二百三十六條 兇徒多衆を嘯聚して暴動を謀り官吏の説諭を受くると雖とも仍ハ解散せざる者

首魁及び教唆者ハ三月以上四年以下の重禁錮ニ處シ附和隨行したる者ハ二圓以上五圓以下

の罰金を處ス

第二百三十七條 兇徒多衆を聚嘯して官廳に喧鬧し官吏に強迫し又ハ村市を騷擾し其他暴動を爲

したる者首魁及び教唆者ハ重懲役に處ス其嘯聚ニ應じ煽動して勢ひを助けたる者ハ輕懲役に

處シ其情輕き者ハ一等を減ス附和隨行したる者ハ二圓以上二十圓以下の罰金を處ス

第二百三十八條 暴動の際人を殺死し若しくハ家屋船倉庫等を燒燬したる時ハ現手を下し及

び火を放つ者と死刑ニ處ス

首魁及び教唆者情を知りて制せざる者亦同じ

第二節 官吏の職務を行ふを妨害する罪

第二百三十九條 官吏其職務を以て法律規則を執行し又ハ行政司法官署の命令を執行するハ

當り暴行強迫を以て其官吏に抗拒したる者ハ四月以上四年以下の重禁錮ニ處シ五圓以上五

十圓以下の罰金を附加ス

暴行強迫を以て其官吏の爲すべからざる事件を行ハしめたる者亦同じ

第二百四十條 前條の罪を犯し因て官吏を毆傷したる者ハ毆打創傷の各本條に照し一等を加

へ重き處断ス

第二百四十一條 官吏の職務に對し目前に於て形容若くハ言語を以て侮辱したる者ハ一月以

上一年以下の重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下の罰金を附加ス

其目前非ずと雖とも刊行の文書圖書又ハ公然の演説を以て侮辱したる者亦同じ

第三節 囚徒逃走の罪及び罪人を藏匿する罪

第二百四十二條 已決の囚徒逃走したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮ニ處ス

若し獄舎器具を毀損し又ハ暴行強迫を爲して逃走したる者ハ三月以上三年以下の重禁錮ニ

處ス

第二百四十三條 已決の囚徒逃走の罪を犯すと雖とも再犯を以て論ぜず其刑期限内再び逃走

したる者ハ再犯を以て論ス

第二百四十四條 未決の囚徒入監中逃走したる者ハ第二百四十二條の例に同じ

刑法俗解第二編〇靜謐を害する罪

但し原犯の罪を判決する時よ於て數罪俱發の例に照して處斷す

第四百四十五條 囚徒三人以上謀通して逃走したる時ハ第四百四十二條の例ヲ照シ各一等を加ふ

第四百四十六條 囚徒を逃走せしむる爲め兇器其他の器具を給與し又ハ逃走れ方法を指示したる

者ハ三月以上三年以下の重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下の罰金を附加す因テ囚徒の逃走を致したる時ハ一等を加ふ

第四百四十七條 囚徒を劫奪し又ハ暴行脅迫を以テ囚徒の逃走を助けたる者ハ一年以上五年以下

の重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

若シ重罪の刑ニ處せられたる囚徒ニ係る時ハ輕懲役ニ處す

第四百四十八條 囚徒を看守一又ハ護送する者囚徒を逃走せしめたる時ハ亦前條の例ニ同じ

第四百四十九條 前數條ニ記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例ニ照して處斷す

第五百五十條 看守又ハ護送者の懈怠ニ因テ囚徒の逃走を覺らざる時ハ二圓以上二十圓以下の罰

金ニ處す

若シ重罪の刑ニ處せられたる囚徒ニ係る時ハ三圓以上三十圓以下の罰金ニ處す

第五百五十一條 犯罪人又ハ逃走の囚徒及び監視ニ付せられたる者なることを知テ故らよ之を藏匿

一若クハ隠避せしめたる者ハ十一日以上一年以下の輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下の罰

金を附加す若シ重罪の刑ニ處せられたる囚徒ニ係る時ハ一等を加ふ

第五百五十二條 他人の罪を免れしめんとを圖リ其罪證とあるべき物件を隠蔽したる者ハ十一

日以上六月以下の輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第五百五十三條 前二條の罪を犯したる者若シ犯人の親屬ニ係る時ハ其罪を論ぜず

第四節 附加刑の執行を運るノ罪

第五百五十四條 公權を剝奪せられ又ハ公權を停止せられたる者 私ニ其權を行ひたる時ハ一月

以上一年以下の重禁錮ニ處シ二圓以上十圓以下の罰金を附加す

第五百五十五條 監視ニ附せられたる者其規則ニ違背したる時ハ十五日以上六月以下の重禁錮ニ

處す

第五百五十六條 前二條の罪ハ其刑期限内再び犯したる時ハ非ざれば再犯を以テ論ずることを得ず

第五節 私ニ軍用の銃砲彈藥を製造し及び所有する罪

第五百五十七條 官命を受けず又ハ官許を得ずして陸海軍の用ニ供する銃砲彈藥其他破裂質の物

品を製造したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す

其之を輸入したる者亦同じ

前項の物品を私ニ販賣したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下の罰金

を附加す

第五百五十八條 前條の罪を犯すと雖も職工又雇人ニして止テ正犯の使令ニ供したる者ハ各

本刑ニ照シ二等を減す

第五百五十九條 前二條の罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例ニ照して處斷す

第六十條 第五百五十七條ニ記載したる物品を私ニ所有したる者ハ二圓以上二十圓以下の罰金

刑法俗解第二編〇靜謐を害する罪

に處す

第六百六十一條 第五百五十七條に記載したる物品の製造を供したる器械として單に其用に供す可き者何人の所有を問はず之を没收す

第六節 往來通信を妨害する罪

第六百六十二條 道路橋梁河溝港埠を損壞して往來を妨害したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第六百六十三條 偽計又ハ威力を以て郵便を妨害し若クハ之を阻止したる者ハ亦前條ノ同じ

第六百六十四條 電信の器械柱木を損壞し又ハ條線を斷切して電氣を不通に致したる者ハ三月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

若シ器械柱木條線を損壞して電信の妨害を爲すと雖も不通に至らざる時ハ一等を減す

第六百六十五條 汽車の往來を妨害する爲め鉄道及び其標識を損壞し其他危険ある障礙を爲したる者重懲役に處す

第六百六十六條 船舶の往來を妨害する爲め燈臺浮標其他航海の安寧を保護する標識を損壞し又ハ詐偽の標識を顯示したる者は亦前條ノ同じ

第六百六十七條 前數條に記載したる罪其事務を關し官吏及び雇人職工自ら犯したる時ハ各本條ノ照し一等を加ふ

第六百六十八條 第六十二條の罪を犯し因て人を殺傷したる者ハ毆打創傷の各本條ノ照し重

懲に從て處斷す

第六百六十九條 第六百六十五條第六百六十六條の罪を犯し因て瀟車を顛覆し又ハ船舶を覆没したる時ハ無期徒刑ノ處一人を死に致したる時ハ死刑に處す

第六百七十條 此節に記載する輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者の未遂犯罪の例ノ照して處斷す

第七節 人の住所を侵す罪
第六百七十一條 晝間故なく人の住居したる邸宅又ハ人の看守したる建築物ノ入りたる者ハ十一日以上六月以下の重禁錮に處す
若シ左ノ記載したる所爲ある時ハ一等を加ふ
一 門戸牆壁を踰越損壞し又ハ鎖鑰を開きて入りたる時
二 兇器其他犯罪の用具供すべき物品を攜帶して入りたる時
三 暴行を爲して入りたる時
四 二人以上ノ入りたる時

第六百七十二條 夜間故なく人の住居したる邸宅又ハ人の看守したる建築物ノ入りたる者ハ二月以上一年以下の重禁錮に處す
若シ前條に記載したる加重すべき所爲ある時ハ一等を加ふ

第六百七十三條 故なく皇居禁苑離宮行在所及び皇陵内ノ入りたる者ハ前二條の例ノ照して各一等を加ふ

第八節 官の封印を破毀する罪

刑法俗解第二編〇靜謐不關する罪

第二百七十四條 官署の所分より特別に家屋倉庫其他の物件を施したる封印を破棄したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮ニ處ス
若し官守人自ら犯したる時ハ一等を加ふ

第二百七十五條 官の封印を破棄して其物件を盜取し又ハ毀壞したる者ハ盜罪及び毀壞の各本條ニ照シ重きニ從テ處斷ス

第二百七十六條 看守人其懈怠より封印を破棄し又ハ其物件を盜取毀壞する犯人あることを覺らざる時ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處ス

第九節 公務を行ふを拒む罪

第二百七十七條 陸海軍の將校たる者出兵を要求する權ある官署より其要求を受け故なくして之を背せざる時ハ二月以上二年以下の輕禁錮に處シ五圓以上五十圓以下の罰金を附加ス

第二百七十八條 陸海軍の徵兵ヲ編入せらるべき者身躰を毀傷して疾病を作為し其他詐偽の所爲を以て免役を圖りたる時ハ二月以上一年以下の重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下の罰金を附加ス

若し他人ヲ囑託し其姓名を詐偽し代テ徵募ニ應ぜしめたる者亦同じ其囑託を受けて徵募ニ應じたる者ハ第二百三十一條の例ニ照シテ處斷ス

第二百七十九條 醫師化學家其他職業より官署より解剖分析又ハ鑑定を命ぜられざる者故なくして之を背せざる時ハ四圓以上四十圓以下の罰金ニ處ス

第二百八十條 裁判所より証人として證據を陳述することを命ぜられたる者故なくして之を背せざる時ハ又前條ノ同じ

第二百八十一條 傳染病流行の際又ハ傳染病の疑ある船舶入港するに當り醫師其病患を檢査し又ハ消滅の方法を陳述することを命ぜられざる者故なくして之を背せざる時ハ五圓以上五十圓以下の罰金ニ處ス

歐類傳染病流行の際獸醫此條の罪を犯したる時ハ一等を減ス

第四章 信用を害する罪

第一節 貨幣を偽造する罪

第二百八十二條 内國通用の金銀貨及び紙幣を偽造して行使したる者ハ無期徒刑ニ處ス

若し變造して行使したる者ハ輕懲役ニ處ス

第二百八十三條 内國ニ於テ通用する外國の金銀貨を偽造して行使したる者ハ有期徒刑ニ處ス

若し變造して行使したる者ハ二年以上五年以下の重禁錮ニ處ス

第二百八十四條 官許を得て發行する銀行の紙幣を偽造し若クハ變造して行使したる者ハ内外國の區別ニ從ヒ前二條の例ニ照シテ處斷ス

第二百八十五條 内國通用の銅貨を偽造して行使したる者ハ輕懲役ニ處ス

若し變造して行使したる者ハ一年以上三年以下の重禁錮ニ處ス

第二百八十六條 前數條ニ記載したる貨幣の偽造變造已ニ成テ未ダ行使せざる者ハ各本條ニ照シ一等を減じ未ダ成らざる者ハ二等を減ス

若し偽造の器械を豫備して未ダ着手せざる者ハ各三等を減ス

刑法俗解第二編○信用を害する罪

第八十七條 貨幣を偽造變造するの情を知て雇を受けたる職工の前數條に記載したる犯人の受くべき刑を照し各一等を減す

若し職工の補助を爲して雑役を供したる者の職工の刑を照し一等又ハ二等を減す

第八十八條 貨幣を偽造變造するの情を知りて房屋を給與したる者の偽造變造の各本刑を照し二等を減す

第八十九條 偽造變造の貨幣を内國に輸入したる者の偽造變造の刑を同し

第九十條 偽造變造の情を知て其貨幣を受取りし之を行使しふる者の偽造變造して行使したる者の刑を照し各二等を減す

其未だ行使せざる者の各三等を減す

第九十一條 前數條に記載したる罪を犯し輕罪の刑を處する者の六月以上二年以下の監視を付す

第九十二條 貨幣を偽造變造し及び輸入受取したる者未だ行使せざる前に於て官より自首したる時の本刑を免し六月以上三年以下の監視に付す

若し職工雜役及び房屋を給與したる者未だ行使せざる前に於て自首したる時の本刑を免す

第九十三條 貨幣を受取るの後於て偽造又ハ變造あることを知り之を行使したる者の其價額二倍の罰金を處す但し其罰金の二圓以下を降ることを得す

第二節 官印を偽造する罪

第九十四條 御璽國璽を偽造し又ハ其偽璽を使用したる者の無期徒刑を處す

第九十五條 各官署の印を偽造し又ハ其偽印を使用したる者の重懲役を處す

第九十六條 產物商品等に押用する官の記號印章を偽造し又ハ其偽印を使用したる者の輕懲役を處す

書籍什物等を押用する官の記號印章を偽造し又ハ其偽印を使用したる者の一年以上三年以下の重禁錮を處す

第九十七條 御璽國璽官印記號印章の影蹟を盗用したる者の前數條に記載したる偽造の刑を照し各一等を減す

若し監守者自ら犯したる時の偽造の刑を同し

第九十八條 官より發行する各種の印紙界紙及び郵便切手を偽造變造し又ハ其情を知て之を使用したる者の一年以上五年以下の重禁錮を處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第九十九條 既小貼用したる各種の印紙及び郵便切手を再び貼用したる者の二圓以上二十圓以下の罰金を處す

第二百條 此節に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者の未遂犯罪の例に照して處斷す

第二百一條 此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者の六月以上二年以下の監視を附す

第三節 官の文書を偽造する罪

第二百二條 詔書を偽造し又ハ増減變換したる者は無期徒刑を處す其詔書を毀棄したる者又同

第二百二條 官の文書を偽造し又ハ増減變換して行使したる者の輕懲役ニ處す
其官の文書を毀棄したる者亦同也

第二百四條 公債証書地券其他官吏の公証したる文書を偽造し又ハ増減變換して行使したる者の輕懲役ニ處す

若し無記名の公債証書ニ係る時の一等を加ふ
第二百五條 官吏其管掌ニ係る文書を偽造し又ハ増減變換して行使したる者の前の二條ニ照

一各一等を加ふ
其文書を毀棄したる者又同じ

第二百六條 官の文書を偽造するニ因テ官印を偽造し又ハ盜用したる者の偽造官印の各本條ニ照し重きに從テ處斷す

第二百七條 此節ニ記載したる罪を犯し減輕ニ因テ輕罪の刑に處する者ハ六月以上二年以下の監視ニ付す

第四百節 私印私書を偽造する罪
第二百八條 他人の私印を偽造して使用したる者の六月以上五年以下の重禁錮ニ處し五圓以上

五十圓以下の罰金を附加す
若し他人の印影を盜用したる者ハ一等を減す

第二百九條 爲替手形其他裏書を以テ賣買すべき証書若クハ金額と交換すべき約定手形を偽造し又ハ増減變換して行使したる者の輕懲役ニ處す

其手形証書ニ詐偽の裏書を爲して行使したる者も亦同也

第二百十條 賣買貸借贈遺交換其他權利義務ニ關する証書を偽造し又ハ増減變換して行使したる者ハ四月以上四年以下の重禁錮ニ處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

其餘の私書を偽造し又ハ増減變換して行使したる者の一月以上一年以下ハ重禁錮ニ處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百十一條 此節ニ記載したる輕罪を犯さんとしテ未だ遂げざる者の未遂犯罪の例ニ照して處斷す

第二百十二條 此節ニ記載したる罪を犯し輕罪の刑ニ處る者ハ六月以上二年以下の監視ニ附す

第五節 免狀鑑札及疾病証書を偽造する罪
第二百十三條 官の免狀又ハ鑑札を偽造して行使したる者の一月以上一年以下の重禁錮ニ處し

四圓以上四十圓以下の罰金を附加す但官印を偽造し又ハ盜用したる時の偽造官印の各本條ニ照して處斷す

第二百十四條 族籍身分氏名を詐稱し其他詐偽の所爲を以テ免狀鑑札を受けたる者の十五日以上六月以下の重禁錮ニ處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

官吏情を知テ其免狀鑑札を下付したる者の一等を加ふ
第二百十五條 公務を免かる可き爲メ醫師の氏名を用ひ疾病の証書を偽造して行使したる者ハ

自己の爲め又他人の爲めにするを分たず一月以上一年以下の重禁錮ニ處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す
刑法俗解第二編〇信用を害する罪

醫師囑託を受けて其詐偽の証書を造りたる者ハ一等を加ふ

第二百十六條 陸海軍の徴兵を免かるべき爲め疾病の証書を偽造して行使したる者及び囑託を受けて其詐偽の証書を造りたる醫師ハ前條の例ヲ照シ各一等を加ふ

第二百十七條 免狀鑑札及び疾病の証書を増減變更して行使したる者ハ亦詐偽の刑ノ同シ

第六節 偽証の罪

第二百十八條 刑事ニ關する証人トシテ裁判所ニ呼出されたる者被告人を曲庇する爲め事實を掩蔽して偽証を爲したる時ハ左の例ノ照シテ處斷す

一 重罪を曲庇する爲め偽証したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

二 輕罪を曲庇する爲め偽証したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

三 違警罪を曲庇する爲め偽証したる者ハ違警罪の本條ニ依テ處斷す

第二百十九條 偽証の爲め被告人正當の刑を免かれたる時ハ偽証者の刑前條の例ノ照シ各一等を加ふ

第二百二十條 被告人を陷害する爲め偽証を爲したる者ハ左の例ノ照シテ處斷す

一 重罪に陥らしむる爲め偽証したる者ハ二年以上五年以下の重禁錮ニ處シ十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

二 輕罪に陥らしむる爲め偽証したる者ハ六月以上二年以下の重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

三 違警罪に陥らしむる爲め偽証したる者ハ一月以上三月以下の重禁錮ニ處シ二圓以上廿圓以下の罰金を附加す

第二百二十一條 偽証の爲め被告人刑ニ處せられたる後ニ於テ偽証の罪發覺したる時ハ偽証者を其刑ノ反坐す若シ反坐の刑前條ニ記載したる偽証の刑より輕き時ハ前條の例ノ照シテ處斷す

其刑期限内ニ於テ偽証の罪發覺したる時ハ現ニ經過したる日數ニ照シテ反坐の刑期を減する

第二百二十二條 偽証の爲め被告人死刑ニ處せられたる時ハ反坐の刑一等を減す其未だ刑を執行せざる前ニ於テ發覺したる時ハ二等を減す

若シ被告人を死ニ陷る、の目的を以テ偽証を爲したる時ハ死刑ニ反坐す其未だ刑を執行せざる前ニ於テ發覺したる時ハ二等を減す

第二百二十三條 民事商事又ハ行政裁判ニ關シテ偽証ト爲したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百二十四條 鑑定又ハ通事の爲め裁判所ニ呼出されたる者詐偽の陳述を爲したる時ハ前條ニ記載したる偽証の例ノ照シテ處斷す

第二百二十五條 賄賂其他の方法を以テ人ニ囑託して偽証又ハ詐偽の鑑定通事を爲さしめたる者ハ又偽証の例ノ同シ

刑法俗解第二編〇信用を害する罪

第二百二十六條

此節に記載したる罪を犯したる者其事件の裁判宣告に至らざる前よ於て自首したる時ハ本刑を免す

第七節

度量衡を偽造する罪

第二百二十七條

度量衡を偽造し又ハ變造して販賣したる者ハ二年以上五年以下の重禁錮ニ處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

但し官の記號印章を偽造し又ハ盗用したる時ハ偽造官印の各本條ニ照シ重きニ從テ處斷す

第二百二十八條

偽造變造の情を知テ其度量衡を販賣したる者ハ前條の刑ニ一等を減す

第二百二十九條

商賈農工定規を増減したる度量衡を所有したる者ハ一月以上三月以下の重禁錮ニ處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百三十條

人の囑託を受けて度量衡を偽造し又ハ變造したる者ハ其囑託したる犯人の刑ニ照シ各一等を減す

第八節

身分を詐稱する罪

第二百三十一條

官署に對シ文書又ハ言語を以テ其屬籍身分氏名年齢職業を詐稱したる者ハ二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百三十二條

官職位階を詐稱し又ハ官の服飾徽章若クハ内外國の勳章を僭用したる者ハ十五日以上二月以下の輕禁錮ニ處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第九節

公撰の投票を偽造する罪

第二百三十三條

公撰の投票を偽造し又ハ其數を増減したる者ハ一月以上一年以下の輕禁錮ニ處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百三十四條

賄賂を以テ投票を爲さしめ又ハ賄賂を受けて投票を爲したる者ハ二月以上二年以下の輕禁錮ニ處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百三十五條

投票を檢査し及び其數を計算する者其投票を偽造し又ハ増減したる時ハ六月以上三年以下の輕禁錮ニ處し四圓以上四十圓以下ハ罰金を附加す

第二百三十六條

調書を造リ投票の結局を報告する者其數を増減し其他詐偽の所爲ある時ハ一年以上五年以下の輕禁錮ニ處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第五章

健康を害する罪

第一節

阿片烟ニ關する罪

第二百三十七條

阿片烟を輸入し及び製造し又ハ之を販賣したる者ハ有期徒刑ニ處す

第二百三十八條

阿片烟ヲ吸食するの器具を輸入し及び製造し又ハ之を販賣したる者ハ輕懲役ニ處す

第二百三十九條

稅關官吏情を知テ阿片烟及び其器具を輸入せしめたる者ハ前二條の刑ニ照シテ各一等を加ふ

第二百四十條

阿片烟を吸食する爲め房屋を給與して利を圖る者ハ輕懲役ニ處す人を誘引して阿片烟を吸食せしめたる者亦同シ

刑法俗解第二編〇信用を害する罪〇健康を害する罪

第二百四十一條 阿片烟を吸食したる者ハ二年以上三年以下の重禁錮ニ處ス

第二百四十二條 阿片烟及び吸食の器具を所有し又ハ受寄したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處ス

第二節

飲料の淨水を汚穢する罪

第二百四十三條 人の飲料ニ供する淨水を汚穢し因て之を用ふる能ハざるに至らしめたる者ハ十一月以上一月以下の重禁錮ニ處シ二圓以上五圓以下の罰金を附加ス

第二百四十四條 人の健康を害すべき物品を用ひて水質を變じ又ハ腐敗せしめたる者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下の罰金を附加ス

第二百四十五條 前條の罪を犯し因て人を疾病又ハ死ニ致したる者ハ毆打創傷の各本條に照し重きニ從て處斷ス

第三節

傳染病豫防規則ニ關する罪

第二百四十六條 傳染病豫防の爲め設けたる規則ニ違背して入港の船より上陸し又ハ物品を陸地ニ運搬したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處し又ハ二十圓以上二百圓以下の罰金を處ス

第二百四十七條 船長自ら前條の罪を犯し又ハ人の犯すことを知て制せざる者ハ前條の刑ニ一等を加ふ

第二百四十八條 傳染病流行の際豫防規則ニ違背して流行地方より他處に出たる者ハ十五日以上六月以下の重禁錮ニ處し又ハ十圓以上百圓以下の罰金を處ス

第二百四十九條

獸類の傳染病流行の際豫防規則ニ違背して獸類を他處に出したる者ハ十一月以上二月以下の重禁錮ニ處し又ハ五圓以上五十圓以下の罰金を處ス

第四節

危害品及び健康を害すべき物品製造の規則ニ關する罪

第二百五十條 官許を得ずして危害を生ずべき物品の製造所を創設したる者ハ二十圓以上二百圓以下の罰金を處ス

若し健康を害すべき物品の製造所を創設したる者ハ十圓以上百圓以下の罰金を處ス

第二百五十一條 官許を得て前條に記載したる製造所を創設すと雖も危害を豫防し健康を保護する規則ニ違背したる者ハ前條の例ニ照し各一等を減ス

第二百五十二條 前二條の罪を犯し因て人を疾病死傷に致したる時の過失教傷の各本條ニ照し重きニ從て處斷ス

第五節

健康を害すべき飲食物及び藥劑を販賣する罪

第二百五十三條 人の健康を害すべき物品を飲食物ニ混和して販賣したる者ハ三圓以上三十圓以下の罰金を處ス

第二百五十四條 規則に違背して毒藥劇藥を販賣したる者ハ十圓以上百圓以下の罰金を處ス

第二百五十五條 前二條の罪を犯し因て人を疾病又ハ死ニ致したる者ハ過失殺傷の各本條ニ照し重きニ從て處斷ス

第六節

私ニ醫業を爲す罪

第二百五十六條 官許を得ずして醫業を爲したる者ハ十圓以上百圓以下の罰金を處ス

刑法俗解第二編〇健康を害する罪〇風俗を害する罪

第二百五十七條 前條の犯人治療の方法を誤り因て人を死傷お致したる時の過失殺傷の各本條より照し重きより從て處斷す

第六章 風俗を害する罪

第二百五十八條 公然猥褻の所行を爲したる者の三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第二百五十九條 風俗を害する冊子圖書其他猥褻の物品を公然陳列し又ハ販賣したる者の四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第二百六十條 賭場を開張して利を圖り又ハ博徒を招結したる者の二月以上一年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第二百六十一條 財物を賭して現博奕を爲したる者の一月以上六月以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其情を知て房屋を給與したる者亦同じ但し飲食物を賭する者の此限をあらす

賭博の器具財物其現場はあつる者の之を沒收す

第二百六十二條 財物を隠集し富籤を以て利益を僥倖するの業を興行したる者の一月以上六月以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百六十三條 神祠佛堂墓所其他禮拜所に對し公然不敬の所爲ある者の二圓以上二十圓以下の罰金に處す

若し説教又ハ禮拜を妨害したる者の四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第七章 死屍を毀棄し及び墳墓を發掘する罪

第二百六十四條 埋葬すべき死屍を毀棄したる者の一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百六十五條 墳墓を發掘して棺槨又ハ死屍を見したる者の二月以上二年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

因て死屍を毀棄したる者の三月以上三年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百六十六條 此章に記載したる罪を犯さんとして未だ遂げざる者の未遂犯罪の刑より照して處斷す

第八章 商業及び農工の業を妨害する罪

第二百六十七條 偽計又ハ威力を以て穀類其他衆人の需用を欠くべからざる食用物の賣買を妨害したる者の一月以上六月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

前項に記載したる以外の物品の賣買を妨害したる者の一等を減す

第二百六十八條 偽計又ハ威力を以て糶賣又ハ入札を妨害したる者の十五日以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百六十九條 偽計又ハ威力を以て農工の業を妨害したる者の亦前條と同じ

第二百七十條 農工の雇人其雇賃を増さしめ又ハ農工業の景況を變ぜしむる爲め雇主及び他の雇人に對し偽計威力を以て妨害を爲したる者の一月以上六月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百七十一條 雇主其賃を減し又ハ農工業の景況を變する爲め雇人及び他の雇主に對し偽計威力を以て妨害を爲したる者亦前條と同シ
第二百七十二條 虚偽の風説を流布して穀類其他衆人需用物品の價直を檢低せしめたる者の十圓以上百圓以下の罰金を處す

第九章 官吏瀆職の罪

第一節 官吏公益を害する罪

第二百七十三條 官吏其管掌に係る法律規則を公布施行せず又ハ他の官吏の公布施行を妨害したる者の二月以上六月以下の輕禁錮に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す
第二百七十四條 兵隊を要求し及び之を使用する權ある官吏地方の騷擾其他兵權を以て鎮撫すべき時ニ當り其處分を爲さざる者の三月以上三年以下の輕禁錮に處し二十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第二百七十五條 官吏規則に違背して商業を爲したる者の二十圓以上五百圓以下の罰金を處す
第二節 官吏人民に對する罪
第二百七十六條 官吏撞ハ威權を用ひ人をして其權利なき事を行はしめ又ハ其爲すべき權利を妨害したる者の十一月以上二月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す
第二百七十七條 人の身軀財産を妨害するの犯人あるニ當り豫審判事檢事警察官吏其報告を受けて速カク保護の處分を爲さざるものハ十五日以上三月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百七十八條 逮捕官吏法律に定めたる程式規則を遵守せずして人を逮捕し又ハ不正に人を監禁したる者の十五日以上三月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す但シ監禁日數十日を過ぐる毎ハ一等を加ふ
第二百七十九條 司獄官吏程式規則を遵守せずして囚人を監禁し若シ之の囚人を出獄せしむべきの時に到り之を放免せざるものハ亦前條の例同シ
第二百八十條 前二條ハ記載したる官吏又ハ護送者囚人に對し飲食衣服を屏去し其他苛刻の所爲を施したる者の三月以上三年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す
因テ囚人を死傷致したる時ハ毆打創傷の各本條ハ照シ一等を加へ重きを以テ處斷す
第二百八十一條 水火震災の際官吏囚人の監禁を解くとを怠たり依テ死傷致したるものハ毆打創傷の各本條ハ照シ一等を加ふ
第二百八十二條 裁判官檢事及び警察官吏被告人に對シ罪狀を陳述せしむる爲め暴行を加へ又ハ凌虐の所爲あるものハ四月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す
因テ被告人を死傷致したる時ハ毆打創傷の各本條ハ照シ一等を加へ重きを以テ處斷す
第二百八十三條 裁判官檢事故なくして刑事の訴へを受理せず又ハ遷延して審理せざる者ハ十五日以上三月以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其民事訴へハ係るもの亦同シ

第二百八十四條 官吏人の囑託を受け賄賂を收受し又ハ之を聽許したるものハ一月以上一年以下刑罰俗解第二編〇官吏瀆職の罪

下は重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す
因て不正の處分を爲したる時ハ一等を加ふ

第二百八十五條 裁判官民事の裁判に關して賄賂を收受し又ハ之を聽許したるものハ二月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す
因て不正の裁判を爲したる時ハ一等を加ふ

第二百八十六條 裁判官檢察警察官吏刑事の裁判に關して賄賂を收受し又ハ之を聽許したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す
因て被告人を曲庇したる者ハ三月以上三年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

其被告人を陷害したるものハ二年以上五年以下の重禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す若し枉斷したる所の刑此の刑より重きときハ第二百二十一條第二百廿二條の例に照して反坐す

第二百八十七條 裁判官檢察警察官吏賄賂を收受聽許せずと雖とも情を從ひ又ハ怨を挟み被告人を曲庇陷害したる者ハ亦前條の例に同じ
第二百八十八條 前數條に記載したる賄賂既に收受したる者ハ之を沒收し費用したるものハ其價を追徴す

第三節 官吏財産に對する罪
第二百八十九條 官吏自から監守する所の金穀物件を竊取したる者ハ輕懲役に處す

因て官の文書簿冊を増減變換し又ハ毀棄したる時ハ第二百五條の例に照して處斷す
第二百九十條 租稅其他諸般の入額を徵收する官吏正數外の金穀を徵收したるものハ二月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す
第二百九十一條 此の節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處するものハ六月以上二年以下の監視に附す

第三編 身軀財産に對する重罪輕罪

第一章 身軀に對する罪

第一節 謀殺故殺の罪

第二百九十二條 豫じめ謀りて人を殺したる者ハ謀殺の罪と爲し死刑に處す
第二百九十三條 毒物を使用して人と殺したる者ハ謀殺を以て論じ死刑に處す
第二百九十四條 故意をもつて人を殺したるものハ故殺の罪と爲し無期徒刑に處す
第二百九十五條 肢解折割其他慘刻の所爲を以て人を故殺したる者ハ死刑に處す
第二百九十六條 重罪輕罪を犯すに便利なるため又ハ己に犯して其罪を免がる、爲め人を故殺したるものハ死刑に處す
第二百九十七條 人を殺すの意を出で詐稱誘導して危害に陥しれ死に致したるものハ故殺を以て論じ其豫じめ謀る者の謀殺を以て論す
第二百九十八條 謀殺故殺を行ひ誤まりて他人を殺したるものハ仍や謀故殺を以て論す

第二節 毆打創傷の罪

刑法俗解第三編〇身軀に對する罪

第二百九十九條 人を毆打創傷し因て死に致したる者ハ重懲役ニ處ス

第三百條 人を毆打創傷し其兩目を瞎し兩耳を聾し又ハ兩肢を折り及び舌を斷ち陰陽を毀敗し若しくは知覺精神を喪失せしめ篤疾ヲ致したるものハ輕懲役ニ處ス

其一目を瞎し一耳を聾し又ハ一肢を折り其他身軀を殘廢し廢疾ヲ致したる者ハ二年以上五年以下の重禁錮ニ處ス

第三百一一條 人を毆打創傷し二十日以上ノ時間疾病ヲ罹リ又ハ職業を營むト能ハざるヲ至らしめたる者ハ一年以上三年以下の重禁錮ニ處ス

其疾病休業ニ至らずト雖ども身軀ヲ創傷を爲したる者ハ十一日以上一月以下の重禁錮ニ處ス

疾病休業ニ至らずト雖ども身軀ヲ創傷を爲したる者ハ十一日以上一月以下の重禁錮ニ處ス

第三百二條 豫じめ謀つて人を毆打創傷し休業廢篤疾又ハ死ヲ致したる者ハ前數條ニ記載したる刑ニ照し各一等を加ふ

第三百三條 重罪輕罪を犯すハ便利なる爲め又ハ已に犯して其罪を免かる、爲め人を毆打創傷したるものハ亦前條ニ例ニ同じ

第三百四條 毆打ニ因リ誤て他人を創傷したる者ハ仍ハ毆打創傷の本刑を科す

第三百五條 二人以上共々人を毆打創傷したる者ハ現手を下し傷を爲すの輕重に従つて各自ノ其刑を科す若し共毆して傷を爲して輕重を知ると能ハざるるときハ其重傷の刑ニ照し一等を減す但し教唆者ハ減等の限ニあらず

第三百六條 二人以上共々人を毆打するハ當り自ら人を傷せずト雖も幫助して傷を成さしめたる者ハ現手傷を成したる者の刑ニ一等を減す

第三百七條 健康を害すべき物品を施用して人を疾苦せしめたる者ハ豫め謀て毆打創傷するの例ニ照して處斷す

第三百八條 人を殺すの意ニ非ずト雖ども詐稱誘導して危害ヲ陷レ因て疾病死傷ヲ致したる者ハ毆打創傷を以て論ず

第三節 殺傷ニ關する宥恕及び不諭罪

第三百九條 自己の身軀ニ暴行を受くるハ因り直ちハ怒を發し暴行人を殺傷したる者ハ其罪を宥恕す但不正の所爲ニ因り自ら暴行を招きたるものハ此限ニあらず

第三百十條 毆打して互に創傷し其手を下すの前後を知ると能ハざる者ハ各其罪を宥恕するトを得

第三百十一條 本夫其妻の姦通を覺知し姦所に於て直ちハ姦夫又ハ姦婦を殺傷したる者ハ其罪を宥恕す但し本夫先ハ姦通を縱容したる者ハ此限ニあらず

第三百十二條 晝間故なく人の住居したる邸宅ニ入り若くハ門戶牆壁を踰越損壞せんとする者を妨止する爲め之を殺傷したる者ハ其罪を宥恕す

第三百十三條 前數條ニ記載したる宥恕すべき罪ハ各本刑ニ照し二等又ハ三等を減す

第三百十四條 身軀生命を正當ニ妨衛し己むトを得ざるハ出て暴行人を殺傷したる者ハ自己の爲よし他人の爲よしするを分たず其罪を論ぜず但不正の所爲ニ因り自ら暴行を招きたる者ハ此限ニあらず

第二百十五條 左の諸件に於て已むを得ざるよ出で人を殺傷したる者ハ其罪を論ぜず

一 財産ヲ對し放火其他暴行を爲す者を防止するよ出たる時

二 盜犯を防止し又ハ盜贖を取還するよ出たる時

三 夜間故なく人の住居したる邸宅よ入り若くハ門戶墻壁を踰越損壞する者を防止するよ出たる時

第二百十六條 身財財産を妨衛するよ出ると雖ども己むを得ざるよ非ずして書を暴行人に加へ又ハ危害己に去りたる後に於て勢ふ乘じ仍は書を暴行人よ加へたる者ハ不論罪の限りよあらす但し情狀よ因り第二百十三條の例よ照して其罪を宥恕することを得

第二百十七條 疎虞懈怠又ハ規則慣習を遵守せず過失よ因て人を死に致したる者ハ二十圓以上二百圓以下の罰金に處す

第二百十八條 過失よ因て人を創傷し癡篤疾よ致したる者ハ十圓以上百圓以下の罰金に處す

第二百十九條 過失よ因て人を創傷し疾病休業に至らしめたる者ハ二圓以上五十圓以下の罰金に處す

第五節 自殺よ關する罪

第二百二十條 人を殺唆して自殺せしめ又ハ囑託を受けて自殺人の爲め手を下したる者ハ六月以上三年以下の重禁錮に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す其他自殺の補助を爲したる者ハ一等を減す

第二百二十一條 自己の利を圖り人を殺唆して自殺せしめたる者ハ重懲役よ處す

第六節 擲よ人を逮捕監禁する罪

第二百二十二條 擲よ人を逮捕し又ハ私家よ監禁したる者ハ十一日以上二月以下の重禁錮よ處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す但し監禁日數十日を過る毎ふ一等を加ふ

第二百二十三條 擲よ人を監禁制縛して毆打拷責し又ハ飲食衣服を屏去し其他苛刻の所爲を施したる者に二月以上二年以下の重禁錮よ處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百二十四條 前條の罪を犯し因て人を疾病死傷よ致したる者ハ毆打創傷の各本條よ照し重きよ從て處斷す

第二百二十五條 擲よ人を監禁し水火震災の際其監禁を解くとを怠り因て死傷よ致したる者ハ亦前條の例よ同じ

第七節 脅迫の罪

第二百二十六條 人を殺さんと脅迫し又ハ人の住居したる家屋よ放火せんと脅迫したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮よ處し三圓以上二十圓以下の罰金を附加す

毆打創傷其他暴行を加へんと脅迫し又ハ財産に放火し及び毀壞劫掠せんと脅迫したる者ハ十日以上二月以下の重禁錮よ處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百二十七條 兇器を持って前條の罪を犯したる者ハ各一等を加ふ

第二百二十八條 親屬本害を加ふべき事を以て脅迫したる者ハ亦前二條の例よ同じ

第二百二十九條 此節よ記載したる罪ハ脅迫を受けたる者又ハ其親屬の告訴を待て其罪を論す

刑法俗解第三編〇身軀よ對する罪

第八節 墮胎の罪

第三百二十條 懷胎の婦女藥物其他の方法を以て墮胎したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮に處す

第三百二十一條 藥物其他の方法を以て墮胎せしめたる者ハ亦前條と同じ因て婦女を死し致したる者ハ一年以上三年以下の重禁錮に處す

第三百二十二條 醫師 穩婆又ハ藥商前條の罪を犯したる者ハ各一等を加ふ

第三百二十三條 懷胎の婦女を威迫し又ハ誑騙して墮胎せしめたる者ハ一年以上四年以下の重禁錮に處す

第三百三十四條 懷胎の婦女あることを知て毆打其他暴行を加へ因て墮胎に至らしめたる者ハ二年以上五年以下の重禁錮に處し其墮胎せしむるの意も出たる者ハ輕懲役に處す

第三百三十五條 前二條の罪を犯し因て婦女を廢篤疾又ハ死し致したる者ハ毆打創傷の各本條に照し重き者從て處斷す

第九節 幼者又ハ老疾者を遺棄する罪

第三百三十六條 八歳未満の幼者を遺棄したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處す自ら生活すると能はざる老者痲病者を遺棄したる者亦同じ

第三百三十七條 八歳未満の幼者又ハ疾 病者を寥闕無人の地に遺棄たる者ハ四月以上四年以下の重禁錮に處す

第三百三十八條 給料を待て人の寄託を受け保養すべき者前二條の罪を犯したる時ハ各一等を加ふ

第三百三十九條 幼者老疾者を遺棄し因て痲疾を致したる者ハ輕懲役に處し篤疾を致したる者ハ重懲役に處し死し致したる者ハ有期徒刑に處す

第三百四十條 自己の所有地又ハ看守すべき地内遺棄せられたる幼者老疾者あることを知て之を扶助せず又ハ官署に申告せざる者ハ十五日以上六月以下の重禁錮に處す

第十節 幼者を略取誘拐する罪

第三百四十一條 十二歳未満の幼者を略取し又ハ誘拐して自から藏匿し若くハ他人に交付したる者ハ一年以上五年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第三百四十二條 十二歳以上二十歳未満の幼者を略取して自から藏匿し若くハ他人に交付したる者ハ一年以上三年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其誘拐して自から藏匿し若くハ他人に交付したる者ハ六月以上二年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百四十三條 略取誘拐したる幼者あることを知て自己の家屬僕婢と爲し又ハ其他の名稱を以て之を收受しする者ハ前二條の例に照し各一等を減す

第三百四十四條 前數條に記載したる罪ハ被害者又ハ親屬の告訴を待て其罪を論ず但し略取誘拐せられたる幼者式に從て婚姻を爲したる時ハ告訴の効なし

第三百四十五條 二十歳未満の幼者を略取誘拐して外國人に交付したる者ハ輕懲役に處す

刑法俗解第三編〇身躰に對する罪

第十一節

猥褻姦淫重婚の罪

第三百四十六條 十二歳以上二十歳以下の男女が對し猥褻の所行を爲し又ハ十二歳以上の男女が對し暴行脅迫を以て猥褻の所行を爲したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百四十七條 十二歳以上二十歳以下の男女に對し暴行脅迫を以て猥褻の所行を爲したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

第三百四十八條 十二歳以上の婦女を強姦したる者ハ輕懲役ニ處ス藥酒等を用ひ人を昏睡せしめ又ハ精神を錯亂せしめて姦淫したる者ハ強姦を以て論ず

第三百四十九條 十二歳未満なる幼女を姦淫したる者ハ輕懲役ニ處ス若シ強姦したる者ハ重懲役に處ス

第三百五十條 前數條に記載したる罪ハ被害者又ハ其親屬の告訴を待て其罪を論ず

第三百五十一條 前數條に記載したる罪を犯し因て人を死傷に致したる者ハ毆打創傷の各本條に照し重き不從で處斷す但シ強姦に因て癩癩疾を致したる者ハ有期徒刑ニ處シ死に致したる者ハ無期徒刑ニ處ス

第三百五十二條 十六歳に滿ざる男女に淫行を勸誘して媒合したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百五十三條 有夫の婦姦通したる者ハ六月以上二年以下の重禁錮ニ處ス其相姦する者亦同

此條の罪ハ本夫の告訴を待て其罪を論ず但シ本夫先に姦通を縱容したる者ハ告訴の効なし

第三百五十四條 配偶者ある者重ねて婚姻を爲したる時ハ六月以上二年以下の重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第十二節 誣告及び誹毀の罪

第三百五十五條 不實の事を以て人を誣告したる者ハ第二百二十條に記載したる偽証の例に照して處斷す

第三百五十六條 誣告を爲すと雖も被告人の推問を始めざる前ニ於て誣告者自首したる時ハ本刑を免す

第三百五十七條 誣告ニ因て被告人刑に處せられたる時ハ第二百二十一條第二百二十二條に記載したる例に照して處斷す

第三百五十八條 惡事醜行を擧發して人を誹毀したる者ハ事實の有無を問はず左の例に照して處斷す

一 公然の演説を以て人を誹毀したる者ハ十一日以上三月以下の重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

二 書類畫圖を公布し又ハ雜劇偶像を作爲して人を誹毀したる者ハ十五日以上六月以下の重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第三百五十九條 死者を誹毀したる者ハ誣罔ニ出たるに非ざれば前條の例に照して處斷するとを得ず

刑法俗解第三編○身軀ニ對する罪○財産ニ對する罪

第三百六十條

醫師藥商穩婆又ハ代言人辨護人代書人若クハ神官僧侶其身分職業ニ於テ委託を受けたる事ニ因リ知得たる陰私を漏告したる者ハ誹毀を以テ論じ十一月以上三月以下の重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下の罰金を附加す但シ裁判所の呼出を受けて事實を陳述する者ハ此限ヨウラス

第三百六十一條

此節ニ記載したる誹毀の罪ハ被害者又ハ死者の親屬の告訴を待テ其罪を論ず

第十三節

祖父母父母ニ對する罪

第三百六十二條

子孫其祖父母父母を謀殺故殺したる者ハ死刑ニ處ス其自殺に關する罪ハ凡人の刑ニ照シ二等を加ふ

第三百六十三條

子孫其祖父母父母ニ對シ毆打創傷の罪其他監禁脅迫遺棄誣告誹毀の罪を犯したる者ハ各本條に記載したる凡人の刑ニ照シ二等を加ふ但シ癱疾ニ致したる者ハ有期徒刑ニ處シ篤疾ニ致したる者ハ無期徒刑ニ處シ死に致したる者ハ死刑ニ處ス

第三百六十四條

子孫其祖父母父母ニ對シ衣食を供給せず其他必用ある奉養を欠きたる者ハ十五日以上六月以下の重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下の罰金を附加す因テ疾病又ハ死ニ致したる者ハ亦前條の例ニ同ジ

第三百六十五條

祖父母父母ニ對したる殺傷の罪ハ特別の宥恕及び不論罪の例を用ふるを得ず但シ其犯す時知らざる者ハ此限りヨウラス

第二章 財産ニ對する罪

第一節 竊盜の罪

第三百六十六條

人の所有物を竊取したる者ハ竊盜の罪ト爲シ二月以上四年以下の重禁錮ニ處ス

第三百六十七條

水火震災其他の變ニ乘じて竊盜を犯したる者ハ六月以上五年以下の重禁錮ニ處ス

第三百六十八條

門戸墻壁を踰越損壞シ若クハ銷鑰を開キ邸宅倉庫ヨリ竊盜を犯したる者ハ亦前條ヨ同ジ

第三百六十九條

二人以上共ニ前二條の罪を犯したる者ハ各一等を加ふ

第三百七十條

兇器を携帯して人の住居したる邸宅ヨリ竊盜を犯したる者ハ輕懲役ニ處ス

第三百七十一條

自己の所有物ト雖モ典物トシテ他人ヨリ交付シ又ハ官署の命令ニ因リ他人の看守したる時之を竊取したる者ハ竊盜を以テ論ず

第三百七十二條

田野ニ於テ穀類菜菓其他の産物を竊取したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處ス

第三百七十三條

山林ニ於テ竹木礦物其他の産物を竊取シ又ハ川澤池沼湖海ニ於テ人の生養シ若クハ營業ニ關する産物を竊取したる者ハ亦前條ヨ同ジ

第三百七十四條

牧場ニ於テ牧畜の獸類を竊取したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處ス

第三百七十五條

此節ニ記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例ニ照シテ處斷ス

刑法俗解第三編〇財産ニ對する罪

第三百七十六條 此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者の六月以上二年以下の監視に付す

第三百七十七條 祖父父母夫妻子孫及び其配偶者又同居の兄弟姉妹互に其財物を竊取したる者の竊盜を以て論ずるの限りはならず若し他人共犯して財物を分ちたる者の竊盜を以て論ず

第二節 強盜の罪

第三百七十八條 人を脅迫し又ハ暴行を加へて財物を強取したる者の強盜の罪と爲し輕懲役ニ處す

第三百七十九條 強盜左に記載したる情狀ある者の一個毎ニ一等を加ふ

- 一 二人以上共犯したる時
- 二 兇器を携帯して犯したる時

第三百八十條 強盜人を傷したる者の無期徒刑に處し死に致したる者の死刑に處す

第三百八十一條 強盜婦女を強姦したる者の無期徒刑に處す

第三百八十二條 竊盜財を得て其取還を拒く爲め臨時暴行脅迫を爲したる者の強盜を以て論ず

第三百八十三條 藥酒等を用ひ人を昏迷せしめ其財物を盜取したる者の強盜と以て論じ輕懲役ニ處す

第三百八十四條 此節に記載したる罪を犯し減輕に因て輕罪の刑に處する者の六月以上二年以下の監視に付す

第三節 遺失物埋藏物ニ關する罪

第三百八十五條 遺失及び漂流の物品を拾得て隱匿し所有主に還付せず又ハ官署ニ申告せざる者ハ十一月以上三月以下の重禁錮ニ處し又ハ二圓以上二十圓以下の罰金ニ處す

第三百八十六條 他人の所有地内ニ於て埋藏の物品を掘得て隱匿したる者の亦前條ニ同之

第三百八十七條 此節に記載したる罪を犯したるもの第三百七十七條に掲げたる親屬ニ係る時ハ其罪を論ぜず

第四節 家資分散ニ關する罪

第三百八十八條 家資分散の際其財産を藏匿脱漏し又ハ虚偽の負債を増加したる者の二月以上四年以下の重禁錮ニ處す

第三百八十九條 家資分散の際其財産を藏匿脱漏し又ハ虚偽の負債を増加したる者の二月以上四年以下の重禁錮ニ處す

第三百九十條 人を欺罔し又ハ恐喝して財物若クハ證書類を騙取したる者の詐欺取財の罪と爲す

二月以上四年以下の重禁錮ニ處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す
因て官私の文書を偽造し又ハ増減變換したる者の偽造の各本條ニ照し重きニ從つて處斷す
第三百九十一條 幼者の知慮淺薄又ハ人の精神錯亂したるニ乘じて其財物若クハ證書類を授與せしめたる者の詐欺取財を以て論ず

刑法俗解第三編〇財産ニ對する罪

第二百九十二條 物件を販賣し又の交換するに當り其物質を變じ若くは分量を偽て人よ交付したる者の詐欺取財を以て論ず

第二百九十三條 他人の動産不動産を冒認して販賣交換し又の抵當典物と爲したる者ハ詐欺取財を以て論ず

第二百九十四條 前數條に記載したる罪を犯したる者ハ六月以上二年以下の監視不付す

第二百九十五條 受寄の財物借用物又の典物其他委託を受けたる金類物件を消費したる者ハ六月以上二年以下の重禁錮不處し若し騙取拐帶其他詐欺の所爲ある者ハ詐欺取財を以て論ず

第二百九十六條 自己の所有に係ると雖ども官署より差押へたる物件を藏匿脱漏したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮不處す但し家資分散の際此罪を犯したる者ハ第三百八十八條の例に照して處斷す

第二百九十七條 此節に記載したる罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の列に照して處斷す

第二百九十八條 此節に記載したる罪を犯したるもの第三百七十七條に掲けたる親屬に係る時ハ其罪を論ぜず

第六節 贓物に關する罪

第三百九十九條 強竊盜の贓物なることを知て之を受け又ハ寄藏故賣し若くハ牙保を爲したる者ハ一月以上三年以下の重禁錮不處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第四百條 前條の罪を犯したる者ハ六月以上二年以下の監視不付す

第四百一條 詐欺取財其他の犯罪に關したる物件あることを知て之を受け又ハ寄藏故賣し若くハ牙保を爲したる者ハ十一月以上一年以下の重禁錮不處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第七節 放火失火の罪

第四百二條 火を放て人の住居したる家屋を燒燬したる者ハ死刑不處す

第四百三條 火を放て人の住居せざる家屋其他の建造物を燒燬したる者ハ無期徒刑不處す

第四百四條 火を放て廢屋及び柴草肥料等を貯ふる屋舎を燒燬したる者ハ重懲役不處す

第四百五條 火を放て人を乗載したる船舶汽車を燒燬したる者ハ死刑不處す

第四百六條 火を放て山林の竹木田野の穀物又ハ露積したる柴草竹木其他の物件を燒燬したる者ハ輕懲役不處す

第四百七條 火を放て自己の家屋を燒燬したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮不處す

第四百八條 放火の罪を犯し輕罪の刑に處する者ハ六月以上二年以下の監視不付す

第四百九條 火を失して人の家屋財産を燒燬したる者ハ三圓以上二十圓以下の罰金を處す

第四百十條 火藥其他激發すべき物品又ハ煤氣井蒸氣罐を破烈せしめて人の家屋財産を燒燬したる者ハ其故意よ出る過失とを分ち放火失火の例に照して處斷す

第八節 決水の罪

刑法俗解第三編の財産に對する罪

第四百十一條 堤防を決潰し又ハ水閘を毀壞して人の住居したる家屋を漂失したる者の無期徒刑に處す

若シ人の住居せざる家屋其他の建造物を漂失したる者の重懲役ニ處す

第四百十二條 堤防を決潰し水閘を毀壞して田圃坑鑿牧場等を荒廢したる者の輕懲役ニ處す

第四百十三條 他人の便益を損フ又ハ自己の便益を圖る爲め堤防を決潰し水閘を毀壞し其他水利を妨害したる者の一月以上二年以下の重禁錮ニ處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百十四條 過失に因て水害を起したる者の失火の例ニ照して處斷す

第九節 船舶を覆没する罪

第四百十五條 衝突其他の所爲を以て故さらハ人の乗載したる船舶を覆没したる者の死刑ニ處す但し船中死亡する時ハ無期徒刑に處す

第四百十六條 前條の所爲を以て人を乗載せざる船舶を覆没したる者の輕懲役ニ處す

第十節 家屋物品を毀壞し及び動植物を害する罪

第四百十七條 人の家屋其他の建造物を毀壞したる者の一月以上五年以下の重禁錮ニ處し二圓以上五十圓以下の罰金を附加す

因て人を死傷ノ致したる者の毆打創傷の名本條ニ照し重きニ從て處斷す

第四百十八條 人の家屋ニ屬する牆壁及び園地の裝飾又ハ田圃の樊園牧場の柵欄を毀壞したる者の十一日以上三月以下の重禁錮ニ處し又ハ二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百十九條 人の稼穡竹木其他需用の植物を毀損したる者の十一日以上六月以下の重禁錮ニ處し又ハ三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

處し又ハ三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第四百二十條 土地の經界を表したる物件を毀壞し又ハ移轉したる者の一月以上六月以下の重禁錮ニ處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百二十一條 人の器物を毀棄したる者の十一日以上六月以下ハ重禁錮ニ處し又ハ三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第四百二十二條 人の牛馬を殺したる者の一月以上六月以下の重禁錮ニ處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百二十三條 前條に記載したる以外の家畜を殺したる者の二圓以上二十圓以下の罰金を附加す但し被害者の告訴を待て其罪を論ず

第四百二十四條 人の權利義務ニ關する證書類を毀棄滅盡したる者の二月以上四年以下の重禁錮ニ處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第四編 違警罪

第四百二十五條 左の諸件を犯したる者の三日以上十日以下の拘留ニ處し又ハ一圓以上一圓九十五錢以下の料料ニ處す

一 規則を遵守せずして火藥其他破裂すべき物品を市街ニ運搬したる者

二 規則を遵守せずして火藥其他破裂すべき物品又ハ自から火を發すべき物品を貯藏したる者

刑法俗解第三編○財産ニ對する罪○第四編○違警罪

- 三 官許を得ずして烟火を製造し又ハ販賣したる者
 - 四 人家稠密の場所ニ於テ濫リテ烟火其他火器を玩びたる者
 - 五 蒸氣器械其他烟筒火竈を建造修理し及ビ掃除する規則ニ違背したる者
 - 六 官署の催促を受けて崩壊せんとする家屋牆壁の修理を爲さざる者
 - 七 官許を得ずして死屍を解剖したる者
 - 八 自己の所有地内ニ死屍あることを知テ官署ニ申告せず又ハ他所ニ移したる者
 - 九 人を毆打して創傷疾病ニ至らざる者
 - 十 密ニ賣淫を爲し又ハ其媒合容止を爲したる者
 - 十一 人の住居せざる家屋内ニ潜伏したる者
 - 十二 定りたる住居なく平常營生の産業なくして諸方ニ徘徊する者
 - 十三 官許の墓地外ニ於テ私ニ埋葬したる者
 - 十四 違警罪の犯人を曲庇する爲メ偽證したる者但し被告人偽證の爲メ刑を免かれたる時の第二百十九條の例ニ從ふ
- 第四百二十六條 左の諸件を犯したる者の二日以上五日以下の拘留ニ處し又ハ五十錢以上一圓九十錢以下の科料ニ處す
- 一 人家の近傍又ハ山林田野ニ於テ濫リテ火を焚く者
 - 二 水火其他の變ニ際シ官吏より防禦すべきの求めを受け傍觀して之を肯ざる者

- 三 不熟の藥物又ハ腐敗したる飲食物を販賣したる者
 - 四 健康を保護する爲メ設けたる規則又ハ傳染病豫防規則ニ違背したる者
 - 五 人は通行すべき場所ニある危険の井溝其他凹所ニ蓋又ハ防圍を爲さざる者
 - 六 路上ニ於テ犬其他の獸類を嘯し又ハ驚逸せしめたる者
 - 七 發狂人の看守を怠リ路上ニ徘徊せしめたる者
 - 八 狂犬猛獸等の繫鎖を怠リ路上ニ放ちたる者
 - 九 變死人の檢視を受けずして埋葬したる者
 - 十 墓碑及ビ路上の神佛を毀損し又ハ汚瀆したる者
 - 十一 神祠佛堂其他公の建造物を汚損したる者
 - 十二 公然人を罵詈嘲弄したる者但し訴へを待テ其罪を論ず
- 第四百二十七條 左の諸件を犯したる者ハ一日以上三日以下の拘留ニ處し又ハ二十錢以上一圓二十五錢以下の科料ニ處す
- 一 濫リテ車馬を疾驅して行人の妨害を爲したる者
 - 二 制止を肯ずして人の群集したる場所ニ車馬を牽きたる者
 - 三 夜中無提燈ニテ車馬を疾驅する者
 - 四 木石等を道路ニ堆積して防圍を設けず又ハ標識の點燈を怠りたる者
 - 五 瓦礫を道路家屋園圃ニ投擲したる者
 - 六 禽獸の死屍を道路ニ棄擲し又取り除かざる者

刑法俗解第四編〇違警罪

- 七 汚穢物を道路家屋圍面に投擲したる者
- 八 警察の規則に違背して工商の業を爲したる者
- 九 醫師穩婆事故なくして急病人の招きよ應ぜざる者
- 十 死亡の申告を爲さずして埋葬したる者
- 十一 流言浮説を爲して人を誑惑したる者
- 十二 安りよ吉凶禍福を説き又祈禱符呪等を爲し人を惑へりて利を圖る者
- 十三 私有地外へ濫りよ家屋牆壁を設け又軒楹を出したる者
- 十四 官許を得ずして路傍又河岸よ床店等を開きたる者
- 十五 路上の植木市街の常燈及び厠場等を毀損したる者
- 十六 道路橋梁其他の場所を榜示したる通行禁止及び指道標の類を毀棄汚損したる者
- 第四百二十八條 左の諸件を犯したる者ハ一日の拘留處し又十錢以上一圓以下の科料處す
- 一 官署より價額を定めたる物品を定價以上販賣したる者
- 二 渡船橋梁其他の場所於て定價以上の通行錢を取り又故なく通行を妨けたる者
- 三 渡船橋梁其他の通行錢を拂ふべき場所於て其定價を出さずして通行したる者
- 四 路上於て賭博を類する商業を爲したる者
- 五 官許を得ずして劇場其他觀物場を開き及び其規則に違背したる者
- 六 溝渠下水を毀損し又官署の督促を受けて溝渠下水を浚はざる者

- 七 制止を肯せずして路傍に食物其他の商品を羅列したる者
- 八 官許を得ずして獸類を官有地に放ち又ハ牧畜したる者
- 九 身體に刺文を爲し及び之を業とする者
- 十 他人の繋ぎたる牛馬其他の獸類を解放したる者
- 十一 他人の繋ぎたる舟筏を解放したる者
- 第四百二十九條 左の諸件を犯したる者ハ五錢以上五十錢以下の科料處す
- 一 橋梁又堤防の害と爲るべき場所よ舟筏を繋ぎたる者
- 二 牛馬諸車其他物件を道路に横たへ又ハ木石薪炭等を堆積して行人の妨害を爲したる者
- 三 車馬を並べ牽て行人の妨害を爲したる者
- 四 水路に於て舟を並べ通船の妨害を爲したる者
- 五 氷雪塵芥等を路上に投棄したる者
- 六 官署の督促を受けて通路の掃除を爲さざる者
- 七 制止を肯せずして路上に遊戯を成し行人の妨害を爲したる者
- 八 牛馬を牽き又ハ繋ぐとを忽かせよして行人の妨害を爲したる者
- 九 出入を禁止したる場所よ濫りに出入したる者
- 十 通行禁止の榜示を犯して通行したる者
- 十一 道路に於て妨歌高聲を發して制止を肯ぜざる者
- 十二 酩酊して路上に喧嘩し又ハ醉臥したる者

刑法俗解第四編○違警罪

刑罰附則

- 十三 路上の常燈を消したる者
- 十四 人家の墙壁に貼紙及び樂書したる者
- 十五 邸宅の番號標札招牌又ハ貸家賣家の貼紙其外報告の榜標等を毀損したる者
- 十六 他人の田野園圃に於て菜菓を採食し又ハ花卉を拆採したる者
- 十七 公園の規則を犯したる者
- 十八 通路を他人の田圃を通行し又ハ牛馬を牽入れたる者
- 第四百三十條 前數條に記載するの外各地方の便宜より定むる處の違警罪を犯したる者の其罰則は從て處斷す

刑法附則

- 十三 路上の常燈を消したる者
- 十四 人家の牆壁に貼紙及び樂書したる者
- 十五 邸宅の番號標札招牌又ハ貸家賣家の貼紙其外報告の榜標等を毀損したる者
- 十六 他人の田野園圃に於て菜葉を採食し又ハ花卉を折採したる者
- 十七 公園の規則を犯したる者
- 十八 通路を他人の田圃を通行し又ハ牛馬を牽入れたる者
- 第四百三十條 前數條に記載するの外各地方の便宜より定むる處の違警罪を犯したる者ハ其罰則に從て處斷す



刑法附則

第一章 主刑執行

第一條 死刑の執行を爲す裁判所の檢察官書記及び典獄刑場は立會ひ典獄より囚人は死刑を執行すべきことを告示したる後獄丁をして之を決行せしむ但し其時限は午前十時前とす

第二條 死刑を行ふ時の刑場の警戒を嚴し執行に關するもの、外刑場に入るとを許さず但し立會官吏の許可を得たる者の此限りはならず

第三條 死刑の執行畢りたる時の書記其始末書を作り立會を爲したる官吏と共に署名捺印し之を裁判所の檢事局に納むべし

第四條 左に記載したる日の死刑を行ふことを禁ず
元始祭
紀元節
仁孝天皇祭
六月大祓
神宮神嘗祭
後桃園天皇祭
光格天皇祭

孝明天皇祭
春季皇靈祭
神武天皇祭
秋季皇靈祭
天長節
新嘗祭
十二月大祓

第五條 死刑の宣告を受けたる婦女懐胎と申たてする者の醫師及び穩婆をして之を檢査せ

刑法附則俗解○主刑執行

しめ果して懐胎あるときハ檢察官より司法卿に上申して其執行を停め産後一百日を経て更司法卿の命令を受け執行すべし

第六條 死刑の遺骸ハ一定の場所埋む若し親屬故舊請ふ者あるときハ典獄之を許可し下付することを得

第七條 死刑の宣告を受けたるもの執行に至るまで何時までも典獄の許可を得て其親舊故舊に接見するを得

第八條 死刑を執行したる時ハ犯人の属籍氏名年齢職業住所及び其罪状刑名を記載して左の各所に榜示公告すべし

刑を宣告したる裁判所の門前 犯罪の地 犯人住居の地

第九條 徒流の囚を發遣するハ裁判を爲したる地の監獄管理長官より内務卿に上申し其命令を待て發船の地に護送すべし

第十條 徒刑の囚ハ島地に於て便宜に従ひ獄外の役を服せしむるを得

第十一條 流刑の囚 幽閉中獄内に於て自ら工業を爲さんと請ふ者ハ典獄之を許すべし

第十二條 流刑の囚 幽閉を免すべし者ある時ハ典獄より内務司法兩卿へ上申し其許可を受くべし

第十三條 徒刑の囚 假出獄を許されたる者又ハ流刑の囚 幽閉を免せられたるもの家屬を招き同居するを請ふ時ハ之を許すことを得但し其路費ハ自から之を辨すべし

第十四條 流刑の囚 幽閉を免し地を限り住居せしむる者ハ監獄近傍の地を限典獄の監督を受けしむ若し己むとを得ざる事故ある時ハ典獄に請ふて限外に出ることを得

第十五條 流刑の囚 幽閉を免せられたる者再び罪を犯したる時ハ本刑期限内と雖ども島地に於て直ち其刑を執行すべし

第十六條 懲役重禁錮の囚ハ便宜に従ひ獄外の役を服せしむることを得

第十七條 禁錮輕禁錮の囚 獄内に於て自から工業を爲さんとを請ふ者ハ典獄之を許すべし

第十八條 服役限内更罪を犯し再び定役を服する者後犯の刑期百日以内ハ工錢を給與せず

第十九條 囚人ハ給與する工錢の額を定め之を交付し及び領置する方法ハ監獄の規則に従ふ

第二十條 罰金料の宣告を受け未だ納完せざる前ハ於て犯人身死するときハ之を徴収せず附加の罰金に於る亦同じ

第二章 監視

第二十一條 監視ハ主刑の終りたる後仍は將來を檢束する爲め警察官吏をして犯人の行狀を監視せしむる者とする

第二十二條 監視を付すべき者の豫じめ其住所を定めしめ主刑の終りたる時典獄より最近の警察署に護送し其警察署より住居の地の警察署に送致し監視を執行せしむ主刑の期滿免除を得たる者又ハ主刑を免し止た監視を付する者ハ其裁判所の警察官より警察署に護送すべし

第二十三條 犯人を警察署に護送する時ハ其監視の起算滿期を記載したる文書及び刑名宣告書の原本を附すべし

刑法附則俗解○主刑執行○監視

第二十四條 削除

第二十五條 警察署より犯人を住居の地の警察署へ送致する時其里程を計り日數を限定し
て旅券を附與し犯人到着の日直よ之を其地の警察署へ差出さしむ但し途中事故ありて滯留し
たる時の第三十一條の例に従ふべし

犯人を送致する時第二十三條に記載したる書類を其地の警察署へ送致すべし
第二十六條 犯人住居の地の警察署よ於てハ監視の期限間遵守すべき條件を讀聞かせ監視の票
を下付すべし

第二十七條 監視を付せられたる者の其期限間左の條件を遵守すべし
一 毎月二度所轄の警察署に至り其謹慎なることを表し監視の票を出し官吏の認印を受くべし
但し疾病又ハ己を得ざる事故ありて警察署へ到ると能はざる時ハ其事由を届け出づべし
二 酒宴遊興の席を會し又ハ群集の場所に參會することを許さず
三 事故ありて住居を轉移せんとする時ハ警察署に申請し許可を受くべし
四 擅ハ他の地方へ旅行することを許さず若し己むことを得ざる事故あるときハ其事由を警察署
へ具申して許可を受くべし

第二十八條 監視の期限間の警察官吏時宜ヨ因リ其家宅へ臨檢するとあるべし
第二十九條 警察署よ於て住居を轉移することを許可したる時其事由を轉任の地の警察署へ通
知し第二十三條に記載したる書類を遞送すべし

第三十條 他の地方に旅行することを許可したる時其里程を計り先方の地へ滯留する時日を算
し往復日數を限定して旅券を付與すべし

犯人先方の地へ到れば其地の警察署へ出て旅券を示し官吏の認印を受け 限定の日數内へ歸
來り直ちハ旅券を警察署に還納すべし

第三十一條 旅行中天災又ハ疾病等ヨ因リ臨時滯留したる時其事由を其地の警察署へ具申し官
吏の證書を受け歸着の日旅券を添へ警察署へ差出すべし

第三十二條 監視を付する者住居なく及び引取人なき時其期限間 監獄中の別房へ留置工業
を爲さしめ又ハ使役ヲ供す住居遠地ヨありて歸着する資力なき者亦同ト

第三十三條 監獄中の別房へ留置したる者限内引取人を得又ハ住居の地へ歸着する資力を得た
る時ハ其地へ送致して殘期の監視を執行せしむべし

第三十四條 刑期限内再び罪を犯し初犯再犯共ハ監視を付すべき時又ハ監視の期限内再び罪を
犯し更ニ監視を付すべき時ハ並ニ主刑滿限の後前後の期限を通算して監視を執行すべし

第三十五條 罰金を禁錮へ換へたる者監視を付すべき時其禁錮の日數を監視の期限へ算入す
べし

第三十六條 監視を付せられたる者其規則を慎守ハ悛改の狀ある時ハ警察官より其事實を上
申し内務司法兩卿の命を受けて假ニ監視を免することを得

第三十七條 假ニ監視を免せられたる者其住居を轉移する時ハ第二十七條第三及び第二十九條
の例に従ふべし

第三章 假出獄及び特別監視

刑法俗解附則○監視○假出獄及び特別監視

六九

第三十八條

假出獄を免すべし者ある時其典獄より其犯人の行狀及び刑名入獄の年月を記載し

第三十九條

假出獄を許されんとす内務司法兩卿の上申して許可を受くべし

第四十條

假出獄 証票の左の條件を記載すべし 本人の族籍氏名年齢住所刑名及び處刑の年月日

第四十一條

重罪の刑に處せられたる者假出獄 中自ら財産を治め若くは職業を營さんとす

第四十二條

假出獄を許すべき者の豫かじめ其住所を定めしめ出獄の日典獄より其証票の謄本

第四十三條

特別監視を付する者の第二十三條第二十四條第二十五條第二十六條第二十九條第

第四十四條

特別監視を付せられたる者の其期限間左の條例を遵守すべし

第四十五條

特別監視の期限間の警察官吏時宜より其家宅に臨檢するをあるべし

第四十六條

假出獄を許されたる者刑期満限の日に至れば假出獄証票を警察署より還納し警察

第四十七條

署より証票を出したる典獄を還送すべし 主刑満限の後監視を付すべき犯人ある時其警察署より於て第二章の例に従て處分すべし

第四十八條

豫審公判に付き呼び出したる證人醫師鑑定通辨人翻譯人は給與すべき日當旅費止

第四十九條

日當旅費及び止宿料の金額左の如し 日當五十錢以下 旅費一里十錢以下 止宿料一宿二十五錢以下

刑罰附則俗解

假出獄及び特別監視の刑事裁判費用の賠償處分

刑罰附則俗解

假出獄及び特別監視の刑事裁判費用の賠償處分

刑罰附則俗解

假出獄及び特別監視の刑事裁判費用の賠償處分

刑罰附則俗解

假出獄及び特別監視の刑事裁判費用の賠償處分

刑罰附則俗解

假出獄及び特別監視の刑事裁判費用の賠償處分

刑罰附則俗解

假出獄及び特別監視の刑事裁判費用の賠償處分

刑罰附則俗解

假出獄及び特別監視の刑事裁判費用の賠償處分

刑罰附則俗解

假出獄及び特別監視の刑事裁判費用の賠償處分

刑罰附則俗解

假出獄及び特別監視の刑事裁判費用の賠償處分

刑罰附則俗解

假出獄及び特別監視の刑事裁判費用の賠償處分

住居三里以外の地に在る者の往復旅費を給し及び呼出の地滞在中の日當並に止宿料を給す
其三里未滿の地に在る者の旅費止宿料を給せず

第五十條 証人の日當旅費及び止宿料は本人の請求あるにあらざれば之を給與す
証人日當の給與を以て生業とする者治罪法第九十條に從ひ償金を要求する時ハ旅費日當の外若干の償金を給するとあるべし

第五十一條 証人日當の給與を以て生業とする者治罪法第九十條に從ひ償金を要求する時ハ旅費日當の外若干の償金を給するとあるべし

第五十二條 解剖舎密等の費用及び數多の時間を要する翻譯料の類ハ日當の外別之を給與すべし

第五十三條 裁判費用の宣告を受け未だ之を納めざる前ハ於て犯人身死する時ハ其相續人より之を徴収す

第五章 賠償處分

第五十四條 贓物犯人の手在る時ハ直ちハ被害者ハ還付すと雖も若し輾轉して他人の手在る時ハ被害者の請求ハ因リ還給せしむるものとす

第五十五條 贓物輾轉して他人の手在る時公商ハ由リ買取したる物品ハ其公商若クハ被害者より買取者に原價を償はざれば直ちハ還給せしむることを得ず

若し公商に由らずして買取したる物品ハ其還給を拒むことを得ず但し其買ひ取る者ハ賣者ハ對し轉價を求むることを得

第五十六條 贓物を受け又ハ典物として受取りたる者其贓物現在する時ハ還給を拒むことを得ず但し典物して受取りたる者の典物ハ對し轉價を求むることを得

第五十七條 贓物交換して現在する時ハ公商に由ると否とを區別ち第五十五條の例ハ從て處分すべし

第五十八條 贓物已ハ費用しざる時又ハ區別すべからざる時又ハ其所在の知れざる時ハ其損害の賠償を請求するを得

第五十九條 人の名譽若クハ殺傷ハ關したる損害其他罪犯の爲め現ハ生じざる損害ハ其賠償を請求するを得但し失火ハ此限ハあらず

第六十條 贓物の還給損害の賠償ハ其犯罪を審判する刑事裁判所ハ請求するを得若し其審判已ハ終りたる後ハ民事裁判所ハあらずれば之を請求するを得ず

第六十一條 刑事裁判所ハ於て贓物の還給損害の賠償を請求する者の通常の文書又ハ言語を以て之を爲すとを得其民事裁判所ハ請求する者の民事訴訟の程式ハ從ふべし

第六十二條 贓物の還給損害の賠償ハ本犯死する時ハ其相續人ハ對之を要求するを得

第六十三條 贓物の還給損害の賠償の宣告を受けたる者還給賠償せざる時ハ被害者より更ニ民事裁判所へ身代限りの處分を請求するを得

増補 刑法參考諸布告

新舊法比照

同 處分方

刑法附則俗解○賠償處分○新舊法比照

法律規則附例

賭博犯處分規則

富籤賣買犯處分

七三

脱税處分

○新舊法比照

(明治十四年第八十壹號布告)

水底電線路犯禁

刑罰第三條第二項に依り新舊法を比照するに左よ從ふべし
第一條 新舊法比照するに左の如し

- 一 死刑
- 二 無期徒刑
- 三 有期徒刑
- 四 無期流刑
- 五 有期流刑
- 六 重懲役
- 七 輕懲役
- 八 重禁錮
- 九 輕禁錮
- 十 重禁錮
- 十一 輕禁錮
- 十二 罰金
- 十三 拘留

- 舊法
- 斬絞
- 懲役終身
- 禁獄終身
- 懲役十年
- 懲役七年
- 禁獄十年
- 禁獄七年
- 懲役十一日以上五年以下
- 禁獄鎖錮十一日以上五年以下
- 贖罪収贖罰金料二圓以上
- 懲役禁獄鎖錮拘留十日以下

十四 科料

贖罪收贖金料二圓未滿

第二條 舊法の刑期新法主刑に刑期内不在の時ハ新法に從ふ但舊法の刑期を過ぐることを得ず

(舊法に於て懲役百日ハ該者新法に照し二月以上四年以下重禁錮に該る時ハ新法に從ひ二月以上百日以下の重禁錮に處するの類)若し舊法の刑期新法主刑の短期に等しくして舊法に定

役なく新法に定役ある時ハ舊法に從ふ(舊法に於て禁獄三十日ハ該る者新法に照し一月以上一年以下の重禁錮に該る時ハ舊法に從ひ禁獄三十日ハ處するの類)

第三條 舊法新法の刑共に短期長期ある者ハ其長期の短き者ハ從ふ但其長期の短き者ハ過ると

を得ず(舊法に於て一年以上三年以下の懲役ハ該る者新法に照し三月以上四年以下の重禁錮

に該る時ハ新法に從ひ三月以上三年以下の重禁錮に處するの類)若し舊法新法の刑其短期等

しくして舊法に定役なく新法に定役ある時ハ舊法に從ふ(舊法に於て二月以上三年以下

の禁獄ハ該る者新法に照し二月以上二年以下の重禁錮に該る時ハ舊法に從ひ二月以上二年以

下の禁獄に處するの類)

第四條 舊法の贖罪 収贖若くハ罰金料の金額新法主刑の金額内不在の時ハ新法に從ふ但

舊法の金額に過ぐることを得ず

第五條 舊法新法の罰金料共多數寡數ある者ハ其寡數の寡き者ハ從ふ但其多數の寡き者ハ

過ぐることを得ず

第六條 舊法に於て單一體刑に該る者新法に於て罰金を附加す可き時ハ其罰金を附加せず

第七條 舊法に於て體刑に該る者新法に於て罰金料に該る時ハ新法に從ふ舊法に於て贖罪収

刑法参考諸布告俗解○新舊法比照

贖若くは罰金科料を該る者新法に照し體刑を該る時ハ舊法に從ふ
第八條 舊法に從ひ贖罪收贖を處したる者其金額を延期限内に納完する能はざる時ハ一圓を一日折算し輕禁錮又ハ拘留を換ふ但一圓未滿と雖ども仍や一日折算す

第九條 舊法に於て體刑を該る者新法に從ひ重罪の刑に處する時ハ新法の附加刑を適用せず但除族追奪没収の類ハ舊法に從ふ

第十條 舊法に於て體刑を該る者新法に從ひ禁錮の刑に處する時ハ監視を附加す

第十一條 華士族の犯罪新法に於て輕罪を該る者舊法に從ひ處斷する時ハ其族を除せず

第十二條 新法と舊法とを比照するハ各其本法に照し加減したる者を以て本刑と爲す

第十三條 舊法に於て棒鎖を該る者ハ仍ハ棒鎖に處す
○法律規則罰例(明治十四年十二月廿八日第七十二號布告)

明治十五年一月一日より刑法施行候に付法律規則中罰例を係るものハ左の例に照して處斷す

第一條 凡そ懲役の十日以上を重禁錮に處し十日以下を拘留に處す

第二條 凡そ禁獄及び禁錮の十一日以上を輕禁錮に處し十日以下を拘留に處す

第三條 凡そ罰金及び科料の貳圓以上を罰金に處し貳圓未滿を五錢以上壹圓九十五錢以下の科料に處す

第四條 法に照し律に照し若くは違令違式に照し處斷すをあり及び答申付べくことあるハ總て二圓以上百圓以下の罰金に處す

第五條 法律規則を犯したる者ハ刑法の再犯加重及び數罪俱發の例を用ぬす

第六條 法律規則中罰例ありと雖ども刑法に正條あるものハ刑法に依て處斷す

第七條 前數條の罪を犯し拘留科料に處する者と雖ども輕罪裁判所に於て之を裁判す但し始審裁判所々在の地を除くの外ハ治安裁判所に於て之を裁判するを得

○密賣淫處分 (明治十四年第六拾四號布告)
密賣淫の義ハ刑法第四百二十五條第十項に明文有之候得とも當分の内其取締懲罰に從前の通り東京ハ警視廳其他ハ地方官へ委任す

○賭博犯處分規則 (明治十七年第一號布告)
賭博犯の儀ハ刑法第二百六十條第二百六十一條ハ明文有之候へとも當分の内行政警察の處分ハ屬し東京ハ警視廳其他ハ地方官をして別紙賭博犯處分規則に依り取締懲罰の事を行はしむ

賭博犯處分規則
第一條 賭博を爲したる者ハ一月以上四年以下の懲罰及び五圓以上二百圓以下の過料に處し家屋を貸與し及び見張を爲し其他總て幫助を爲したる者亦同じ

博徒よして黨類を招結し又ハ賭場を開張し又ハ凶器を携帯し又ハ凶器を横行する者ハ一年以上十年以下の懲罰及び五十圓以上五百圓以下の過料に處す其招結に應じたる者ハ賭博を爲さずと雖ども前項に依て處分す

第二條 賭具及び賭場を現在する財物の何人の所有を問はず之を没入す

第三條 賭博犯を取押ふるハ何人の家宅を問はず何時たりとも之を立入る事を得
刑法參考諸布告俗解○密賣淫處分○賭博犯處分規則○賭博犯人處分方 七七

○富籤賣買犯處分

但し警察官巡査ハ其証票を携帯すべし
第四條 此規則を施行する方法細則ハ警視總監府知事(東京府を除く)縣令ヲ於て便宜之を定
め内務卿の許可を得て施行する事を得

○賭博犯人處分方

(明治十七年一月廿一日太政官第十號達)

本年第一號布告ヲ據り懲罰不處しざる賭博犯人ハ明治十四年九月第八十一號達監獄則第一條第
五項禁錮の刑ヲ處せられたる者ヲ准じ服役其他の方法共總て該則ニ依て處分すべし

○富籤賣買犯處分

(明治十五年五月廿四日第廿五號布告)

明治元年十二月二十三日の布告ノ原づき富籤賣買の牙保幫助を爲し及び富籤を購買したる者處
分方左の通り制定す

第一條 凡そ富籤賣買の牙保若クハ幫助を爲したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮不處一五圓

以上五十圓以下の罰金を附加す

第二條 凡そ富籤を購買しざる者ハ其價を拂ひたる者ハ未だ拂ハざるを問ハず二十日以上四月

以下の重禁錮不處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

他人の名を借りて購買したる者及ハ他人より讓受たる者亦同ト

第三條 第一條第二條の罪を再犯したる者ハ同條不定めたる刑期金額の二倍ニ處す

但し初犯不科したる刑期金額ハ下ることを得ず

第四條 富籤不關する犯罪を告發したる者ハ其徵する所の罰金の半額を給與す

第五條 富籤ニ關する罪を犯し事未だ發覺せざる前ニ於て官ニ自首したる者ハ其罪を免す

再犯ニ係る者ハ自首すと雖も其罪を免せず

第六條 富籤ニ關する犯罪ニ依て得たる財物の之を沒收す

自首ニ因て罪を許したる者ト雖も財物沒收ハ仍ハ前項ニ依る

○脱稅處分

(明治十五年七月廿四日第二十四號布告)

脱稅の爲め土地を欺隱する者ハ四圓以上四十圓以下の罰金不處し現地目ニ依り地價を定め斯
數年間の租稅を追徴す

但し地租改正初年以前ニ遡ることを得

其罪を犯し自首する者ハ罰金を免す其徵收すべき租稅ハ仍ハ之を納めしむ

○水底電信線路犯禁

(明治十六年二月十日第五號布告)

水底電信線路ニ於て投錨漁業採藻等の禁を犯す者ハ二圓以上百圓以下の罰金に處す

淫罪法

治罪法俗解目錄

治罪法俗解目錄

第一編	總則	一
第二編	刑事裁判所の構成及び權限	六
第一章	通則	全
第二章	違警罪裁判所	九
第三章	輕罪裁判所	一〇
第四章	控訴裁判所	一二
第五章	重罪裁判所	一二
第六章	大審院	一三
第七章	高等法院	一五
第三編	犯罪の捜査起訴及び豫審	全
第一章	捜査	全
第一節	告訴及び告發	全
第二節	現行犯罪	一六
第二章	起訴	一八
第一節	檢察官の起訴	全
第二節	民事原告人の起訴	全
第三章	豫審	一九
治罪法俗解目錄		一

一 十
六 十
全 十
九 十
一〇 十
一二 十
一二 十
一三 十
一五 十
全 十
全 十
一六 十
一八 十
全 十
全 十
一九 十
一

第一節	令狀	二〇丁
第二節	密室監禁	二五丁
第三節	證據	全丁
第四節	被告人の訊問及び對質	二六丁
第五節	檢証及び物件差押	二七丁
第六節	證人訊問	二九丁
第七節	鑑定	三四丁
第八節	現行犯の豫審	三五丁
第九節	保釋	三七丁
第十節	豫審終結	三八丁
第四章	豫審上訴	四一丁
第四章	公判	四六丁
第一章	通則	全丁
第二章	違警罪公判	五七丁
第三章	輕罪公判	六一丁
第四章	重罪公判	六五丁
第五章	大審院の職務	七二丁
第一章	上告	全丁

第二章	再審の訴	七七丁
第三章	裁判管轄を定むるの訴	七九丁
第四章	公安又は嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴	八〇丁
第六編	裁判執行復権及び特赦	八一丁
第一章	裁判執行	全丁
第二章	復権	八三丁
第三章	特赦	八四丁

治罪法俗解目錄畢
治罪法俗解目錄

治罪法俗解

第一編 總則

第一條 公訴の犯罪を證明し刑を適用することを目的とするものにして法律に定めたる區別

第二條 私訴の犯罪に因り生じたる損害の賠償贖物の返還を目的とするものにして民法に

第三條 公訴の被害者の告訴を待て起るものならず又告訴私訴の棄權は因て消

第四條 私訴は其金額の多寡に拘りらず公訴は附帯して刑事裁判所を爲すことを得

第五條 公訴の裁判は管轄裁判所を爲すことを得

第六條 刑事裁判所又ハ刑事裁判所と民事裁判所とを併び起る時ハ公

第七條 民事裁判所は私訴を爲したる時ハ檢察官の起訴あるを以て願下を爲し更ハ刑事

治罪法俗解第一編〇總則

一

刑事裁判所に私訴を爲したる時ハ被告人の承諾を得て願下を爲し更ニ民事裁判所より其訴を爲すを得

第八條 被告人免訴又ハ無罪の言渡しを受けたりと雖も民法不従ガ被害者より賠償返還を要するの妨害を爲すことなかるべし

第九條 公訴を爲すの權ハ左の條件ニ因テ消滅ス

一 被告人の死去

二 告訴を待テ受理すべき事件ニ付テハ被害者の棄權又ハ私和

三 確定裁判

四 犯罪の後頒布したる法律に因テ其刑の廢止

五 大赦

六 期滿免除

第十條

一 私訴を爲すの權ハ左の條件ニ因テ消滅ス

二 被害者の棄權又ハ私和

三 確定裁判

第十一條

公訴期滿免除の期限左の如し

一 違警罪ハ六月

二 輕罪ハ三年

三 重罪ハ十年

第十二條

知訴期滿免除の期限ハ被害者無能力ある時又ハ民事裁判所ハ其訴を爲したる時ト雖も公訴期滿免除の期限ト同一ナリトす

公訴ニ付キ己ハ刑の言渡しありたる時は民法ニ定めたる期滿免除の例ニ從ふ

第十三條

公訴私訴期滿免除の期限ハ犯罪の日より起算す但一繼續犯罪ニ付テハ其最終の日より起算す

第十四條

期滿免除ハ刑事裁判所ニ於テ檢察官若クハ民事原告人より起訴の手續を爲シ又豫審若クハ公判の手續ニありたるニ依リ其期限の經過を中斷す其未だ發覺せざる正犯

從犯及ハ民事擔當人ニ付テモ亦同ト

期滿免除の期限の經過を中斷したる時ハ起訴豫審又ハ公判の手續を止めたる日より更ニ其期限を起算す但し前後の日數を通算一第十一條ニ定めたる期限の二倍を超過すべからず

第十五條

起訴豫審又ハ公判の手續其規則ニ背きたるニ因リ無効ニ屬する時ハ期滿免除の期限の經過を中斷するの効あるべし但し裁判官の管轄違あるニ因リ其手續の無効に屬する時ハ此限ヲおらず

第十六條

被告人免訴又ハ無罪の言渡しを受けたる場合ニ於テ其訴訟原由告訴人告發人又ハ民事原告人の惡意若クハ重き過失ニ出でたる時ハ是等の者ニ對シ損害の償を要することを得

被告人刑の言渡しを受けたりと雖も告訴人告發人又ハ民事原告人より惡意若クハ重き過失ニ因

治罪法俗解第一編

第一編〇總則

三

て其犯罪に付き過實の申立を爲したる時亦同じ
民事原告人豫審又は公判の言渡を對し上訴を爲し敗訴したる時の被告人其上訴に因り
生じたる損害の償を要むることを得
要償の訴へ本案の裁判言渡あるまで何時よりも其裁判所よ之を爲すことを得

第十七條 被告人無罪の言渡を受けたりと雖も裁判官檢察官書記又は司法警察官に對し要
償の訴を爲すことを得ず但し是等の官吏被告人に對し故意を以て損害を加へ又刑法不
めたる罪を犯したる場合ハ此限はならず

第十八條 此法律に於て期限を計算するの時を以てする時ハ即時より起算し日を以てする者
ハ初日を算入せず若し最終の日休暇に當る時の期犯に算入すべからず但し期滿免除の期限
ハ此限はならず

第十九條 此法律に定めたる期限ハ陸路八里毎一日の猶豫を加ふ八里は滿ざるものと雖も
も三里以上ある時亦同じ
嶋地又ハ外國との路程の猶豫ハ別に法律を以て之を定む

第二十條 此法律に於て訴訟を爲すに付き定めたる期限を経過したるときを特別の場合を除く
の外其權を失ふべし

第二十一條 訴訟關係人ハ裁判所所在地に居住せざる時の其地は假住所を定め書記局は屆置くべ
し否らざる時の書類の送達ハ一と雖も異議を申し立てることを得

第二十二條 此法律に於て訴訟關係人ハ書類を送達するに付き別規則にあらざる時の書記其送
達書を作り書記局所属の使丁をして之を送達せしむ
若し書類の送達を受くべき者裁判所の管轄地外あるときは其地の裁判所の書記に送達的事
を囑託すべし

第二十三條 送達書ハ二通を作り其一通を本人に渡すべし本人は渡すことを得ざる時は其住所に
於て同居の親屬又ハ雇人は渡すべし
送達人ハ之を受取る者をして其二通ハ署名捺印せしむ若し署名捺印せしむ能はざる時の其
旨を附記すべし

同居の親屬又ハ雇人ハ書類を渡すことを得ず若くハ是等の者之を受取ることを肯せざるるときハ其
地の戸長ハ渡置き戸長ハ其書類に認印し速かハ本人に送達するの處分を爲すべし
送達人ハ書類を受取りたる者の氏名場所及び日時を其二通に記載すべし本條の規則に背きた
る時の書類送達の効をかるべし

第二十四條 休暇の日及び日出前日没後ハ書類の送達を爲すべからず此規則に背きたる時の其
送達の効をかるべし但し本人承諾して其送達を受けたるときハ此限はならず

第二十五條 官吏の作るべき書類ハ其所屬官吏の印を用る年月日及び場所を記載して署名捺印
し毎葉ハ割印すべし若し官署の印を用ふること能はざる場合ハ於てハ其事由を記載すべし
此規則に背きたる時の其書類の効をかるべし

官吏よりあらざるもの、作るべき書類の本人自から署名捺印すべし若し署名捺印するに能はざる時、官吏の面前に於て作りたる場合を除くの外、立會人代書し其事由を記載す

第二十六條 官吏其他何人も限らず訴訟に關する書類の正本又は謄本を作るに付き文字を改竄すべからず若し挿入削除及び欄外の記入ある時、之に認印すべし文字を削除する時、之を讀み得べき爲め字體を存じ其數を記載すべし其規則は書きたる時、其變更増減の効あるべし

第二十七條 此法律に於て定めたる豫審又の公判に付ての規則は、頒布以前に係る犯罪よりも亦之を適用す

頒布以前に爲したる訴訟手續當時の法律に背かざる時、其効ありとす

第二十八條 此法律の將來頒布すべき別段の法律に於て豫審又の公判の手續きを定めたる犯罪に於て亦之を適用す但し其法律は抵觸する規則に此限をあらす

從前頒布したる別段の法律に於て豫審又の公判の手續きを定めたる犯罪に付て、前項の例不在ら

第二十九條 此法律の陸海軍に關する法律を以て處分すべき者は適用するを得ず

第三十條 此法律に於て親屬と稱するは刑法第百十四條第百十五條の例に従ふ

第二編 刑事裁判所の構成及び權限

第一章 通則

第三十一條 通常刑事の裁判權は民事の裁判權と同一の裁判所に屬す

第三十二條 裁判所の位置及び管轄の區劃は司法卿の奏請に因り上裁を以て之を定む

第三十三條 裁判所は檢察官一名又は數名を置く

第三十四條 刑事に付き檢察官の職務左の如し

- 一 犯罪を搜查す
- 二 犯罪に付て取調べ處分及び法律の適用を裁判官に請求す
- 三 裁判所の命令及び言渡の執行を指揮す
- 四 裁判所を於て公益を保護す

第三十五條 檢察官一名公廷に立會ふべし

第三十六條 裁判所は書記一名又の數名を置く

第三十七條 書記は豫審及び公判に立會ひ調書公判始末書其他訴訟に關する一切の書類を作るべし

又裁判官言渡書其他一切の書類を保存すべし

第三十八條 犯罪の種類に因り裁判管轄を定むると左の如し

- 一 違警罪に違警罪裁判所
- 二 輕罪に輕罪裁判所
- 三 重罪に重罪裁判所

重罪及び輕罪又は輕罪及び違警罪に付き同時に同一の被告人に對し訴ありたる時、附帶の犯罪をあらすと雖も上等裁判所に併せて之を管轄す

第三十九條 在の場合に於ては附帶の犯罪なりとす

治罪法俗解第二編の通則

一 同一の場所よ於て同時ハ一人又ハ數人よて數犯を犯したる時

二 數人通謀して日時又ハ場所を異にし數罪を犯したる時

三 自己又ハ他人の犯罪を容易にする爲め又ハ其罪を免るる爲め他の罪を犯したる時

第四十條 同等の裁判所よ於てハ犯罪の地の裁判所を以て豫審及び公判の管轄ありとす

犯罪の地分明あらざるときハ被告人逮捕の地の裁判所を以て其管轄ありとす

第四十一條 數箇の裁判所の管轄地内よ於て同時に又ハ繼續して一箇の罪を犯したる時ハ其

中にて被告人逮捕の地の裁判所を以て其管轄ありとす

數罪俱發の場合に於ても亦同じ

第四十二條 犯罪の地非ざる裁判所の管轄地内よ於て被告人を逮捕したる時の最近の管轄

裁判所よ送致すべし

召狀を以て被告人を逮捕したるときハ其令狀を發したる裁判所よ送致すべし

第四十三條 數箇の裁判所の管轄ある場合よ於て被告人を逮捕すると能はず若くハ法律上逮捕

することを許さざる時ハ其中よて最初豫審又ハ公判お着手したる裁判所を以て其管轄ありとす

第四十四條 從犯ハ正犯を管轄する裁判所を以て其管轄なりとす

數箇の裁判所の管轄に屬する正犯數名ある時ハ其中よて最初豫審又ハ公判お着手したる裁判

所を以て其管轄なりとす

高等法院及び陸海軍裁判所の管轄よ付き法律よ於て特よ定めたる場合ハ本條の例よあらず

第四十五條 外國よありて犯したる罪ハ日本國の法律に依り處斷すべき者よして内地よ於て被告

人を逮捕したる時ハ逮捕の地の裁判所を以て其管轄ありとす又外國より送致したる時ハ送致

の地の裁判所を以て其管轄ありとす

關席裁判を爲すべき場合よ於てハ被告人最終住所の地の裁判所を以て其管轄ありとす其住所

分明あらざる時裁判管轄を定めるの訴へを爲すべし

第四十六條 商船内の犯罪よ付ての管轄及び訴訟手續ハ別ハ法律を以て之を定む

第四十七條 豫審を爲したる裁判官ハ其公判よ干預すべからず前よ豫審又ハ公判を爲したる裁

判官ハ哀訴及び關席裁判よ對する故障を除くの外其上訴の裁判に干預すべからず此規則よ背

きたる時ハ其言渡しの効あかるべし

第四十八條 裁判所の訴を受けたる事件よ付き自ら其管轄ありや否や判決するの權あり其判

決よ付てハ本案の事件終審あるべき場合と雖ども通常の規則よ從ひ檢察官其他訴訟關係人

より上訴することを得

第二章 違警罪裁判所

第四十九條 治安裁判所ハ違警罪裁判所として其管轄地内よ於て犯したる違警罪を裁判す

第五十條 違警罪裁判所判事の職務ハ治安裁判所判事之を行ふ

判事差支へあるときハ判事補其職務を行ふ

第五十一條 違警罪裁判所檢察官の職務ハ其裁判所在の地の警部之を行ふ

第五十二條 違警罪裁判所檢察官ハ毎月未決既決の事件表を作り輕罪裁判所檢察官差出すべし

事件表よハ違警罪裁判所判事認印し且意見ある時ハ之を附記すべし

治罪法俗解第二編○通則○違警罪裁判所○輕罪裁判所

九

九

第五十三條

違警罪裁判所書記の職務ハ治安裁判所書記之を行ふ

第三章

第五十四條

始審裁判所ハ輕罪裁判所として其管轄地内於て犯したる輕罪を裁判す

第五十五條

輕罪裁判所判事の職務ハ裁判所長より始審裁判所判事一名又ハ數名ノ順次滿一年間之を命す

第五十六條

豫審判事の職務ハ司法卿より始審裁判所判事一名又ハ數名ノ滿一年間之を命す

第五十七條

判事差支ある時ハ其他の判事又ハ判事補其職務を行ふ

第五十八條

輕罪裁判所檢察官の職務ハ始審裁判所檢察官又ハ其指名したる檢事補之を行ふ

第五十九條

輕罪裁判所書記の職務ハ始審裁判所書記之を行ふ

第六十條

東京警視本署及び府縣長官ハ各其管轄地内於て司法警察官として犯罪を捜査するに付テ檢事同一の權を有す但し東京府長官ハ此限不ならず

左に記載したる官吏ハ檢事の補佐として其指揮を受け第三編に定めたる規則に従ひ司法警察官として犯罪を捜査すべし

一 警視警部

治安判事

第六十一條

司法警察官檢察官又ハ裁判官ハ外の司法警察官檢察官又ハ裁判官より犯罪取調べの爲め其管轄地内に於て證據其他事實參考と爲るべき事物を集取すべきの囑託を受くることあるべし

第六十二條

檢事ハ二月毎ニ豫審及び公判の未決既決の事件表を作り控訴裁判所檢事長ニ差出すべし

又違警罪裁判所檢察官

による差出したる事件表を同時ニ檢事長ニ差出し且意見ある時ハ之を附記すべし

第四章

控訴裁判所

第六十三條

控訴裁判所ニ刑事局を置き輕罪裁判所の始審の裁判ニ對する控訴を裁判す但し其裁判ハ判事三名以上よて之を爲すべし

第六十四條

刑事局判事の職務ハ裁判所長より其裁判所判事數名ノ順次滿一年間之を命す

第六十五條

刑事局判事差支へある時ハ裁判所長より民事局判事をして其職務を行ハしむ

第六十六條

刑事局檢察官の職務ハ其裁判所檢事長又ハ其指名したる檢事之を行ふ

治罪法俗解第二編〇控訴裁判所〇重罪裁判所

第六十七條 検事長ハ其裁判所の管轄地内ニ於テ輕罪裁判所檢事ニ屬する司法警察及び起

訴の職務を行ひ又ハ其所屬の檢事をして之を行ハしむることを得

又起訴及び其他の職務ニ付キ其管轄地内の檢事官ニ告達するとあるべし

第六十八條 検事長ハ二月毎ニ豫審及び公判の未決既決の事件表を作り司法卿に差出すべし

又輕罪裁判所檢事より差出したる事件表を同時ニ司法卿ニ差出し且意見ある時ハ之を附記す

べし

事件表ハ裁判所長認印し且意見ある時ハ之を附記すべし

第六十九條 刑事局書記の職務ハ其裁判所書記之を行ふ

第五章 重罪裁判所

第七十條 重罪裁判所ハ其管轄地内に於テ犯したる重罪を裁判す

第七十一條 重罪裁判所ハ三月毎ニ之を開く

若シ事件夥多なる時ハ控訴裁判所長及び檢事長より司法卿ニ具申し其許可を得テ臨時開議

することを得

第七十二條 重罪裁判所ハ控訴裁判所又ハ始審裁判所ニ於テ之を開く

第七十三條 重罪裁判所ハ左の職員を以テ裁判を爲す

一 裁判長一名但シ控訴裁判所長より其裁判所判事申中よテ之を命す

二 陪席判事四名但シ控訴裁判所長より其裁判所判事申中よテ之を命す

始審裁判所ニ於テ開く時ハ其裁判所長及び先任せし判事を以テ之に充つ

第七十四條 重罪裁判所檢事官の職務ハ控訴裁判所檢事長又ハ其指名したる檢事之を行ふ

始審裁判所ニ於テ開く時は檢事長より始審裁判所檢事をして其職務を行ハしむることを得

第七十五條 重罪裁判所書記の職務ハ開議すべき裁判所書記之を行ふ

第七十六條 控訴裁判所檢事長ハ開議の後既決事件表を作り司法卿ニ差出すべし事件表ハ

控訴裁判所長認印し且意見ある時ハ之を附記すべし

第六章 大審院

第七十七條 大審院ハ刑事局を置き左の條件を裁判す

一 上告

二 再審の訴

三 裁判管轄を定むる訴

四 公安又ハ嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴

第七十八條 刑事局ニ於テハ判事五名以上ニあらずれば裁判を爲すべからず

第七十九條 刑事局判事の職務ハ司法卿の奏請ニ因リ其院判事ニ之を命す

判事差支へあるときハ民事局判事授任の順序ニ從ヒ其職務を行ふ

第八十條 刑事局檢察官の職務ハ其院檢事長又ハ其指名したる檢事之を行ふ

第八十一條 刑事局書記の職務ハ其院書記之を行ふ

第八十二條 檢事長ハ三月毎ニ豫審及び公判の未決既決の事件表を作り司法卿に差出すべし

事件表ハ院長認印し且意見ある時ハ之を附記すべし

第七章 高等法院

治罪法俗解第二編〇重罪裁判所〇大審院〇高等法院

一三

第八十三條

高等法院に於てハ刑法第二編第一章第二章に記載したる重罪を裁判す又皇族の犯したる重罪及び禁錮の刑に該るべき輕罪を裁判す

又勅任官の犯したる重罪を裁判す

前二項に記載したる者の正犯及び從犯の身分の如何を問はず其院に於て之を裁判す

第八十四條 高等法院ハ司法卿の奏請に因り上裁を以て之を開く其裁判すべき事件及び開院すべき場所亦上裁を以て之を定む

第八十五條 高等法院ハ左の職員を以て裁判を爲すべし

- 一 裁判長一名陪席裁判官六名但し元老院議員大審院判事中心より毎年豫じめ上裁を以て之を命ず
- 二 豫備裁判官二名但し前項の式に從ひ之を命ず

第八十六條 豫審判事の職務ハ上裁を以て大審院刑事局判事一名又ハ數名之を命ず

第八十七條 高等法院檢察官の職務ハ大審院檢察事又ハ司法卿より指名したる檢事之を行ふ

第八十八條 高等法院書記の職務ハ大審院書記之を行ふ

第八十九條 高等法院の裁判に對してハ上訴を許さず但し左の條件に於てハ其院に上訴するを得

- 一 關席裁判ありたる場合に於て故障
- 二 第四百三十六條と同一の場合に於て哀訴
- 三 第四百三十九條と同一の場合に於て再審の訴

第九十條

被告事件夥多なる時又ハ再審の訴を裁判すべき時ハ新に職員を命ずるとあるべし

第九十一條

高等法院の訴訟手續ハ通常の規則に從ふ

第三編 犯罪の捜査起訴及び豫審

第一章 捜査

第九十二條

檢察官ハ后に記載したる告訴發現行犯其他の理由に因りて犯罪あることを認知し又ハ犯罪ありと思料したる時ハ其證據及び犯人を捜査し第七條以下の規則に從ひ起訴の手續きを爲すべし

第一節 告訴及び告發

第九十三條

何人ハ限らず重罪輕罪ハ因り損害を受けたる者の犯罪の地若くハ被告人所在の地の豫審判事告訴を受けたる時ハ第七條以下の規則に從ひ其處分を爲すべし

豫審判事告訴を受けたる時ハ第七條以下の規則に從ひ其處分を爲すべし

檢事告訴を受けたる時ハ第七條以下の規則に從ひ其處分を爲すべし

司法警察官告訴を受けたる時ハ速かハ其書類を檢事ハ送致すべし

違警罪ハ付てハ犯罪の地の違警罪裁判所檢察官又ハ司法警察官ハ告訴するを得其告訴を受けたる司法警察官ハ之を違警罪裁判所檢察官ハ移すべし

第九十四條 告訴人ハ成るべく其證據及び事實參考を成るべきことを申立つべし

又告訴人ハ第九十條以下の規則に從ひ民事原告人と爲ることを得

第九十五條 告訴ハ告訴人の署名捺印したる書面を以て之を爲すべし

治罪法俗解第三編〇捜査

又告訴ハ口述を以て之を爲すとを得其告訴を受けたる官吏ハ調書を作り告訴人ハ之を讀聞かせ共ニ署名捺印すべし若し告訴人署名捺印すると能はざる時ハ其旨を附記すべし告訴人ハ告訴を受けたるの證書を渡すべし

第九十六條 官吏其職務を行ふに因り重罪輕罪あることを認知し又ハ重罪輕罪ありと思料したる時ハ速ニ其職務を行ふ地の檢事ハ告發すべし告發は官吏の署名捺印したる書面を以て之を爲し成るべく證據及び事實參考と爲るべき事物を添ふべし

違警罪ハ付テハ違警罪裁判所檢察官ハ告發すべし

第九十七條 何人ハ限らず重罪輕罪あることを認知し又ハ重罪輕罪ありと思料したる時ハ第九十四條第九十五條の規則ニ從ひ其所在の地若くハ犯罪の地の豫審判事檢事又ハ司法警察官ハ告發するを得

告發を受けたる官吏ハ第九十三條の規則ニ從ひ其所分を爲すべし

第九十八條 告訴告發ハ代人ハ委任して之を爲すとを得但し第九十六條の場合ハ此限ハならず無能力者の告訴ハ法律に定めたる代人之を爲すも其効ありとす

第九十九條 告訴告發ハ其願下を爲し又ハ其申立を變更するを得此場合と雖も第十六條の規則ニ從ひ被告人より要償の訴を受くるとあるべし

第二節 現行犯罪

第一百條 現行犯罪とは現行行ひ又ハ現行行ひ終りたる際ハ發覺したる罪を謂ふ

第一百一條 重罪輕罪に付き左の場合ハ現行犯ニ准す

- 一 犯人として一人又ハ數人ハ追呼る、時
- 二 凶器賊物其他犯人と思料すべき物件を携帯したるとき
- 三 家宅内よて犯したる罪を檢證する爲め又ハ其犯人と思料すべき者を逮捕するにめ戸主より官吏ハ其處分を求めたる時

第一百二條 司法警察官及び巡査其職務を行ふに當り重罪輕罪の現行犯あることを知りたる時ハ命令状又ハ命令を待たずして被告人を逮捕すべし

違警罪の現行犯あることを知りたる時ハ被告人の氏名住所を問ひ之を違警罪裁判所檢察官ハ告發すべし其氏名住所分明らかならず又ハ逃亡の恐ある者ハ違警罪裁判所ハ引致することを得

第一百三條 巡査被告人を逮捕したる時ハ速ニ之を司法警察官ハ引致すべし

其被告人を受取りたる司法警察官ハ逮捕及び告發に付テの調書を作るべし

第一百四條 司法警察官被告人を逮捕し又ハ之を受取りたる時は假令被告人の訊問及び檢證處分を爲すべし

第一百五條 何人に限らず重罪輕罪の現行犯ある場合ハ於テハ直ちに被告人を逮捕するを得

第一百六條 前條の場合ハ於テ被告人を逮捕したる者ハ之を司法警察官ハ引致すべし若し引致するを得ざる時ハ自己の氏名職業住所及び其逮捕の事由を陳述して假令之を巡査ハ引渡すとを得

被告人を巡査に引渡したる時ハ速ニ告訴又ハ告發を爲すべし

治罪法俗解第三編〇捜査〇起訴

被告人又は巡査の逮捕を爲したる者、對し其官署に至ることを求むるを得、但し逮捕を爲したる者は正當の事由あるよりあらざれば其求めを拒むことを得ず

第二章 起訴

第一節 檢察官の起訴

- 第二百七條 檢察官の起訴
- 一 重罪と思料したる事件に付ては豫審判事は豫審を求むべし
 - 二 輕罪と思料したる事件に付ては其輕重難易に従ひ豫審を求め直ち輕罪裁判所に其訴を爲す可し
 - 三 違警罪と思料したる事件に付ては證據書類に意見書を添へ之を違警罪裁判所檢察官に送致す可し
 - 四 被告人の身分犯罪の種類又は場所を因り其管轄に屬せざる者と思料したる事件に付ては之を管轄裁判所檢察官に送致す可し
- 被告人事件罪と爲らず又ハ公訴受理す可からざる者と思料したる時の起訴の手續を爲す可からず
- 第二百八條 前條の場合に於て被告事件公訴に係る時の檢事より其處分を被害者に通知す可し
- 第二百九條 檢事豫審を求むる時は證據及び事實參考と爲る可き事物を送致し且臨檢す可き傷所逮捕す可き人名及び原被の證人と爲る可き者を指示す可し

第二節 民事原告人の起訴

第一百十條 重罪輕罪の被害者公訴に附帶して私訴を爲さんとする時の告訴と共に之を申立て又ハ告訴を爲したる後其旨を豫審判事へ申立つ可し

豫審判事直ち被害者より民事原告人と爲る可きの申立を受けたる時は檢察官の起訴ありと雖も公訴私訴を併せて受理したる者とす

豫審判事の何れの場合に於ても直ち被害者より民事原告人と爲る可きの申立を受けたる時ハ其旨を檢事に通知す可し

第一百一十條 被害者ハ公訴の本案に付き始審終審の裁判言渡るまで何時亦ても私訴を爲し若くハ其要する所を變更することを得

又私訴の願下を爲したる後更ハ其申立を爲し若くハ其要する所を變更することを得

第一百十二條 被害者の代人ハ委任して私訴を爲し又ハ其願下若くハ棄權を爲すことを得被害者無能力ある時の法律に定めたる代人之を爲すべし

第三章 豫審

第一百三十三條 現行の重罪輕罪を除く外豫審判事の前章に定めたる規則に従ひ檢事又ハ民事原告人の請求あるより非ざれば豫審を取掛ることを得ず此規則に背きたる時の其請求より以前に係る手續の効を有する可し

第一百四十四條 豫審判事の重罪輕罪に付き直ち告訴又ハ告發を受けたる時の召喚狀を以て被告人を呼出し之を訊問することを得若し引續き取調を爲す可き者と思料したる時の其事件を檢事は送致す可し

第百十五條

豫審判事ハ告訴發の事件急速を要する時ハ直ちハ被告人ヲ對シ勾引狀を發シ又ハ訊問したる後勾留狀を發するを得此場合ハ於テハ速ニ其旨を檢事ニ通知シ且證據及バ事實參考と爲る可キ事物を送致す可シ

若シ其通知を爲したるより一日内ハ檢事起訴を爲さざる時ハ速ニ被告人を放免す可シ但シ後日起訴を爲すの妨礙と爲るとなかる可シ

第百十六條

被告人所在の地の豫審判事直ちに告訴發を受け又ハ檢事より其送致を受け被告事件急速を要する時ハ通常の規則ニ從ヒ被告人の訊問又ハ檢證處分を爲したる後證據及バ事實參考と爲る可キ事物を犯罪の地の豫審判事ニ送致す可シ若シ禁錮以上の刑に該る可キ者と

第百十七條

檢事ハ豫審中何時亦モ豫審判事ニ請求して訴訟書類を檢閲するを得但二十四時内ニ之を還付すべシ

第一節 令狀

第百十八條

豫審判事ハ檢事又ハ民事原告人の起訴ニ因リ重罪輕罪の事件を受理したる時ハ被告人ヲ對シ先づ召喚狀を發す可シ但シ召喚狀の送達と被告人出廷との間少とも二十四時の猶豫ある可シ

召喚狀ニ因リ出廷したる被告人ハ即時ニ之を訊問す可シ又遅くとも出廷の日を過くると得

第百十九條

豫審判事ハ召喚狀を受く可キ被告人其管轄地内ニ住せざる時ハ訊問す可キ條件を明示して被告人所在の地の豫審判事ニ其處分を囑託するを得

第百二十條

豫審判事ハ召喚狀を受けたる被告人其日時ニ出廷せざる時ハ勾引狀を發することを

第百二十一條

豫審判事ハ左の場合ニ於テハ直ちハ勾引狀を發するを得

一 被告人定まりたる住所を知らざる時

二 被告人罪證を湮滅し又ハ逃亡するの恐ある時

三 被告人未遂罪又ハ脅迫罪を犯シ仍ハ其目的を遂げんとするの恐ある時

第百二十二條

勾引狀 執行の命を受けたる者ハ其令狀を發したる豫審判事ニ被告人を引致す可シ

勾引狀を以て引致したる被告人ハ四十八時内ニ之を訊問す可シ若シ其時間を経過する時ハ勾引狀を發するハ非されバ當然之を釋放す可シ

第百二十三條

勾引狀を發したる前被告人既ニ豫審判事の管轄地外ニ在る時ハ被告人より其所在の地の豫審判事の取調を求むるを得其求を受けたる豫審判事ハ假ニ被告人を勾留し速ニ勾引狀を發したる豫審判事ニ其旨を通知す可シ

第百二十四條

前條の場合ニ於テ勾引狀を發したる豫審判事の被告人を勾留したる豫審判事ニ訊問の條件を明示して其處分を囑託し又ハ前に發したる勾引狀を以て被告人を送致す可キことを請求す可シ

其囑託を受けたる豫審判事の被告人を訊問したる後其旨の勾引状を發したる豫審判事は通知し其意見と聽き被告人を放免し又の前發したる勾引状を以て管轄豫審判事に送致す可きの言渡を爲す可し

第二百二十五條 豫審判事ハ召喚狀又ハ勾引状を受たる被告人疾病其他正當の事由ありて令狀に應ずる能ハざることを證明したる時ハ被告人の所在に就て之を訊問するを得若し被告人其管轄地外に在る時ハ其所在地の豫審判事ハ訊問の事を囑託す可し

第二百二十六條 勾留狀ハ被告人逃亡し又ハ第二百二十三條の場合を除くの外被告人を訊問したる後禁錮以上の刑に該る可き者と思料するハ非ざれば之を發するを得ず

第二百二十七條 豫審判事ハ勾留狀を執行したるより十日を過ぐる時ハ之を收監狀に換へ若くハ第二百二十九條の規則に從ひ被告人を責付す可し

第二百二十八條 收監狀ハ既ハ取掛りたる豫審の手續を檢事に通知し且其意見を聽きたる後ハ非ざれば之を發するを得ず

第二百二十九條 收監狀ハ左の條件を記載すべし

- 一 被告事件の概要及び加重減輕の模様ある時ハ其概要
- 二 其罪を罰す可き法律の正條
- 三 檢察官の意見を聽きたる

第二百三十條 總て令狀ハ被告人事件及び被告人の氏名職業 住所を記載す可し但 召喚狀を除くの外其氏名分明ならざる時ハ容貌體格等を明示す可し

又令狀ハ之を發するの年月日時を記載し豫審判事及び書記署名捺印す可し

勾引狀 勾留狀 收監狀を巡査をして之を執行せしむ

第二百三十一條 召喚狀ハ第二百三條の規則に從ひ書記局所属の使丁をして被告人又ハ其住所ハ之を送達せしむ

第二百三十二條 勾引狀 勾留狀 收監狀ハ日本全國に於て之を執行す但し時宜ハ因り正本數通を作り巡査數人に分付することある可し

前項の令狀を執行するハ被告人ハ正本を示し其謄本を下付す可し此場合に於てハ第二百三十三條第二項第四項の規則に從ふ

第二百三十三條 令狀執行の命を受けたる巡査ハ被告人其家宅若くハ他人の家宅に潛匿したりと思料したる時ハ其地の戸長又其差支ある時ハ隣佑二名以上の立會を求め之を搜索す可し

巡査ハ被告人を發見したると否と拘りらず搜索調書を作り立會人と共ニ署名捺印す可し

家宅搜索ハ日出前日没後之を爲すとを得ず

第二百三十四條 豫審判事ハ被告人他の管轄地内に潛匿したることを知り又ハ潛匿したりと思料したる場合ハ於て被告事件急速を要する時ハ巡査ハ令狀を帶行せしむるを得

巡査ハ被告人所在の地の豫審判事檢事又ハ司法警察官ハ令狀を示して即時ハ執行を求む可し

第二百三十五條 豫審判事ハ被告人所在の地の覺知すると能ハざる時ハ各控訴裁判所檢事長ハ被治罪法俗解第三編〇豫審

告人の人相書を送致し捜査及び逮捕を爲す可きことを請求するを得
 請求を受けたる検事長ハ其管轄地内の検事をして捜査及び逮捕の處分を爲さしむ可し
 第三百三十六條 陸海軍在營の軍人軍属ハ對し令狀を發したる時の所屬長官ハ令狀を示す可し
 長官ハ已むとを得ざる差支あるハ非されハ本人をして速に令狀ハ應せしむ可し其行軍の
 際亦同じ

第三百三十七條 勾留狀又ハ收監狀を受けたる被告人ハ速か其令狀ハ記載したる監倉ハ引致す
 可し若し其監倉ハ引致すると能はざる時の假令最近の監倉ハ引致するとを得
 何れの場合ハ於ても監倉長の令狀を檢閲して被告人を受取り其證書を渡す可し

第三百三十八條 令狀執行の命を受けたる巡査ハ之を執行したると又執行すると能はざる時の其
 事由を令狀の正本ハ記載す可し
 巡査ハ令狀執行ハ關する書類を書記局ハ差出し書記ハ其受取證書を渡す可し

第三百三十九條 勾留狀又ハ收監狀を受く可き被告人既に監倉若クハ獄舎ハ在る時の書記より之
 を本人ハ送達し其旨を正本及び原本ハ記載す可し

第四百十條 密室監禁の場合と除くの外被告人ハ監獄則ハ從ハ官吏の立會ハ依リ其親屬故舊又
 ハ代言人ハ接見することを得
 書翰書籍其他の書類ハ豫審判事の檢閲を経たる後ハ非されハ被告人と外人と之を授受すること
 を許さず但豫審判事の書類を留置くとを得

第四百十一條 豫審判事の被告事件禁錮以上の刑ハ該る可き者ハ非すと思料したる時ハ豫審中
 何時までも勾留狀又ハ收監狀を取消す可し但し收監狀を取消す時の豫計ハ檢察官の意見を聽
 く可し

第四百十二條 監倉ハ刑法治罪法を備置き被告人の請求ハ從ハ之を貸與す可し

第四百十三條 豫審判事の豫審中事實發見の爲め必要ありと思料したる時の檢事の請求ハ因リ
 又ハ職權を以て勾留狀若しくハ收監狀を受けたる被告人ハ密室に監禁するの言渡を爲すとを
 得

第四百十四條 密室監禁の言渡を受けたる被告人ハ一名毎之を別室ハ置き豫審判事の允許を
 得るハ非されハ他人と接見し又ハ書類貨幣其他の物品を授受するとを許さず
 食物飲料藥餌其他監倉より給す可き物品と雖ども監倉長の特ハ指名したる者をして之を給
 與せしむ

第四百十五條 密室監禁ハ十日を超過す可からず但十日毎其言渡を更改するとを得言渡を更
 改する時の其事由を裁判所長ハ報告す可し
 豫審判事ハ十日間ハ少くとも二度被告人を訊問し通常の規則ハ從ハ調書を作る可し

第三節 證據

第四百十六條 法律ハ於てハ被告事件の模様ハ因リ有罪あるの推測を定むるとを
 被告人の白狀官吏の檢證 調書證據物件證 人の陳述鑑定人の申立其他諸般の徴憑ハ裁判官
 の判定ハ任す

治罪法俗解第三編〇豫審

二五

第四百十七條

豫審判事の檢察官民事原告人被告人の請求を因り又ハ職權を以て事實發見の爲め必要なりとする證據徴憑を集取す可し

第四百十八條

豫審判事臨檢家宅搜索物件差押又ハ被告人證人の訊問を爲すハ書記の立會を必要とす書記の調書を作り豫審判事と共に署名捺印すべし
裁判所外に於て急遽の際書記の立會を得ると能ハざる時ハ立會人二名あるを要す但し監倉に就て被告人を訊問する時ハ其監倉の官吏一名をして立會はしむ可し
前項の場合に於て豫審判事自ら調書を作り之を讀聞かせ立會人と共に署名捺印す可し
書記又ハ立會人をくして爲したる處分ハ其効をかる可し

第四節

被告人の訊問及び對質

第四百十九條

豫審判事の先づ被告人を訊問す可し

但し檢證を爲し又ハ證人を訊問する不付き急遽を要する時ハ此限不在らす

第四百十條

豫審判事の被告人をして其罪を白狀せしむる爲め恐嚇又ハ詭言を用ふ可からず

第四百十一條

書記の訊問及び陳述を録取し被告人之を讀聞かすべし

豫審判事の被告人其陳述の相違なきや否を問ひ署名捺印せしむべし若し署名捺印すると能はざる時ハ其旨を附記す可し

第四百十二條

書記の本條式を履行したることを記載し豫審判事と共に署名捺印すべし
被告人其陳述不付き變更増減すべきことを申立たる時ハ更ハ訊問を爲し前條の規則に従ひ其訊問及び陳述を録取し之を讀聞かせ署名捺印すべし

第四百十三條

被告人の陳述書の謄本を求むることを得

第四百十四條

豫審判事の被告人の共犯なる人違なきと其他の事實を發見す可き一切の模様を證する爲め必要なりとする時ハ被告人と他の被告人證人又ハ其他の者と對質せしむることを得

第四百十五條

書記の對質人の陳述及び對質を因り生ずる一切の事件を録取し對質人に其對質に關する部分を讀聞かすべし

第四百十六條

豫審判事第五百十二條の規則の對質に付ても亦之を適用す

第四百十七條

被告人又ハ對質人國語を通ぜざる時亦同じ

第四百十八條

通事の正實を通譯す可き宣誓を爲すべし

第四百十九條

豫審判事第五百十三條第二百條の規則の本條も亦之を適用す

第五節

檢證及び物件差押
豫審判事の事實發見の爲め必要なりとする時ハ重罪輕罪の犯所に臨み檢證を爲すべし

第四百十九條

又檢事の請求ありたる時ハ如何なる場合と雖ども臨檢すべし

第四百十九條

豫審判事の犯罪の性質方法日時場所及び被告人の人違なきことを證明す可き模様

よ付き調書を作るべし

又被告人の利益と爲る可き模様をも記載すべし

第六十條 豫審判事の臨検の場所よ於て発見したる物件其出所及び模様を因り被告人の人違
あきと又ハ犯罪の模様を知るよ足る可しと思料したる時ハ之を差押して認印を爲し目録を作る
可し但し其物件を監護し又ハ遞送するハ書記之を擔任すべし

第六十一條 豫審判事の臨検家宅搜索物件差押よ付き其日よ處分を終らざる時ハ場所の周圍
を閉鎖し又ハ看守者を置くことを得

第六十二條 豫審判事ハ被告人の住所又ハ事實を證明す可き物件を 藏匿するの 疑 あり者
の住所よ臨検することを得
被告人又ハ物件を藏匿 する者其住所よ在らざる時ハ同居の親屬若し其在らざる時ハ戸長の
立會あるを要す

第六十三條 第三項の規則ハ本條よ亦之を適用す
被告人ハ臨検 家宅搜索の處分よ立會ひ又ハ代人をして立會ひしむることを得
若し被告人拘留を受けたる時ハ自ら立會ふことを得ず但し豫審判事本人の立會と必要ありとす
る時ハ此限りハ在らず
民事原告人及び其代人ハ前よ記載したる處分よ立會ふことを得但し豫審判事ハ其立會の爲め豫
審を遅延すべからず

第六十四條 家宅搜索の場合よ於て豫審判事ハ第六十條の規則よ從ひ物件を差押ふべし
物件を差押へたる時ハ其目録の謄本を立會人に渡す可し
第六十五條 豫審判事ハ被告人物件差押の處分よ立會ひたるを否とを問はず其物件を被告人
よ示し辨解を爲さしむべし
其訊問及び陳述ハ之を調書よ記載すべし
第六十六條 豫審判事ハ臨検の場所よ於て證人の陳述を聴くよ必要ありとする時ハ書記
の立會よ依り各別よ之を訊問す可し
第六十七條 以下の規則ハ本條よ亦之を適用す
第六十八條 豫審判事ハ前數條よ記載したる處分中何人ハ限らず允許を得ずして其場所よ出
入することを禁ずることを得
若し其禁を犯す者ある時ハ之を逐 斥し又ハ處分を終るまで之を留置することを得
第六十八條 豫審判事ハ其管轄地内と雖ども時宜ハ因り臨 検 家宅搜索の事を其地の治安判
事よ囑 託することを得
第六十九條 豫審判事ハ事實發見の爲め必要なりとする時ハ驛遞電信鐵道の官署諸會社よ其
事由を通知し被告人又ハ豫審ハ關係ある者より發し若くハ是等の者よ對し發したる書類電報
又ハ物件を受取開披することを得但し受取證書を渡す可し
前項の書類物件不用ハ屬したる時ハ其官署又ハ會社よ還付す可し

第六節 證人訊問

第七十條 豫審判事ハ檢事民事原告人又ハ被告人より證人として指名したる者を呼出す可し

治罪法俗解第三編〇豫審

原告證人被告證人の員數夥多ある時ハ指名の順序ハ從ひ又ハ最も事實を知る可きと思料したる者輕罪事件ハ付てハ各五名重罪事件ハ付てハ各十名を限り先づ之を呼出す可し但し事實發見の爲め必要ありとする時ハ此限にあらざ

又原被の指名せざる者と雖も豫審判事の職權を以て證人として之を呼出すを得

第七十一條 證人の豫審判事の名を以て之を呼出すべし但し其呼出狀ハ第二十三條の規則ヨ從ひ之を送達す可し

若し證人管轄地外ハ在る時ハ其所在地の地ノ輕罪裁判所書記ヨ送達ノ事を囑託す可し

第七十二條 豫審判事ハ證人裁判所所在地ノ地ヨ住せざる時ハ其住所の地ノ治安判事ヨ訊問ノ事を囑託することを得

若し證人管轄地外ハ在る時ハ其住所の地の豫審判事又ハ治安判事ヨ託問ノ事を囑託することを得
本條の場合ハ於て呼出狀ハ囑託を受けたる判事の名を以て其裁判所の書記局ヨリ之を送達す可し

第七十三條 呼出狀ハ證人ハ氏名住所及び職業を記載す可し
又出頭の日時場所及び呼出ハ應ぜざる時ハ罰金を言渡し且勾引するとある可き旨を記載す可し

呼出狀の送達と出廷との間少くとも二十四時の猶豫ある可し
第七十四條 證人疾病公務其他正當の事故ヨ因リ呼出ハ應ずる能ハざることを証明したる時ハ

豫審判事其住所に於て之を訊問す可し
第七十五條 証人と爲るべき者陸海軍在營の軍人軍屬ある時ハ其所屬長官を経由して呼出狀を送達す其長官ハ即時ハ出廷せしむ可きことを認可し又ハ職務上己むことを得ざる差支ある時ハ其事由を付して出廷の延期を豫審判事ヨ請求す可し

第七十六條 豫審判事ハ前二條ハ定めたる差支の場合を除くの外証人呼出ハ應ぜざる時ハ檢事の意見を聽き二圓以上十圓以下の罰金を言渡し可し但し其言渡し對してハ故障及び控訴を許さず

豫審判事ハ其証人ヨ對シ罰金の言渡書と共に再度の呼出狀を送達し又ハ直ちハ拘引狀を發することを得但し其費用ハ証人をして之を擔當せしむ

若し証人再度呼出ハ應ぜざる時ハ二倍の罰金を言渡し且拘引狀を發することあるべし
第七十七條 豫審判事ハ証人初度又ハ再度の呼出狀を受けざる可き其呼出狀第七十三條の規則ハ背きたること又ハ豫知し難き正當の事故ありて出廷する能ハざりしことを證明したる時ハ檢事の意見を聽き其罰金の言渡を取消すべし

第七十八條 証人呼出狀ヨ因リ出廷したる時ハ其呼出狀を書記ヨ差出す可し若し之を遺失したる時ハ其人違なきことを證明す可し

第七十九條 豫審判事ハ證人として呼出したる者ヨ對シ其氏名年齢職業住所及び第八十條一條ヨ記載したる者ナリヤ否を問ふべし

第八十條 豫審判事ハ證人をして愛憎畏懼の心なく正實に陳述を爲す可きことを宣誓せ

しむべし
豫審判事ハ證人ハ宣誓書を讀聞かせ之ヲ署名捺印せしむ若シ署名捺印すること能ハざる時ハ其旨を附記すべし
宣誓書ハ訴訟書類ハ添置くべし

第百八十一條 左ニ記載したる者の證人と爲ることを許さず但し事實參考の爲め其陳述を聽くことを得

一 民事原告人

二 民事原告人及び被告人の親屬

三 民事原告人及び被告人の後見人又ハ是等の者の後見を受くる者

四 民事原告人及び被告人の雇人

第百八十二條 左に記載したる者亦前條ノ同ジ

一 十六歳未満の幼者

二 知覺精神の不充分なる者

三 瘖啞者

四 公權を剝奪せられ又ハ公權を停止せられたる者

五 重罪事件に付き重罪裁判所ニ移すの言渡を受け又ハ重禁錮の刑ニ該る可キ輕罪事件ニ付

六 現に陳述を爲す可キ事件ニ付き曾テ訴を受け其証憑充分ならざるヨ因リ免訴の言渡を

受けたる者

第百八十三條

証人宣誓を肯せず又ハ宣誓して陳述を肯せざる時ハ豫審判事檢事の意見を

聽シ刑法第百八十條に從ヒ罰金を言渡す可シ但シ其言渡對してハ故障及び控訴を許さず
醫師藥商 總 婆又ハ代理人辯護人代書人公証人若クハ神官僧侶其身分職業に關する秘密の事

件ニ付き委託を受けたる者ハ前項の例ニ在ラズ

第百八十四條

証人ハ他の證人及び被告人と各別に之を訊問す可シ但事實發見の爲め必要あり

とする時ハ證人を他の證人又ハ被告人と對質せしむることを得

第百八十五條

豫審判事の證人の陳述を確實ならしむる爲め必要ありとする時ハ重罪輕罪の犯

所又ハ其他の場所ニ同行することを得

若シ證人同行することを肯せずさる時ハ第百七十六條の規則ニ從ヒ罰金を言渡す可シ

第百八十六條

第百五十六條第百五十七條の規則ハ證人ニ付ても亦之を適用す

第百八十七條

皇族又ハ勅任官証人ある時ハ豫審判事書記と共に其所存ニ就テ陳述を聽く可

第百八十八條

書記ハ證人の陳述ニ付き各別ニ調書を作る可シ

其調書ニハ證人宣誓を爲したること又ハ爲さざるの事由を記載す可シ

第百八十九條

豫審判事の證人ニ其陳述の相違を問ふや否を知らしむる爲め書記をして調書を讀

聞かせしむ可シ

證人の其陳述を變更増減せんとを請求するを得書記ハ其請求ありたると及び變更増減の條件

治罪法俗解第三編〇豫審

を調書に記載し豫審判事及び証人と共ニ署名捺印す可一若し証人署名捺印すると能ざる時ハ其旨を附記す可し

第九十條 証人ハ即時ニ出廷し付ての旅費日當を要むることを得
若し日稼を以て生業とする者なる時ハ旅費日當の外日稼高小等しき償金を要むることを得
本條の場合に於てハ豫審判事其金額を定め之を言渡す可し

第七節 鑑定

第九十一條 豫審判事ハ犯罪の性質方法及び結果を分明ならしむる爲め鑑定人を必要ありとする時の學術職業ニ因り鑑定するを得可き者一名又ハ數名をして鑑定を爲さしむ可し
第九十二條 鑑定人ハ書記局より呼出狀を以て之を呼出す可し其呼出狀ハ犯罪事件ハ付き鑑定を命ずること及び呼出小應せざる時の罰金を言渡す可きことを記載す可し
鑑定人呼出小應せざる時ハ第九十六條の規則ニ從ひ處分す可一但一勾引狀を發することを不得

第九十三條 鑑定人の宣誓したることを鑑定命令書の紙尾ニ記載し之ハ宣誓書を添置可し

第九十四條 鑑定人宣誓を肯せざる時の豫審判事檢事の意見を聽き刑法第七十九條ニ從ひ罰金を言渡す可し但し其言渡に對してハ故障及び控訴を許さず

第九十五條 第八十一條第八十二條ニ記載したる者ハ鑑定を命ずることを得ず但一急遽の際正當の鑑定人と爲るべき者なき時ハ事實参考の爲め鑑定を命ずることを得

第九十六條 豫審判事ハ成るべく鑑定立會ふ可し

第九十七條 豫審判事ハ鑑定人の請求に因り又ハ職權を以て鑑定人を増加一又ハ別人をして鑑定せしむることを得

第九十八條 鑑定人ハ鑑定書を作り其手續結果及び鑑定を爲したる時間を詳記す可一若し結果を得ざる時ハ其推測する所を記載す可一

第九十九條 鑑定人ハ鑑定書ニ年月日を記載し署名捺印及び契印す可し
又鑑定書ハ豫審判事之を受取りたる年月日を記載し書記と共に檢印す可一

鑑定書ハ鑑定命令書ニ添置可一
外國人鑑定を爲したる時ハ其鑑定書ニ裁判所より命じたる通事の作りたる譯本を添置可し

第二百條 鑑定人及び通事ハ旅費給料其他相當の費用を給與す可一

第八節 現行犯の豫審

第二百一條 豫審判事の檢事より先ハ現行の重罪輕罪あることを知りたる場合ニ於て其事件急速小要する時の檢事の請求を待たず直ち其旨を通知し豫審ニ取掛ることを得
豫審判事の犯所ニ臨檢し令狀を發し其他此章ニ定めたる規則ニ從ひ豫審の處分を爲すことを得

第二百二條 前條の場合ニ於てハ檢事の起訴ありと雖ども豫審判事檢證調書を作るを以て治罪法俗解第三編〇豫審

公訴を受理したる者どす其調書ハ現行の重罪又ハ輕罪なるを記載す可し
豫審判事ハ速ニ書類を檢事ニ送致す可し但し檢事より其豫審手續を繼續す可き者に非ざる
ハ意見ありト雖モ通常の規則ニ從ヒ之を終結す可し

第二百三條 檢事ハ豫審判事より先ニ現行の重罪輕罪あることを知りたる時ハ豫審判事を待つこと
ニ其旨を通知して犯所を臨檢し豫審判事ニ屬する處分を爲すことを得但し罰金の言渡を爲
すことを得ず
證人及び鑑定人の陳述ハ宣誓を用ふることをなく之を聽く可し

第二百四條 前條の場合ニ於テ檢事ハ證憑書類ニ意見書を添ヘ速カニ之を豫審判事ニ送致す可
し

第二百五條 第二百三條ニ於テ檢事に許したる職務ハ司法警察官モ亦假シ之を行ふことを得但し
令狀を發することを得ず
司法警察官ハ證憑書類ニ意見書を添ヘ被告人ト共ニ速カニ之を檢事に送致す可し

第二百六條 檢事被告人を受取りたる時ハ二十四時内に之を訊問し調書を作り勾留狀を發する
ト否トを問はず一切の書類ヲ請求書を添ヘ豫審判事ニ送致す可し
若し起訴を爲す可カざる者と認めたる時ハ直ちニ被告人を放免すべし

第二百七條 豫審判事ハ二十四時内に被告人を訊問す可し此場合ニ於テハ檢事の發したる勾留
狀を解シ又ハ之と存することを得
第二百八條 豫審判事ハ檢事又ハ司法警察官の爲したる手續ニ付キ更ニ其取調を爲すことを得但

檢事又ハ司法警察官の作りたる調書の之を訴訟書類ニ添置すべし

第二百九條 檢事ハ輕罪の現行犯ニ係る場合ニ於テ勾留狀を發したると否ト拘ハらず被告人
を訊問したる後豫審を求むる及バずト思料したる時ハ直ちニ輕罪裁判所ニ呼出すことを得

第九節 保釋

第二百十條 豫審判事ハ豫審中勾留狀又ハ收監狀を受けたる被告人請求ニ因リ檢事の意見を聞
キ何時モ呼出に應ジ出廷す可キ證書を差出さしめ 保釋を許すことを得
被告人無能力なる時の親屬又ハ代人より保釋を求むることを得

第二百十一條 前條の證書ハ書記局ニ差出す可し
保釋中被告人を呼出す時ハ出廷より二十四時前に其報知を爲す可し

第二百十二條 保釋を許すハ金圓を以テ被告人の出廷を保証せしむべし但し豫審判事其金額
を定め保釋を許すの言渡ヲ記載す可し

第二百十三條 保証を爲すハ被告人又ハ其他の者より保証金若クハ貯金預貯又ハ銀行の預
證書を書記局ニ差出す可し
又裁判所の管轄地内ニ住リ且充分なる資力ある者より金額ニ充ツ可キ保証書を差出すことを
得

第二百十四條 保釋中被告人呼出を受け正當の事由なくして出廷せざる時ハ保証金の全部又ハ
幾分を没入す可し

第二百十五條 保証金を没入するハ檢事の意見を聞き豫審判事其言渡を爲す可し若し他人の
治罪法俗解第三編〇豫審

保証に係る時の民事の規則に従ひ之を徴収すべし

第二百十六條 豫審判事保証金を没入したる時の保釋の言渡を取消す可し

又豫審中保釋の言渡を取消すことを必要なりとする時の檢事の意見を聴き其言渡を取消すべし

第二百十七條 豫審判事保証金を没入したる後免訴の言渡違警罪裁判所へ移すの言渡又ハ罰金
一 該る可き輕罪へ付き輕罪裁判所へ移すの言渡を爲したる時の檢 意見聴き没入したる金額を還付す可し

第二百十八條 豫審判事免訴の言渡違警罪裁判所へ移すの言渡又ハ罰金不該る可き輕罪へ付き輕罪裁判所へ移すの言渡を爲し若くハ保釋の言渡を取消したる時ハ保証金を還付す可し

第二百十九條 豫審判事ハ保釋の請求あると否とを問はず檢事の意見を聴き被告人を其親屬又ハ故舊へ責付することを得

第十節 豫審終結

第二百二十條 豫審判事ハ被告事件其管轄に非ずト一又ハ他に取調を要することナシト思料乏たる時の豫審終結の處分不付き檢事の意見を求むる爲め一切の訴訟書類を送致す可し

第二百二十一條 檢事ハ豫審充分ならずト思料したる時ハ其條件不付き更ハ取調を請求することを得若し豫審判事其請求を肯せざる時の檢事訴訟書類ハ意見を付し二十四時内之を還付す可し

第二百二十二條 豫審判事ハ檢事の意見如何あるを問はず後ハ記載したる言渡を以て豫審を終結すべし

第二百二十三條 豫審判事ハ被告事件其管轄に非ざること認めたる時ハ其旨を言渡す可し若し勾留を要する者と認めたる時ハ前ハ發したる令狀を存し又ハ新ハ令狀を發し其事件を檢事へ交付す可し

第二百二十四條 豫審判事ハ左の場合に於て免訴の言渡を爲し且被告人勾留を受けたる時ハ放免の言渡を爲す可し

一 犯罪の計悪充分ならざる時

二 被告事件罪と爲らざる時

三 公訴の期滿免除と爲りたる時

四 確定裁判を経たる時

五 大赦ありたる時

六 法律に於て其罪を全免する時

第二百二十五條 被告事件違警罪ありト思料したる時ハ違警罪裁判所へ移すの言渡を爲し且被告人勾留を受けたる時の釋放の言渡を爲す可し

第二百二十六條 被告事件輕罪ありト思料したる時ハ輕罪裁判所へ移すの言渡を爲す可し
被告人勾留を受けたる場合に於て罰金の刑不該る可き者と思料したる時の釋放の言渡を爲す可し

禁錮の刑不該る可き者と思料したる時の保釋を許し又ハ責付を爲すことを得
若し被告人未だ勾留を受けざる時の令狀を發することを得

第二百二十七條 被告事件重罪ありと思料したる時ハ重罪裁判所ヨリ移すの言渡を爲す可し若し

保釋を許し又ハ責付を爲したる時ハ其言渡を取消す可し

重罪裁判所ヨリ移すの言渡書ハ控訴裁判所檢察長の指揮あるまで豫審を爲したる裁判所の監倉ニ被告人を留置す可と記載す可し

第二百二十八條 豫審終結の言渡ハ事實及び法律ニ依り其理由を付す可し

管轄ノ非ざるの言渡を爲すハ其理由を明示し若し被告人を勾留す可き時ハ其理由を明示す可し

免訴の言渡を爲すハ被告事件罪と爲らざると公訴受理す可からざること及び其理由又犯罪の證據充分あらざる時ハ其旨を明示す可し

違警罪裁判所輕罪裁判所又ハ重罪裁判所ヨリ移すの言渡を爲すハ犯罪の性質模樣證據の充分なること及び其罪を罰す可法法律の正條を明示す可し

第二百二十九條 前條の言渡書ハ付第百三十條の規則ニ從ひ被告人の氏名等を明示す可し

第二百三十條 書記ハ速ニ豫審終結の言渡書の謄本を檢察民事原告人及び被告人ハ送達すべし但し是等の者ハ第二百四十六條以下の規則ニ從ひ其言渡ハ對し故障を爲すことを得

第二百三十一條 被告人を逮捕するに能はざる場合ハ於て重罪裁判所又ハ禁錮の刑ハ該るべき輕罪ハ付シ輕罪裁判所ヨリ移すの言渡を爲したる時ハ其旨を言渡書ニ記載すべし但被告人ハ現ニ勾留を受くるハ非ざれば其言渡ハ對し上訴を爲すことを得ず

第二百三十二條 前條の場合ハ於て檢察又ハ民事原告人の假ニ被告人の財産を差押ふ可きこと

を民事裁判所ヨリ請求するを得

第二百三十三條 豫審終結の言渡を爲したる時ハ豫審判事ヨリ速ニ其旨を裁判所長ヨリ報告す可し

又十五日毎ニ未決の豫審事件ハ付シ簡略なる報告書を差出す可し

第四章 豫審上訴

第二百三十四條 左の場合ハ於てハ檢察又ハ被告人ヨリ豫審終結ニ至るまで何時も故障を爲すことを得

一 管轄違の申立を棄却したる時

二 法律ニ背シ合狀を發シ又ハ之を發せざる時

三 法律ニ背シ保釋責付を爲シ又ハ之を爲さざる時

四 越權の處分ある時

民事原告人の私訴ハ付シ第四の場合ハ於て故障を爲すことを得

第二百三十五條 故障を爲さんとする者ハ其裁判所の書記局ニ趣意書を差出す可し故障ありたる時ハ書記其趣意書の謄本を對手人ヨリ送達し對手人の三日内ニ答辨書を差出すことを得

故障ハ付テハ豫審處分の執行を停止せず但し保釋責付を爲したるハ付シ檢察より故障ありたる時ハ其執行を停止す

第二百三十六條 故障ハ其裁判所の會議局ハ於て判事三名以上ニ趣意書答辨書其他訴訟書類

及び檢察の意見書ニ依リ之を判決す可し

治罪法俗解第三編〇豫審上訴

會議局の言渡ハ速ニ之を執行す但し其言渡ヲ對じて豫審終結の言渡ありたる後上告を爲すことを得

第二百三十七條 左の場合に於てハ檢事被告人又ハ民事原告人より豫審終結に至るまで豫審判事を忌避することを得

- 一 豫審判事又ハ其配偶者と被告人被害者又ハ是等の者の配偶者と親屬なる時
- 二 豫審判事被告人又ハ民事原告人の後見人ある時
- 三 豫審判事又ハ其配偶者に於て民事原告人被告人又ハ是等の者の親屬より賄賂に非ずとも雖も贈物を收受し若くハ聽許したる時

第二百三十八條 忌避の申立ハ豫審判事不之を爲すべし但し其申立をなすハ趣意書二通を書記局に差出す可し

書記ハ趣意書を豫審判事ハ送致シ豫審判事ハ其送致を受けたるより二十四時内ハ其申立を認可し又ハ棄却することを趣意書の紙尾に記載し一通を書記局に藏置し一通を本人に送達す可し

第二百三十九條 豫審判事忌避の申立を棄却したる時ハ其申立人より故障を爲すことを得會議局に於てハ故障の趣意書及び豫審判事の辨明書に依り判決を爲す可し

第二百四十條 豫審判事ハ忌避の申立ありたる時又ハ其申立を棄却したるに付テ故障ありたる時と雖も豫審の手續を繼續す可し但し終結の言渡を爲すことを得

又急速を要せざる事件に付テハ豫審の手續を停止することを得
第二百四十一條 會議局に於て忌避に付テの故障を棄却したる時ハ上告を爲すことを得但し豫審

終結の言渡ありたる後ハ非ざれば之を爲すことを得ず
第二百四十二條 豫審判事自ら第二百三十七條に定めたる原由あることを認め又ハ回避す可き者と

と思料したる時の會議局ハ回避の申立を爲す可し
回避の申立ハ會議局に於て之を判決す可し

第二百四十三條 會議局に於て忌避又ハ回避の申立を認可したる時ハ裁判所長更ハ他の判事を爲して豫審を爲さしむ可し其判事の檢事其他訴訟關係人の請求に依り又ハ職權を以て前豫審

判事の爲したる處分と雖も更ハ取調を爲すことを得
第二百四十四條 書記の自から回避し又ハ檢事其他訴訟關係人より會議局に申立て之を忌避す

ることを得
第二百四十五條 檢察官ハ被告人又ハ民事原告人より之を忌避することを得ず若し自から回避

すべき者とと思料したる時ハ其旨を會議局に申立つることを得
檢事補自から回避す可き者とと思料したる時ハ其旨を檢事に申立つ可し檢事の其申立を許否す

可し
第二百四十六條 檢事の總て豫審終結の言渡に對し故障を爲すことを得

民事原告人の私訴に付テ越權の處分あるに因り豫審終結の言渡に對し故障を爲すことを得
被告人の重罪裁判所に移すの言渡に對し故障を爲すことを得輕罪裁判所又ハ違警罪裁判所ハ

移すの言渡に對してハ豫審判事の管轄違越權又ハ其事件の移す可き裁判所の管轄違非
ざれば故障を爲すことを得ず
治罪法俗解第三編〇豫審上訴
四三

第二百四十七條

故障の期限ハ一日ありとす但し言渡書の送達ありたるより之を起算す

第二百四十八條

檢事民事原告人及び被告人故障を爲すハ申立書を書記局に差出すべし書記

ハ速カキ其旨を對手人ハ通知す可し

故障申立人の三日内ハ主意書を書記局に差出す可し

第二百四十九條

故障ありたる時の對手人より其判決あるまで何時も附帶の故障を爲すと

を得

附帶の故障なりたる時の書記より其趣意書を對手人ハ送達す可し

對手人の三日内ハ答辨書を差出すことを得

對手人の三日内ハ答辨書を差出すことを得

第二百五十條

豫審終結の言渡ハ故障の期限内又故障ありたる時の其判決あるまで執行を停

止す但被告人を勾留し又ハ保釋責付を取消の言渡ハ其執行を停止せず

第二百五十一條

書記ハ故障趣意書答辨書其他訴訟書類を會議局に差出すべし

第二百五十二條

會議局ハ於てハ第二百三十六條の規則ハ從ひ故障の判決を爲す可し

豫審判事の言渡を認可したる時の其旨を言渡し若し其全部又ハ幾分を取消したる時の全部ハ

付き更ハ言渡しを爲すべし

豫審判事の言渡を認可したる時の其旨を言渡し若し其全部又ハ幾分を取消したる時の全部ハ

又被告人を保釋責付し又ハ勾留するの言渡しを爲すことを得

又被告人を保釋責付し又ハ勾留するの言渡しを爲すことを得

第二百五十三條

會議局ハ於て必要ありとする時の判事一名をして更ハ豫審を爲し又ハ其指示

する所の條件ハ付き更ハ取調を爲し其報告書を差出さしむ可し

第二百五十四條

會議局ハ於て故障の取調中管轄違越權又ハ公訴受理す可からざることを發

見したる時の職權を以て豫審判事の言渡を取消すとを得

第二百五十五條

會議局ハ於て故障の取調中共犯の起訴を受けざる者あること附帶の犯罪ハ

付き豫審を受けざる者あることを發見したる時の檢事の請求ハ因り又ハ職權を以て判事一名を

して豫審を爲し其報告書を差出さしむべし

して豫審を爲し其報告書を差出さしむべし

檢事の意見書を差出す可し

檢事の意見書を差出す可し

會議局ハ於てハ報告書其他訴訟書類に依り故障と共に之を判決すべし

第二百五十六條

故障の判決ありたる時の速ハ其言渡書の謄本を檢事民事原告人及び被告人

に送達すべし

に送達すべし

第二百五十七條

檢事其他訴訟關係人の會議局の言渡しハ對し上告を爲すことを得

第二百五十八條

被告人ハ送達す可き言渡書ハ其言渡ハ對し上訴するを得可きこと及び其期限

を記載す可し其記載なき時の規則ハ從ひ更ハ言渡書の送達あるまで被告人上訴の權を失ふこと

あかるべし

あかるべし

第二百五十九條

第三百十一條より第三百十三條までの規則ハ豫審の上訴に付ても亦之を適用

す

す

第二百六十條

重罪裁判所ハ移すの言渡確定したる時の檢事其言渡書ハ一切の書類を添へ速

ハ之を控訴裁判所檢事長ハ送致す可し

ハ之を控訴裁判所檢事長ハ送致す可し

檢事長ハ一切の書類證據物件及び被告人を重罪裁判所ハ移すの處分を檢事ハ命ずべし

檢事長ハ一切の書類證據物件及び被告人を重罪裁判所ハ移すの處分を檢事ハ命ずべし

治罪法俗解第三編〇豫審上訴〇第四編〇通則

治罪法俗解第三編〇豫審上訴〇第四編〇通則

四五

四五

重罪裁判所以外の裁判所へ移すの言渡し確定したる時ハ檢事速よ其執行を爲すべし
第二百六十一條 豫審ホ於て被告人免訴の言渡を受け其言渡確定したる時ハ罪名の變更あるも
同一の事件ハ付き更ニ訴を受くるとあかるべし但し新なる證據ある時ハ此限不在らず
新なる證據ある時ハ檢事より之を會議局ニ差出し會議局ニ於てハ其起訴を許可す可きや否を
判決す可し

第四編 公判

第一章 通則

第二百六十二條 訴訟事件ハ書記局の簿冊ニ登記したる順序ニ從ひ之を公判付す可し
裁判所長ハ未決勾留の日數を減縮する爲め職權を以てハ順序を變更するを得又重要なる
事由の爲め檢察官其他訴訟關係人の請求ありたる時も又順序を變更するを得
第二百六十三條 重罪輕罪違警罪の訊問辨論及び裁判言渡ハ之を公行す否らざる時ハ其言渡の
効力かる可し

第二百六十四條 被告事件公安を害し又ハ猥褻ハ渡り風俗を害するの恐ある時ハ裁判所ホ於て
檢察官の請求に因り又ハ職權を以て其訊問及び辨論の傍聽を禁ずるを得其裁判言渡を爲す
ハ當てハ傍聽を許す可し

第二百六十五條 被告人ハ公廷ホ於て身體の拘束を受くるとあり但し守卒を置くことある可し
禁錮以上の刑ハ該る可き被告人疾病あるハ非ずして出廷を肯せざる時ハ之を引致することを
得若し出廷して辨論することを肯せざる時ハ對審として裁判言渡しを爲す可し

第二百六十六條 被告人ハ辨論の爲め辨護人を用ふるを得
辨護人ハ裁判所所屬の代官人中より之を撰任す可し但し裁判所の允許を得たる時ハ代官人ハ
非ざる者と雖も辨護人と爲るを得

第二百六十七條 被告人公廷ホ於て暴行又ハ喧嘩を爲し辨論を妨礙する時ハ裁判長より再度告
戒を爲し仍之を之に従ハざる時ハ檢察官の請求ホ因り又ハ職權を以て被告人を退廷せしめ若く
ハ勾留するを得

前項の場合ホ於てハ對審として引續き辨論及び裁判言渡しを爲すことを得
若し辨論二日ハ渉る時ハ更ニ被告人を出廷せしむ可し

第二百六十八條 被告人精神錯亂又ハ疾病ホ因り出廷すると能ハざる時ハ痊癒ニ至るまで辨論
を停止す

辨論ニ取掛りたる後被告人精神錯亂したる時ハ其痊癒の後漸ク辨論を爲す可し其他の疾病に
罹る時ハ痊癒の後前ホ停止したるより以後の手續を爲す可し但し五日間辨論を停止し又ハ檢
察官其他訴訟關係人の請求ありたる時ハ新たに辨論を爲す可し
若し被告事件及び法律の適用ハ付き既ニ辨論を終りたる時ハ其痊癒の後更ニ取調を爲すこと
ハ裁判言渡しを爲す可し

第二百六十九條 禁錮以上の刑ホ該る可き被告人公判の日時ホ出廷せずと雖も豫審終結の言
渡書又ハ呼出狀を本人ハ送達したるの證あるハ非ざれば關席裁判を爲す可からず

豫審終結の言渡書又ハ呼出狀を本人ハ送達すると能ハざる場合ホ於てハ裁判所にて猶豫の期

治罪法俗解第四編〇通則

限を定め其期限内に被告人出廷せざる時の闕席裁判を爲す可きの告知書を親族若くは戸長に送達す可し

第二百七十條 闕席したる被告人に付ての辨護人を用ふることを許さず但し其親族故舊の被告人の出廷すると能はざる事由を証明することを得

裁判所は於て其事由を正當ありとする時の檢察官の意見を聴き裁判を延期することを得
第二百七十一條 被告人中の一名又の數名出廷せしと雖も出廷したる者に付ての通常の規則に従ひ對審裁判を爲す可し

第二百七十二條 裁判長の公廷に於て諸般の取締の爲め相當の處置を爲す可し
稱讚誹謗其他辨論を妨礙する者ある時之を制止し又の退廷せしむることを得

第二百七十三條 公廷に於て輕罪違警罪を犯したる者ある時其身分の如何に拘はらず裁判長の命令に因り之を取押へ檢察官の意見を聴き直ち公判を爲し又の次の公判に付するの言渡しを爲す可し

書記の犯罪の事件及び裁判長の處分を付し即時に調書を作る可し

第二百七十四條 前條の場合に於て違警罪裁判所にての違警罪に付し終審の裁判を爲し輕罪に付し始審の裁判を爲す可し

輕罪裁判所其他上等の裁判所にての輕罪に付し終審の裁判を爲す可し

第二百七十五條 公廷に於て重罪を犯したる者ある時裁判長被告人及び證人を訊問し調書を作り裁判所は於て檢察官の意見を聴き通常の規則に従ひ裁判する爲め豫審判事は送付するの

言渡を爲す可し

第二百七十六條 裁判所は於ての訴を受けざる事件に付し裁判を爲す可からず但し辨論より發見したる附帶の事件及び公廷内の犯罪に付ては此限を在らず

若し附帶の事件に付し豫審を必要ありとする時本案の裁判を停止することを得

第二百七十七條 檢察官被告人及び民事擔當人の始審終審を問はず本案の裁判言渡しあるまで何時までも管轄違又の公訴受理す可からざるの申立を爲すことを得

裁判所は於ての職權を以て管轄違又の公訴受理す可からざるの言渡しを爲すことと得

第二百七十八條 裁判所は於て前條の申立を棄却したる時本案の裁判言渡しを待たず直ちに控訴又の上告を爲すことを得此場合於て本案の辨論を停止す

第二百七十九條 檢察官其他訴訟關係人の第二百三十七條に定めたる理由ある時違警罪裁判所輕罪裁判所控訴裁判所又の重罪裁判所の裁判官及び書記に對し忌避の申立を爲すことを得

豫審を爲したる裁判官其公判に干預し又の始審裁判を爲したる裁判官其終審裁判に干預したる時亦同じ

第二百八十條 忌避の申立は本案の裁判言渡しに至るまで何時までも之を爲すことを得

忌避の申立ありたる時の本案の辨論を停止す

第二百八十一條 忌避又の回避の申立及び其判決を爲すは第二百三十八條より第二百四十五條まで定めたる規則に従ふ

第二百八十二條 忌避又ハ回避の申立を棄却したる時ハ前ノ停止したるより以後の手續ヲ取掛
る可シ但一五日間辨論を停止したる時ハ新ニ辨論を爲すべシ
變災厄難の爲メ訴訟手續を停止したる時亦同ト

第二百八十三條 公判ニ於テ用ふ可キ證據ハ豫審ニ於テ用ふ可キ證據ニ同ト
第二百八十四條 裁判長ハ檢察官其他訴訟關係人の請求ニ因リ又ハ職權を以テ豫審中管轄官
吏の作りたる調書及ビ檢証書類を朗讀せしむることを得

第二百八十五條 調書を作りたる司法警察官ハ檢察官其他訴訟關係人より證人として之を呼出
シ又ハ裁判所の職權を以テ之を呼出すことを得
豫審判事ハ裁判所の職權ニ因リ又ハ檢察官其他訴訟關係人より其裁判所の允許を得テ調書
説明の爲め之を呼出すことを得

第二百八十六條 豫審ニ於テ訊問したる證人ハ更ニ之を呼出すことを得
豫審ニ於テ錄取したる證人の陳述書ハ更ニ其證人を呼出さざる時證人呼出を受け出廷せざる
時又ハ豫審及ビ公判ニ於テの陳述を比較す可キ時ハ檢察官其他訴訟關係人の請求ニ因リ又ハ
裁判長の職權を以テ之を朗讀せしむることを得

第二百八十七條 第七十八條以下の規則ハ公判の證人ニ亦之を適用す
第二百八十八條 證人ハ互ニ言語を接す可カラズ又陳述前辨論ニ會す可カラズ
第二百八十九條 證人ハ左の順序ニ從ヒ訊問す可シ

一 檢察官の請求ニ因リ呼出したる証人
二 民事原告人の請求ニ因リ呼出したる証人
三 被告人及び民事擔當人の請求ニ因リ呼出したる証人
第二百九十條 証人數名ある時氏名目録の順序ニ從ヒ之を訊問す可シ但し裁判所ハ証人を呼出
したる者の意見を聽き其順序を變更することを得
第二百九十一條 証人及び被告人ハ裁判長ニ非ざれば之を訊問することを不得
陪席判事及ビ檢察官ハ裁判長ニ告げ証人及び被告人を訊問することを不得
訴訟關係人ハ辨論ニ必要ありとする條件を分明あらしむる爲め証人を訊問す可キことを裁判長
に求むるを得

第二百九十二條 証人の陳述不實ニして故意ニ出で禁錮以上の刑ニ該る可キ者と思料したる時
ハ裁判所ニ於テ檢察官其他訴訟關係人の請求ニ因リ又ハ職權を以テ之を取押ヘ勾引狀を以テ
豫審判事に送致す可キの言渡しを爲す可シ
其証人の陳述ハ書記之を錄取シ豫審判事ニ送致す可シ
本條の場合ニ於テハ裁判所ニテ檢察官其他訴訟關係人の請求ニ因リ又ハ職權を以テ本案の事
件ニ付キ裁判の延期を言渡すことを得

第二百九十三條 証人呼出ニ應ぜざる時ハ裁判所ニ於テ即時ニ檢察官の意見を聽き左の科料罰
金を言渡す可シ但し其言渡に對してハ故障及ビ控訴を許さず
一 違警罪事件ニ付テハ五十錢以上一圓九十五錢以下の科料

治罪法俗解第四編〇通則

二 輕罪以上之事件不付て二圓以上十圓以下の罰金
被告人闕席したる時其呼出たる証人出庭せずとも科料罰金を言渡すべからず

第二百九十四條

前條の言渡し書ハ即時書記より本人送致すべし
其言渡を受けたる者三日内不出廷する能ハざり正當の事由を証明したる時ハ裁判所於
て檢察官の意見を聽き科料又ハ罰金の言渡を取消す可し但し重罪裁判所閉廳の後ハ其開廳し
たる裁判所に其申立を爲すべし

第二百九十五條

証人呼出に應ぜざる時ハ檢察官其他訴訟關係人の請求ハ因り又ハ裁判所の職
權を以て公判を延期するの言渡を爲す可し

第二百九十六條

証人再度の呼出を受け仍は出廷せざる時ハ檢察官の意見を聽き前よ定めたる
科料罰金の二倍及び再度の呼出の費用を言渡す可し此場合於ても亦前條よ從ひ再び公判を
延期するを得但し延期したる時ハ其証人に對し勾引狀を發すべし

第二百九十七條

第九十一條以下の規則ハ公判於て新命じたる鑑定人亦之を適用す
但し呼出に應ぜざる時ハ第二百九十三條の規則よ從ひ處分す可し

第二百九十八條

被告人數名ある時ハ裁判長其意見を述べ且檢察官其他訴訟關係人の意見を聽
き訊問の順序を定む可し

第二百九十九條

裁判長ハ事實發見の爲め必要ありとする時ハ職權を以て其順序を變更するを得
第二百條 証憑調濟の後檢察官民事原告人被告人其辨護人及び民事擔當人ハ順次發言すべし
檢察官其他訴訟關係人の陳述ハ他より妨礙するを得ず
檢察官其他訴訟關係人ハ迭ひ辨論を爲すを得但し辨論の最終ハ被告人又ハ辨護人をし
て發言せしむべし

第三百一一條

檢察官公訴を抛棄すと雖ども裁判所於て本案よ付き相當の裁判を爲すべし

第三百二條

辨論中公判の手續よ付き異議の申立ありたる時ハ裁判所於て檢察官の意見を聽
き直ち之を判決す可し但し其判決に對する控訴又ハ上告ハ本案の裁判言渡ありたる後非
ざれば之を爲すことを得ず

第三百三條

民事擔當人ハ始審終審を問はず何時ても其訴訟ハ關係することを得又民事原告人
ハ民事擔當人をして其訴訟ハ關係せしむることを得

第三百四條

裁判所に於て刑の言渡を爲すハ事實及び法律よ依り其理由を明示し且一切の證
憑を明示す可し

免訴の言渡を爲すも亦同じ

治罪法俗解第四編の通則

第三百五條 無罪の言渡を爲すよ其理由として被告人に對し犯罪の證據なきことを明示すべし

第三百六條 裁判所は於て公訴の裁判と同時に私訴の裁判言渡を爲すべし

私訴に付て取調未だ充分あらざる時の公訴の裁判ありたる後其裁判言渡を爲すことを得

第三百七條 被告人刑の言渡を受けたる時の裁判所の職權を以て公訴裁判費用の全部又の幾分

を擔當す可きの言渡を爲す可し

免訴又は無罪の言渡ありたる場合よ於て公訴裁判費用の官よて之を擔當すべし

私訴裁判費用の民事の規則よ從ひて敗訴したる者之を擔當す可し

第三百八條 被告人刑の言渡を受けたると否とを問はず沒收係らざる差押物件の所有主の請

求なしと雖も之を還付するの言渡を爲すべし

第三百九條 本案の裁判言渡を對する上訴の期限内又上訴ありたる時の其判決あるまで裁判執

行を停止す

第三百十條 禁錮以上の刑の言渡を受けたる者逃亡したる時の現よ捕よ就くよ非ざれば上訴

を爲すことを得ず

第三百十一條 勾留を受けたる者上訴を爲し又の保釋を求むる時の其申立書を監獄長よ差出

監獄長より之を其裁判所の書記よ差出す可し

第三百十二條 訴訟關係人又の其代人非常の變災厄難よ因り上訴期限を経過したる場合よ於て

其旨を證明したる時の期限を経過したるよ因り失ひたる權理を回復することを得但し變災厄難

を免かれたるより通常の期限内よ其證據を申立書よ添へ上訴を爲す可し

第三百十三條 書記の速かに前條の申立書を對手人に送達す可し對手人の三日内よ答辨書を差

出す事を得

上訴を判決す可き裁判所よ於ての會議局よて檢察官の意見を聽き先づ其上訴を受理す可きや

否を判決すべし

上訴を受理す可き者と判決したる時の書記をして其旨を訴訟關係人よ通知せしめ通常の規則

よ從ひ本案の裁判を爲す可し

上訴を受理す可からざる者と判決したる時の他の原由あるよ非ざれば即時に裁判執行を爲

さしむ可し

第三百十四條 裁判言渡の辨論を終りたる後公廷よ於て即時に之を爲し又の次日よ之を爲す可

し

裁判言渡書の其言渡前裁判官之を作り書記と共に署名捺印す可し

裁判言渡書よハ其言渡を爲したる裁判所年月日其事件に干預したる檢察官の氏名を記載す可

し

第三百十五條 訴訟關係人の其費用を以て裁判言渡書の謄本又の其抜書を求むる事を得但し上

訴の爲め其求を爲したる時の書記より二十四時内よ之を下付す可し

第三百十六條 對審裁判よより刑の言渡ありたる時の裁判長より其言渡を受けたる者よ前條の

請求及び其言渡は對し控訴又の上告を爲すを得可き事及び其期限を告知し又闕席裁判よ因り

刑の言渡ありたる時の其言渡よ對し故障を爲すを得可き事及び其期限を言渡書よ記載す可し

若し其告知又は記載なき時ハ通常の規則に従ひ其告知あるまで上訴期限の経過を停止す
第三百十七條 書記ハ各事件ノ付キ各別に公判始末書を作り左ノ事件其他一切ノ訴訟手續を記載す可し

一 裁判を公行したる事又は傍聴を禁ずるの言渡ありたる事及び其事由

二 被告人の訊問及び其陳述

三 証人鑑定人の陳述及び宣誓を爲したる事若し宣誓を爲さざる時の其事由

四 原被告の證據物件

五 辨論中異議の申立ありたる事後日を期して申立つ可き事件を申立たる事は等の事件ノ付キ檢察官其他訴訟關係人の意見及び裁判所の判決

六 辨論の順序及び被告人をして最終に發言せしめたる事

第三百十八條 公判始末書に前條に記載したる條件の外言渡を爲したる裁判所年月日裁判長陪席判事檢察官及び書記の氏名を記載すべし

辨論中豫備判事をして代らしめたる時の其旨を記載す可し檢察官及び書記ノ付ても亦同じ
第三百十九條 公判始末書ハ裁判言渡より三日内之を整理し裁判長及び書記署名捺印す可し
第三百二十條 裁判言渡書及び公判始末書の正本ハ其裁判所の書記局に保存すべし
上訴ありたる時の裁判長及び書記裁判言渡書及び公判始末書の謄本に認印し之を上訴書類ハ

添ふ可し
第二章 違警罪公判

第三百二十一條 違警罪裁判所不於てハ左の條件ヲ因て公訴を受理す
一 檢察官の請求に因り書記局より被告人ノ對し發したる呼出狀

二 豫審判事又ハ上等の裁判所の判決に因り其事件を移すの言渡
第三百二十二條 呼出狀ハ呼出を受く可き者の氏名職業住所出廷の日時被告事件及び代人をして出廷せしむる事を得可き旨を記載す可し若し被告事件の記載なき場合ハ於て被告人未だ其證人を呼出さざる時の公廷よて其事件の告知を受けたる後其呼出及び辨護の爲め二日の猶豫を求むる事を得

第三百二十三條 呼出狀の送達と出廷との間少くとも二日の猶豫あるべし

第三百二十四條 違警罪裁判官ハ被告事件急速を要する時の公判ハ取掛る前檢察官其他訴訟關係人の請求に因り又ハ職權を以て對手人の立會を要せずして檢證處分を爲すことを得

第三百二十五條 證人の呼出狀の送達と出廷との間少くとも二十四時の猶豫を以て之を呼出すべし

又呼出を受けずして出廷したる者と雖ども訊問前其名刺を書記に差出したる時の裁判所ノ於て證人として其陳述と聽く事を得

第三百二十六條 書記ハ各事件毎に訴訟關係人の氏名を呼立つ可し若し其呼出ハ應ぜざる時ハ他の事件の裁判を終りたる後其事件を裁判すべし

治罪法俗解第四編○違警罪公判

第三百二十七條

違警罪裁判官の最初は被告人の氏名年齢身分職業住所出生の地を問ふべし
官吏の作りたる調書又ハ申立書ある時ハ書記之を朗讀すべし
檢察官ハ被告事件を陳述すべし

第三百二十八條

違警罪裁判官は被告人に被告事件を承認するや否を訊問す可し若し被告人代
人を以て白狀を爲す時ハ其署名捺印したる書面を差出すべし

第三百二十九條

被告人の白狀ありたる時ハ他の證憑を差出す及ばず但し裁判所に於てハ檢
察官民事原告人の請求又因り又ハ職權を以て之を差出さしむる事を得若し白狀なき時ハ原被
の證人を訊問し其他證憑ある時ハ之を差出すべし

第三百三十條

檢察官の法律の適用は付き意見を陳述すべし
民事原告人の被告事件を證明し及び要償は付き意見を陳述すべし
被告人民事擔當人又ハ其代人ハ答辨を爲すべし

第三百三十一條

呼出を受けたる被告人民事擔當人又ハ其代人出廷せざる時ハ檢察官及び民事
原告人の請求する所を聽き關席裁判を爲す可し
民事原告人出廷せざる時又同じ

第三百三十二條

關席裁判言渡書ハ檢察官其他訴訟關係人の請求は因り關席したる者又ハ其住
所不之を送達すべし
關席裁判を受けたる者故障を爲さんとする時ハ言渡書の送達ありたるより三日内ハ其申立書
を書記局ハ差出すべし

第三百三十三條

裁判所ハ於て先づ故障の申立を受取り可きや否を判決す可し若し受理す可
き者と判決したる時ハ書記より故障ありたる事及び其事件を公判不付す可き日時を故障の對
手人ハ通知する爲め呼出狀を送達す可し但し其送達と出廷との間少くとも二日の猶豫ある
べし

第三百三十四條

又公判に付す可き日時を其前日ハ故障の申立人ハ報知すべし
故障の申立を受取りたる場合ハ於てハ第三百二十六條より第三百三十條まで
の規則ハ從ひ更ニ裁判を爲すべし

第三百三十五條

其裁判ハ關席したる者の故障を爲す事を得ず
犯罪の證憑充分ならざる時ハ裁判所ハ於て無罪の言渡を爲す可し又第二百二
十四條第三以下の場合ハ於てハ免訴の言渡を爲すべし

第三百三十六條

被告事件違警罪にして且證憑充分なる時ハ法律ハ從ひ刑の言渡を爲すべし
被告事件重罪又ハ輕罪なる時ハ管轄違の言渡を爲し其事件を輕罪裁判所檢
事ハ送致す可し但し被告人ハ對し勾留狀を發する事を得

第三百三十七條

違警罪裁判所の裁判言渡ハ對してハ左の區別ハ從ひ輕罪裁判所ハ控訴する事
を得

第三百三十八條

一 被告人ハ拘留の刑の言渡を受けたる時
二 民事原告人被告人及び民事擔當人の要償は付き付ての言渡 民事上治安裁判所の終審の
金額を超過したる時

三 檢察官其他訴訟關係人の上記載しる原由あらざる時と雖も管轄違越權擬律の錯誤又ハ無効の記載ある規則は背きたる時

第三百二十九條 控訴を爲さんとする者の原裁判所の書記局ハ其申立書を差出す可し但し其申立の期限ハ對審裁判に付てハ言渡より三日内又闕席裁判に付て故障あらざる時ハ本人又ハ其住所ヨリ言渡書の送達ありたるより五日内とす

第三百四十條 控訴を爲すの申立ありたる時の書記より其旨を對手人ハ通知すべし
第三百四十條 訴訟ニ關する一切の書類ハ檢察官より控訴を受くべき裁判所の書記局ハ之を送致すべし
若し檢察官控訴の申立人又ハ對手人ある時の控訴を受く可き裁判所の檢察官ハ其意見書を差出すべし

第三百四十一條 控訴を受く可き裁判所ハ於てハ書記局より訴訟關係人ハ對し呼出狀を發し、爾後其裁判ヲ取掛るべし
呼出狀の送達と出廷との間少くとも二日の猶豫あるべし
證人の呼出狀の送達と出廷との間少くとも一日の猶豫を以て之を呼出す可し

第三百四十二條 控訴の對手人ハ其裁判言渡あるまで何時までも附帶の控訴を爲す事を得但し附帶の控訴ハ公廷に於て直ち之を申立る事を得
第三百四十三條 控訴ハ係る事件の輕罪の裁判を爲すに付て定めたる規則ハ從ひ之を裁判す可し

第三百四十四條 控訴を受けたる裁判所ハ於てハ原裁判言渡を認明するの言渡を爲し又ハ之を取消シ裁判言渡を爲す可し
被告人のみ控訴を爲したる時ハ原裁判言渡より重き刑ハ言渡すことを得ず
私訴に付ての控訴の裁判ハ通常民事の規則ハ從ふ

第三百四十五條 第三百四十一條以下の規則ハ控訴の闕席裁判に付ても亦之を適用す
第三百四十六條 檢察官其他訴訟關係人ハ違警罪事件の終審の對審裁判言渡に對し上告を爲すことを得

第三章 輕罪公判
第三百四十七條 輕罪裁判所ハ於てハ左の條件に因て公訴を受理す
一 檢察官の請求ハ因り書記局より被告人ハ對し發したる呼出狀
二 豫審判事輕罪裁判所會議局又ハ上等の裁判所ハ判決に因り其事柄を移すの言渡

第三百四十八條 呼出狀に付てハ第二百二十二條第二百二十三條の規則ハ從ふ
第三百四十九條 被告事件罰金刑に該る可き時ハ代人をして出廷せしむることを得可き旨を呼出狀に記載す可し

民事原告人及び民事擔當人ハ代人をして出廷せしむることを得
第三百五十條 証人の呼出狀の送達と出廷との間少くとも一日の猶豫を以て之を呼出す可し

治罪法俗解第四編○違警罪公判○輕罪公判

六二

第三百五十一條 第三百二十四條の規則ハ豫審を経たる輕罪事件も亦之を適用す

第三百五十二條 檢審査官ハ裁判長より被告人の氏名年齢職業住所及び出生の地を問たる後被告事件を陳述す可し

民事原告人ハ被告事件を證明す可し
調書又ハ申立書ある時ハ書記をして之を朗讀せしめ次に原被告の陳述を聽き且証據物件を被告人に示し辨解を爲さしむ可し

第三百五十三條 檢察官ハ法律の適用ヲ付き其意見を陳述す可し
被告人及び民事擔當人ハ答辨を爲す可し

第三百五十四條 罰金の刑ハ該る可き被告人又ハ第二百六十九條の規則ハ從ヒ欠席裁判を爲す事を得可き被告人其呼出の日時ハ出廷せざる時ハ欠席裁判を爲すべし

第三百五十五條 欠席裁判ハ關する第三百三十一條より第三百三十四條までの規則ハ此章亦之を適用す

第三百五十六條 闕席裁判ハ因リ禁錮の刑の言渡を受けたる被告人ハ左の場合を除くの外刑の期滿免除に至るまで故障を爲すことを得

一 被告人本案の裁判前豫め裁判す可き事件を申立たる時

二 裁判言渡書を本人に送達したる時

三 被告人裁判執行ハ因リ刑の言渡ありたる事を知りたるの証ある時

第一の場合に於てハ言渡書の送達ありたるより第二第三の場合に於てハ言渡ありたる事を知りたるより三日内ハ故障を爲す事を得

第三百五十七條 裁判所に於て事實發見の爲め必要ありとする時ハ檢察官其他訴訟關係人の請求ハ因リ又ハ職權を以て新なる証人を呼出し鑑定人を命じ若クハ臨檢を爲す事を得但し是等の處分を爲す付てハ第三編第三章に定めたる規則ハ從ふ

又豫審を経ざる事件ハ付きてハ豫審判事をして其指示する所の條件ハ付き取調を爲し且其報告書を差出さしむる事を得

第三百五十八條 犯罪の證據充分ならざる時ハ裁判所に於て無罪の言渡を爲す可し又第二百四十四條第三以下の場合に於てハ免訴の言渡を爲す可し本條の場合に於て被告人勾留を受けたる時ハ放免の言渡を爲す可し

第三百五十九條 被告事件違警罪ある時ハ終審の裁判言渡を爲し且被告人勾留を受けたる時ハ釋放の言渡を爲す可し

第三百六十條 被告事件重罪ある時ハ管轄違の言渡を爲し若し豫審を経ざる時ハ豫審判事に送付するの言渡を爲す可し但し被告人勾留を受けざる時ハ勾引狀を發す可し

訴訟書類及び証據物件ハ檢察官より之を豫審判事ハ送致す可し

第三百六十一條 被告事件豫審を経たる時ハ之を其裁判所の會議局ハ送付するの言渡を爲す可し

六四
會議局に於てハ第二百五十三條第二百五十五條の規則に從ひ取調を爲し被告人を管轄裁判所
に送付するの言渡を爲す可し

第三百六十二條 會議局の言渡に因り事件を受理したる場合は於て新なる證據を發見する事
を以て其事件を重罪ありとする時ハ管轄違の言渡を爲す可し
檢事ハ大審院に裁判管轄を定むるの訴を爲す可し

第三百六十三條 前二條の場合に於てハ會議局又ハ大審院の判決あるまで檢察官の請求に因り
又ハ裁判所の職權を以て被告人を其裁判所の監倉に留置するの言渡を爲すことを得
又第二百五十條以上の規則に從ひ保釋に付き判決を爲すことを得

第三百六十四條 被告事件輕罪にして且證據充分ある時ハ法律に從ひ刑の言渡を爲す可し
被告人禁錮の刑の言渡を受けたる時ハ當然保釋責付を取消したる者とす但し上訴中更ハ保釋
を求むる事を得

第三百六十五條 檢察官其他訴訟關係人の左の區別に從ひ輕罪裁判所の裁判言渡に對し控訴裁
判所に控訴する事を得

- 一 檢察官ハ無罪免訴又ハ刑の言渡ありたる時但し違警罪事件として言渡ありたる場合に於
てハ其事件を輕罪なりとする時
- 二 被告人ハ違警罪に付ての言渡を除くの外刑の言渡を受けたる時
- 三 民事原告人被告人及び民事擔當人の要償に付ての言渡民事上始審裁判所の終審の金額を
超過したる時

四 檢察官其他訴訟關係人の管轄違越權擬律の錯誤又ハ無効の記載ある規則に背きたる時

第三百六十六條 控訴に對し裁判言渡ありたるより五日以内之を爲すことを得
欠席裁判を受けたる者ハ刑の期滿免除に至るまで何時までも故障を爲さずして直ちに控訴を
爲す事を得但第二百五十六條の場合に於てハ五日以内之を爲す可し

第三百六十七條 公訴の裁判言渡に對し控訴ありたる場合に於て被告人勾留を受けたる時ハ檢
察官より之を控訴裁判所の監倉に移す可し

第三百六十八條 第三百三十九條より第三百四十二條まで及び第三百四十四條の規則ハ此章に
も亦之を適用す

第三百六十九條 輕罪裁判所檢事の控訴又ハ檢事長の附帶の控訴ありたる場合に於て被告事件
を重罪ありとする時ハ第二百五十五條の規則に從ひ會議局に於て重罪裁判所に移すの言渡を
爲す可し

第三百七十條 控訴の欠席裁判及び其故障に付てハ始審の欠席裁判及び其故障に付き定めたる
規則に從ふ

第三百七十一條 檢察官其他訴訟關係人の輕罪裁判所の終審の對審裁判言渡一及び控訴裁判所
の對審裁判言渡に對し上告を爲すことを得

第四章 重罪公判

第三百七十二條 重罪裁判所に於てハ左の條件に因り公訴を受理す
一 豫審判事又ハ輕罪裁判所會議局の判決に因り其事件を移すの言渡
治罪法俗解第四編○輕罪公判○重罪公判

二 控訴裁判所又ハ大審院の判決ニ因リ其事件を移すの言渡

第三百七十三條 重罪裁判所ヨリ移すの言渡確定したる時ハ左の區別ニ從ヒ公訴狀を作る可シ

控訴裁判所ヨリ於テ重罪裁判所を開ク時ハ檢事長公訴狀を作る可シ

始審裁判所に於テ重罪裁判所を開ク時ハ檢事長公訴狀を作り又ハ重罪裁判所檢察官の職務を行ふ可キ檢事をして之を作らしむ可シ

第三百七十四條 公訴狀ハ左の條件を記載す可シ

一 被告事件の始末及び加重減輕の模様

二 被告人ハ氏名年齢身分職業住所出生地

三 豫審に於テ集取したる原被ヒ證據

四 罪名法律の正條及び重罪裁判所ヨリ移すの言渡の概略

第三百七十五條 公訴狀ニハ重罪裁判所ヨリ移すの言渡書に記載したるより以外ノ事件又ハ被告人を記載す可カラズ

第三百七十六條 重罪裁判所ヨリ移すの言渡書ヨリ同一レ被告人ハ對シ附帶ニ非ざる數個ノ重罪を記載したる場合ヨリ於テ其職權を以テ各別ニ辨論を爲さしむる事を得又數個ノ公訴狀ヲ記載したる事件ニ付キ同時ニ辨論を爲さしむる事を得

長ニ請求するを得

裁判所長ハ同一ノ公訴狀ニ附帶ニ非ざる數個ノ重罪を記載したる場合ヨリ於テ其職權を以テ各別ニ辨論を爲さしむる事を得又數個ノ公訴狀ヲ記載したる事件ニ付キ同時ニ辨論を爲さしむる事を得

長ニ請求するを得

第三百七十七條 書記ハ被告人出廷より少クとも五日前に公訴狀の謄本を被告人ヨリ送達すべシ

被告人數名ある時ハ各別ニ其謄本を送達す可シ

第三百七十八條 重罪裁判所長又ハ委任を受けたる陪席判事の公訴狀の送達ありたるより二十四時の後書記の寸會ニ依リ被告事件ハつき被告人を訊問し且辨護人を選任したりヤ否を問ふ可シ

若シ辨護人を選任せざる時ハ裁判所長の職權を以テ其裁判所所属の代官人中より之を選任す可シ

被告人及び代官人より異議の申立あき時ハ代官人一名をして被告人數名の辨護を爲さしむる事を得

辨護人を選任したるより三日の後ハ非されハ辨論ヲ取掛る事を得

第三百七十九條 辨護人差支ある時若クハ被告人より之を改選す可キ正當の事由を申立たる時被告人自ら辨護人を選任するハ非されハ前條の規則に從ヒ裁判所長より之を選任す可シ但シ辨護人を改選したる時ハ三日間辨論を停止すべシ

第三百八十條 書記ハ第三百七十八條の場合ヨリ於テ訊問の調書を作り辨護人を改選するヨリ付キ其式を履行したることを記載す可シ

辨論中辨護人を改選し及び辨論を停止したる時ハ公判始末書ヨリ其旨を記載す可シ

第三百八十一條 辨護人あくして辨論を爲したる時ハ刑の言渡の効あかる可シ

第三百七十七條より第三百七十九條までの規則ヨリ背きたる事ありト雖トモ辨論に取掛る前ハ

治罪法俗解第四編の重罪公判

六七

非ざれば被告人より異議の申立をなすことを得ず

第三百八十二條 辯護人の第三百七十八條の處分ありたる後被告人と接見する事を得

又書記局は於て一切の訴訟書類を朗讀し且之を抄寫することを得

辯護人を除くの外何人と雖ども重罪裁判所不移すの言渡ありたるより裁判言渡あるまで被告人と接見することを得ず但し被告人現に勾留を受くる地の裁判所長の允許を得たる時ハ此限不在らず

第三百八十三條 檢察官及び民事原告人の請求ニ因り呼出したる證人の氏名目録ハ開廷より一日前之を被告人に送達す可し

被告人の請求ニ因り呼出したる證人の氏名目録ハ同上の期限内ハ書記より之を檢察官に送致

民事に付き呼出したる證人の氏名目録ハ之を民事原告人に送達す可し

第三百八十四條 前條の規則ニ從ひ豫め氏名を通知せざる證人の陳述ハ事實參考の爲め非ざれば之を聴く事を得ず但し對手人より異議なき事を申立る時ハ證人として其陳述を聴く事を得

第三百八十五條 證人の呼出狀の送達と出廷との間少くとも二日の猶豫を以て之を呼出す可し

第三百八十六條 裁判長ハ開庭の日不當り公廷ニ於て陪席判事檢察官の面前にて開庭す可き事を陳述す可し但し被告人を呼出す可からず

第三百八十七條 裁判長辨論二日以上ハ渉る可しと思料したる時の重罪裁判所々在地の裁判所

判事一名を以て豫備陪席判事と爲すことを得

第三百八十八條 裁判官檢察官及び書記各其席ニ就きたる後即時に訊問及び辨論ヲ取掛る可し

裁判長ハ先づ被告人の氏名年齢身分職業住所出生の地を問ふ可し

若し其答辭と豫審中の陳述と齟齬ありと雖ども公訴狀ニ記載したる被告人ハ相違なき時ハ引續き辨論を爲す可し

第三百八十九條 書記ハ呼出したる證人の氏名を呼立つ可し

其呼立不應じたる証人の扣席ニ退かしめ陳述を爲さず當り順次ハ之を呼入る可し

第三百九十條 裁判長ハ書記をして公訴狀を朗讀せしむるに付き注意して聴く可き事を被告人ニ告知す可し

第三百九十一條 裁判長ハ書記前條の朗讀を終りたる後被告人を訊問す可し

被告人豫審中ハ白狀したる事件を確認せず又ハ之を取消さんとする時の其事由を辨明せしむ可し

被告人の白狀ありと雖ども仍ほ其取調を爲さる可からず

第三百九十二條 裁判長ハ前條の訊問を終たる後證據を差出ハ從ひ其證據ニ付き辨解を爲し且自己の利益と爲る可き反証を差出すを得可き事を被告人ニ告知す可し

第三百九十三條 裁判長ハ原告証人陳述を終りたる毎ニ被告人ハ意見ありや否を問ふ可し

第三百九十四條 証人ハ陳述を爲したる後其扣席ニ留るべし但し裁判長より退廷の允許を得た

治罪法俗解第四編〇重罪公判

る時此限は在らず
陪席判事檢察官被告人及び民事原告人へ更ニ証人を訊問する事又証人と對質せしむる事を請
求するを得

裁判長の職權を以て 前項の處分を爲す事を得

第三百九十五條 裁判長ハ證人愛憎畏懼の念を生じ被告人の面前に於て充分ある陳述を爲す事
を得ざるべしと思料したる時ハ檢察官民事原告人の請求より又ハ職權を以て其証人の陳
述中被告人と退席せしむる事を得

裁判長の証人陳述を終りたる後再び被告人を公廷に呼入れ其陳述したる條件を告知し且被
告人の意見ある時ハ之を申立てしむべし

第三百九十六條 裁判長ハ第三百條に定めたる手續の終りたる後公訴に付き辨論の終結する
事を言渡すべし

第三百九十七條 檢察官及び被告人ハ辨論中ハ發見したる條件に付き豫審を求むる事を得裁判
所に於て其請求を認可したる時ハ重罪裁判所の判事一名をして豫審を爲し且其報告書を差出
さしむべし

第三百五十七條 第一項の規則ハ本條にも亦之を適用す

第三百九十八條 辨論終結の言渡ありたる時ハ檢察官法律適用の爲其意見を陳述すべし

被告人及び辨護人の檢察官の意見其當を得ざる事を辨論するを得

第三百九十九條 前條の辨論を終りたる後民事原告人ハ私訴に付き其請求する所を陳述すべし

被告人辨護人及び民事擔當人の答辨を爲す事を得
檢察官の私訴に付き其意見を陳述すべし

裁判所に於てハ私訴の辨論を延期することを得但し閉廳前之を判決すべし

第四百條 被告事件重罪にして且證據充分ある時ハ法律に從ひ刑の言渡を爲すべし又第二百二

十四條第三以下の場合に於てハ免訴の言渡を爲し且被告人を放免すべし

第四百一條 犯罪の證據充分ならざる時ハ無罪の言渡を爲し且被告人を放免すべし又原被の要

償に付き第三百九十九條の規則に從ひ裁判言渡を爲すべし

第四百二條 辨論中公訴狀に記載したる事件に附帶せざる他の重罪輕罪を發見したる場合に於

て檢察官の請求ある時ハ重罪裁判所を開きたる裁判所の判事一名をして豫審を爲さしめ本會

又ハ次會に於て本案の事件と共に之を裁判すべし

第四百三條 檢察官其他訴訟關係人重罪裁判所の對審裁判言渡に對し上告を爲す事を得

第四百四條 陪席裁判を爲すよハ裁判長書記をして公訴狀及び必要なりとする豫審書類を朗讀

せしめ又原被狀人の申述を聽くべし

檢察官の法律の適用に付き意見を申述し民事原告人の要償に付き意見を申述すべし

民事擔當人の答辨する事を得

第四百五條 陪席裁判言渡書の檢察官其他訴訟關係人の請求に因り本人又ハ其住所を送達

す可し

第四百六條 陪席裁判に係る刑の言渡に對してハ檢察官が非ざるに上告を爲す事を得す

治罪法俗解第四編〇重罪公判〇第五編上告

民事原告人及び民事擔當人の私訴の裁判言渡り對し上告を爲すことを得
第四百七條 關席裁判より因り刑の言渡りを受けたる者の刑の期滿免除に至るまで何時も故障
を爲すことを得但し捕ら就きたる時の十日内は故障を爲すべし

第四百八條 故障の申立ハ關席裁判を爲したる重罪裁判所より之を爲すべし
重罪裁判所不於てハ先づ其故障を受理すべきや否を判決すべし
其故障を受理すべき者と判決したる時の本會又ハ次會不於て通常の規則に従ひ更ニ裁判を爲
すべし

第四百九條 關席裁判を爲したる重罪裁判所 廳の後ハ其地を管轄する控訴裁判所より故障
の申立を爲すべし
控訴裁判所より於て其故障を受理すべき者と判決したる時の通常の規則に従ひ更ニ重罪裁判所
の裁判を受くべきの言渡り爲すべし

第五編 大審院の職務
第一章 上告

第四百十條 檢察官及び被告人の豫審又ハ公判の言渡り對し左の場合より於て上告を爲すこと
を得

一 法律に背き忌避の申立を認可せざる時
二 裁判所の構成規則に背きたる時
三 法律に背き管轄違反ハ管轄ありと言渡り若くハ管轄不附ざる裁判所ハ事件を移すの言渡り
ありたる時

四 法律不於て無効の記載ある規則に背きたる時又ハ無効の記載なき規則に背きたるに因り
異議の申立ありたる場合より於て之を認可せざる時

五 法律に背き公訴を受理し又ハ受理せざる時
六 法律に定めたる場合より於て檢察官の意見を聽かざる時
七 裁判所より於て請求を受たる事件不付判決を爲さず又ハ職權を以て判決するを得べき場
合を除くの外請求を受ざる事件に付き判決を爲したる時

八 裁判言渡りを公行せず又ハ傍聽を禁するの言渡りなくして訊問及び辨論を公行せざる時
九 事實及び法律に依り言渡りの理由を付せず又ハ其理由の齟齬ある時
十 擬 律の錯誤ある時
十一 越 權の處分ある時

第四百十一條 免訴又ハ無非の言渡りありたる場合より於てハ被告人の利益の爲め定めたる規則に
背きたると又ハ犯罪の場所に因り管轄違反ありと雖も上告を爲すことを得ず

第四百十二條 民事原告人被告人及び民事擔當人の私 訴 又關する豫審又ハ公判の言渡りに對
し第四百十條に定めたる理由より付し上告を爲すことを得

第四百十三條 上告の對手人の大審院の判決あるまで何時にても附帶の上告を爲すことを得
大審院檢察官も亦附帶の上告を爲すことを得

第四百十四條 上告の期限ハ三日なりとす但し豫審不付てハ言渡書の送達ありたるより起算し
治罪法俗解第五編〇上告

七三

公判に付ての言渡ありたるより起算す
第四百十五條 豫審又は公判の言渡を對し上告ありたる時ハ勾留保釋責付釋放及び放免の言渡を除くの外其執行を停止す

第四百十六條 上告を爲さんとする者ハ其申立書を原裁判所の書記局に差出すべし上告の申立書ハ其申立ありたるより二十四時内に書記局より之を對手人に送達すべし
第四百十七條 上告申立人の其申立を爲したるより五日内ハ趣意書を原裁判所の書記局に差出すべし

書記の上告趣意書を受取りたるより二十四時内之を對手人に送達すべし
第四百十八條 對手人の上告趣意書を受取りたるより五日内ハ答辨書を原裁判所の書記局に差出すべし
書記ハ其答辨書を受取るより二十四時内之を上告申立人に送達すべし

第四百十九條 檢察官より差出すべき上告趣意書又ハ答辨書の二通を作り一通を大審院に差出し一通を對手人に送達すべし
私訴の裁判言渡を對し訴訟關係人より差出す可き上告趣意書又ハ答辨書を付て亦同じ
第四百二十條 書記の前數條に定めたる期限經過したる後速ハ私訴書類及び上告書類を其裁判所の檢察官に差出すべし

檢察官ハ其書類を五日内ハ大審院檢察官より差出し且意見ある時ハ之を添ふべし
檢察官の上告事件を刑事局の簿冊に登記すべし之を院長に請求すべし

第四百二十一條 上告申立人及び對手人の代理人を差出すことを得
重罪の刑の言渡を受けたる者上告を爲し又ハ檢察官より重罪の刑に該るべき者として上告を爲したる場合ハ於て刑の言渡を受けたる者自ら代理人を選任せざる時ハ院長の職權を以て其院所屬の代理人中より之を選任すべし

第四百二十二條 院長ハ刑事局判事中心て專任判事一名を命ずべし專任判事ハ一切の書類を檢閲し其報告書を作る可し但し自己の意見を付すべからず
第四百二十三條 上告申立人及び對手人ハ專任判事の報告書を差出すまでハ大審院書記局を経由して其趣意を擴張すべし辨明書を差出すことを得
專任判事報告書を差出したる後辨明書を差出したる時ハ之を其報告書に添ふべし

第四百二十四條 書記の開廷より三日前開廷の日時を上告申立人及び對手人の代理人ハ報知すべし
第四百二十五條 開廷の日ハ公廷に於て專任判事其報告書を朗讀すべし
檢察官及び代理人ハ各其趣意を辨明すべし
私訴の上告に付てハ檢察官最終ハ其意見を陳述すべし

第四百二十六條 上告申立人又ハ對手人より代理人を差出さる時ハ其儘以て判決を爲すべし
第四百二十七條 大審院に於て上告の理由あしとする時ハ之を棄却するの言渡を爲すべし
第四百二十八條 大審院に於て豫審又は公判の言渡を對する上告に付て破毀の理由ありとする

時其言渡の全部を破毀し其事件を他の裁判所に移すの言渡を爲すべし但し數の數條を記載したる場合ハ此限ヲあらず

第四百二十九條

擬律の錯誤若クハ法律不背公訴を受理し又ハ受理せざると因り原裁判言渡を破毀したる時ハ其事件を移すとなく大審院に於て直ちハ裁判言渡しを爲すべし

第四百三十條

豫審又ハ公判の手續規則ハ背きたるとありと雖も其後の手續ハ利害を及ぼさざる時其事件を他の裁判所に移すとなく止た其手續を破毀すべし

第四百三十一條

豫審又ハ公判の言渡の幾分ハ對し上告ありたる場合ハ於て他の部分ハ關係あらざる時ハ大審院に於て其上告に係る部分を破毀し法律に從ひ直ちハ相當の裁判言渡を爲し又ハ其事件を他の裁判所に移すべし

第四百三十二條

大審院に於て原裁判言渡を破毀し直ちハ裁判言渡を爲したる時ハ原裁判所又ハ他裁判所を以て其執行を爲さしむべし

第四百三十三條

大審院に於て破毀したる事件を他の裁判所に移すの言渡を爲すべし時ハ原裁判所に接近したる同等の裁判所を示定すべし其單に私訴に係る事件ハ之を民事裁判所に移すべし

第四百三十四條

法律不係大審院の判決ハ確定の者トす

第四百三十五條

法律に於て罰せざる所爲ハ對し刑を言渡し又ハ相當の刑より重き刑を言渡したる場合ハ於て定期内ハ上訴する者なくして其裁判言渡し確定したる時ハ大審院檢事長より司法卿の命に因り又ハ職權を以て何時までも非常上告を爲すことを得

第四百三十六條

左の場合に於てハ大審院の裁判言渡に對し檢事長其他訴訟關係人より其院に哀訴することを得

第四百三十七條

哀訴を爲さんとする者ハ裁判言渡ありたるより三日内ハ書記局に其申立を爲すべし

第四百三十八條

大審院に於てハ通常上告の規則に從ひ哀訴の判決を爲すべし

第四百三十九條

大審院の裁判言渡ハ其言渡ありたるより三日間又哀訴ありたる時其判決ありて執行を停止す

第二章

再審の訴

第四百三十九條

再審の訴ハ左の場合に於て重罪輕罪の刑の言渡に對し被告人利益の爲め之を爲すことを得但し裁判確定の後非ざれば之を爲すことを得ず

治罪法俗解第五編

○上告 ○再審の訴

七六

七六

七七

七七

時其言渡の全部を破毀し其事件を他の裁判所に移すの言渡を爲すべし但し數の數條不記載したる場合ハ此限ヲあらず

第四百二十九條

擬律

の錯誤若クハ法律不背公訴を受理し又ハ受理せざると因り原裁判言渡を破毀したる時其事件を移すべく大審院於て直ちハ裁判言渡しを爲すべし

第四百三十條

豫審又ハ公判の手續規則不背きたるに對し其後之の手續ハ利害を及ぼさざる時其事件を他の裁判所に移すべく止た其手續を破毀すべし

第四百三十一條

豫審又ハ公判の言渡の幾分ハ對し上告ありたる場合於て他の部分ハ關係ありざる時ハ大審院於て其上告に係る部分を破毀し法律ハ從ハ直ちハ相當の裁判言渡を爲し又ハ其事件を他の裁判所に移すべし

第四百三十二條

大審院於て原裁判言渡を破毀し直ちハ裁判言渡を爲したる時ハ原裁判所又ハ他裁判所を以て其執行を爲さしむべし

第四百三十三條

大審院於て破毀したる事件を他の裁判所に移すの言渡を爲すべし時ハ原裁判所に接近したる同等の裁判所を示定すべし其單に私訴に係る事件ハ之を民事裁判所に移すべし

第四百三十四條

法律ハ係る大審院の判決ハ確定の者トす

第四百三十五條

法律ハ於て罰せざる所爲ハ對し刑を言渡し又ハ相當の刑より重き刑を言渡したる場合於て定期内ハ上訴する者なくして其裁判言渡し確定したる時ハ大審院檢事長より司法卿の命ヲ因り又ハ職權を以て何時までも非常上告を爲すことを得

第四百三十六條

左の場合於てハ大審院の裁判言渡ハ對し檢事長其他訴訟關係人より其院ハ哀訴することを得

第四百三十七條

哀訴を爲さんとする者ハ裁判言渡ありたるより三日内ハ書記局に其申立を爲すべし

第四百三十八條

大審院於てハ通常上告の規則ハ從ハ哀訴の判決を爲すべし

第四百三十九條

再審の訴ハ左の場合於て重罪輕罪の刑の言渡ハ對し被告人利益の爲め之を爲すとを得但し裁判確定の後ハ非されハ之を爲すとを得ず

治罪法俗解第五編

○上告○再審の訴

第二章

再審の訴

第四百三十九條

再審の訴ハ左の場合於て重罪輕罪の刑の言渡ハ對し被告人利益の爲め之を爲すとを得但し裁判確定の後ハ非されハ之を爲すとを得ず

第四百四十條

再審の訴ハ左の場合於て重罪輕罪の刑の言渡ハ對し被告人利益の爲め之を爲すとを得但し裁判確定の後ハ非されハ之を爲すとを得ず

第四百四十一條

再審の訴ハ左の場合於て重罪輕罪の刑の言渡ハ對し被告人利益の爲め之を爲すとを得但し裁判確定の後ハ非されハ之を爲すとを得ず

第四百四十二條

再審の訴ハ左の場合於て重罪輕罪の刑の言渡ハ對し被告人利益の爲め之を爲すとを得但し裁判確定の後ハ非されハ之を爲すとを得ず

第四百四十三條

再審の訴ハ左の場合於て重罪輕罪の刑の言渡ハ對し被告人利益の爲め之を爲すとを得但し裁判確定の後ハ非されハ之を爲すとを得ず

第四百四十四條

再審の訴ハ左の場合於て重罪輕罪の刑の言渡ハ對し被告人利益の爲め之を爲すとを得但し裁判確定の後ハ非されハ之を爲すとを得ず

第四百四十五條

再審の訴ハ左の場合於て重罪輕罪の刑の言渡ハ對し被告人利益の爲め之を爲すとを得但し裁判確定の後ハ非されハ之を爲すとを得ず

第四百四十六條

再審の訴ハ左の場合於て重罪輕罪の刑の言渡ハ對し被告人利益の爲め之を爲すとを得但し裁判確定の後ハ非されハ之を爲すとを得ず

第四百四十七條

再審の訴ハ左の場合於て重罪輕罪の刑の言渡ハ對し被告人利益の爲め之を爲すとを得但し裁判確定の後ハ非されハ之を爲すとを得ず

- 一 人を殺したる罪に付き刑の言渡ありたる後其言渡の日より當り殺されたりと認められし者
- 二 現に生存し又ハ犯罪前既ニ死去したるの確證ありたる時
- 三 同一の事件に付き共犯に非ずして別ニ刑の言渡を受けたる者ありたる時
- 四 犯罪ある以前に作りたる公正の證書を以て當時其場所不在らざることを證明したる時
- 五 被告人を陷害したる罪に因り刑の言渡を受けたる者ありたる時
- 六 公正の證書を以て訴訟書類を偽造又ハ錯誤あることを證明したる時
- 第七百四十條 再審の訴を爲すことを得べき者左の如し
 - 一 刑の言渡を爲したる裁判所の檢察官
 - 二 刑の言渡を爲したる裁判所を管轄する控訴裁判所の檢察官
 - 三 大審院檢察長但し司法卿の命に因り又ハ職權を以て其訴を爲すべし
 - 四 刑の言渡を受けたる者
 - 五 刑の言渡を受けたる者死去したる時其親屬
- 第七百四十一條 再審の訴ハ刑の消滅したるハ拘らず何時ても之を爲すことを得
- 第七百四十二條 再審の訴を爲さんとする者ハ其趣意書に原裁判言渡し書の謄本及び證據書類を添へて之を原裁判所の書記局に差出すべし
- 原裁判所の檢察官ハ其書類を意見書を添へて之を大審院檢察長に差出すべし
- 原裁判所の檢察官及び控訴裁判所檢察長自ら再審の訴を爲さんとする時前項の手續に従ひ其書類を差出すべし

第四百四十三條 大審院に於てハ檢察長の請求に因り速ニ専任判事一名を以て其取調を爲し報告書を差出さしむべし

第四百四十四條 大審院に於てハ他の事件を閣下刑事局判事全員會議局に集會し専任判事の報告書及び檢察長の意見書を依り判決を爲すべし

第四百四十五條 大審院に於て再審の原由あることを認めたる時ハ原裁判言渡を破毀し公訴及び私訴に付き再審を爲すべきことを言渡其事件を原裁判所と同等なる他の裁判所に移すべし

第四百四十六條 死者の親屬より再審の訴を爲したる場合ハ於て大審院に於て再審の原由あることを認めたる時其事件を他の裁判所に移すことと原裁判言渡を破毀すべし

第四百四十七條 再審の裁判に因り無罪の言渡ありたる時又ハ前條の場合に於て破毀の言渡ありたる時其者の名譽を復する爲め其言渡書を掲示公告すべし

第三章 裁判管轄を定むるの訴

第四百四十八條 通常裁判所と特別裁判所とを問ハテ管轄に非ざるの言渡を爲し其言渡確定したる時又ハ忌避の原由若くハ非常の變事に因り訴訟事件を管理するに能はざる時ハ檢察官其他訴訟關係人より裁判管轄を定むるの訴を爲すことを得

大審院檢察長ハ司法卿の命に因り又ハ職權を以て其訴を爲すことを得

第四百四十九條 裁判管轄を定むるの訴を爲さんとする者ハ其趣意書に訴訟書類を添へて之を大審院の書記局に差出すべし

治罪法第五編○再審の訴 裁判管轄を定むるの訴

○公安又は嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴
第四百五十條 大審院よ於てハ刑事局判事五名以上會議局ヲ集會シ專任判事の報告書及ハ檢察長の意見書ヲ依リ裁判管轄を定むるの訴を判決シ其事件を管理すべき裁判所を定示すべし

第四章

第四百五十一條 公安又は嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴
犯罪の性質被告人の身分員數地方の民心其他重大なる事情ニ因リ裁判ヲ對シ紛擾又ハ危險を生ずるの恐るる時ハ公安の爲め其事件を同等ある他の裁判所ヲ移すとを得
第四百五十二條 公安の爲め裁判管轄を移すの訴ハ司法卿の命に因リ大審院檢察長より其院よ之を爲すべし

第四百五十三條 大審院よ於てハ會議局ホテ訴訟關係人の申立を聽くとなく速ニ前條の訴を判決すべし

第四百五十四條 被告人の身分地方の民心又ハ訴訟の模様ニ因リ裁判の公平を維持する事能ハざるの恐るる時ハ嫌疑の爲め其事件を同等ある他の裁判所ヲ移す事を得
第四百五十五條 嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴ハ管轄裁判所の檢察官其他訴訟關係人より之を爲す事を得

民事原告人嫌疑ある裁判所ホ私訴を爲シ又被告人其裁判所に於て異議の申立なく一テ本案ホ付き辨論を爲したる時ハ前項の訴を爲す事を得
第四百五十六條 嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴を爲すにハ其趣意書二通を原裁判所の書記局ホ差出すべし

書記ハ速ニ一通を對手人ニ送達シ對手人ハ其送達ありたるより二日内ホ答辨書を差出す事を得

第四百五十七條 大審院よ於てハ第四百五十條の規則ニ從ヒ前條の訴を判決すべし
第四百五十八條 嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴ありたる時ハ裁判所に於て其訴訟手續を停止す

第六編 裁判執行復権及ハ特赦

第一章 裁判執行

第四百五十九條 重罪輕罪違背罪の刑ハ裁判確定の後に非ざれば之を執行すべからず

第四百六十條 死刑の言渡確定したる時ハ檢察官より速ニ訴訟書類を司法卿ニ差出すべし
司法卿より死刑を執行すべし

第四百六十一條 死刑を除くの外刑の言渡し確定したる時ハ直に之を執行すべし

第四百六十二條 刑の執行ハ原裁判所の檢察官又ハ大審院より命を受けたる裁判所の檢察官の指揮ニ因リ之を爲すべし

罰金料裁判費用及ハ沒收物品ハ檢察官の命令書ニ依リ之を徴收すべし
破壊又ハ廢棄すべき沒收物品ハ檢察官之を處分すべし

第四百六十三條 死刑の執行ハ付てハ書記其始末書を作り刑の執行規則ニ從ヒ寸會を爲したる官吏と共に署名捺印すべし
其他刑の執行ハ關する方法細目ハ別ニ規則を以て之を定む

治罪法俗解第六編○裁判執行

第四百六十四條 裁判言渡確定し又ハ副席裁判ありたる時ハ其刑の言渡を爲したる裁判所の書記既決犯罪表を作り左の條件を記載すべし但し大審院ハ於て刑の言渡を爲したる時ハ其執行を爲したる裁判所の書記之を作るべし

- 一 犯人の氏名年齢職業住所及び出生の地
- 二 罪名刑名
- 三 再犯

四 裁判言渡を爲したる年月日

五 對審裁判又ハ欠席裁判

第四百六十五條 既決犯罪表ハ二通を作り一通を司法省ハ送致し一通を其裁判所の書記局ハ藏置すべし

違警罪の既決犯罪表ハ一通を作り其裁判所の書記局ハ藏置すべし

第四百六十六條 刑の言渡を受けたる者其言渡の條件ハ付キ疑義の申立又ハ其執行ハ付キ異議の申立を爲したる時ハ刑の言渡を爲したる裁判所ハ於て之を判決すべし

第四百六十七條 刑の言渡を受けたる者逃亡の後捕ま就きたる場合ハ於て人達の申立ありたる時ハ之を認定する爲め前キ其罪を認めたる裁判所ハ送致すべし

裁判所ハ於て本犯ある事を認定する事能ハざる時ハ事實参考の爲め曾て其事件に干預したる裁判官 檢察官書記又ハ原被の證人を呼出すことを得

第四百六十八條 前二條の場合ハ於てハ公廷よて刑の言渡を受けたる者の申立及び檢察官の意見を聽キ裁判言渡を爲すべし但し其言渡ハ對してハ上訴を消さず

第四百六十九條 賠償及び訴訟關係人ハ償還すべき裁判費用ハ付キ其言渡の執行ハ通常民事の規則ハ從ふ

第二章 復権

第四百七十條 復権の願ハ刑法第六十二條ハ定めたる期限經過したる後刑の言渡を受けたる者より司法卿之を爲すべし

復権の願書ハ本人署名捺印し現住する地の始審裁判所の檢事に之を差出すべし

第四百七十一條 復権の願書ハ左の書類を添ふべし

- 一 裁判言渡書の原本
- 二 主刑の満期特赦又ハ期滿免除と爲りたる事を證明する書類
- 三 假出獄及び假ハ監視を免せられたるの證書
- 四 賠償及び裁判費用を辦濟し又ハ其義務を免かれたるの證書
- 五 過去現在の住所及び生計を記載する書類

第四百七十二條 檢事ハ願人の品行其他必要の取調を爲し前條の書類ハ意見書を添へ之を控訴裁判所檢事長ハ差出すべし

第四百七十三條 檢事長ハ更ハ必要の取調を爲し復権の願ハ關する書類ハ意見書を添へ之を司法卿ハ差出すべし

第四百七十四條 司法卿ハ復権の願ハ關する書類を檢閲し其願ハを允許すべキ者と認めたる時治罪法俗解第六編ハ復権ハ特赦

ハ速ニ上奏すべし

第四百七十五條 勅裁又ハ司法卿の意見ヨリ因リ復権の願を棄却したる時ハ司法卿ヨリ其旨を控訴裁判所検事長ハ通知シ検事長ヨリ願書を差出したる始審裁判所検事ハ通知すべし
前項の場合ニ於テハ刑法第六「三條」ニ定めたる期限の半を経過するニ非ズレバ更ニ其願を爲す事ヲ得ず
更ニ復権の願を爲すニ付ても亦前數條の規則ニ従ふ

第四百七十六條 復権の裁可ありたる時ハ司法卿ヨリ其裁可狀を控訴裁判所検事長ニ送致シ檢事長ヨリ願書を差出したる始審裁判所検事ハ送致すべし
又刑の言渡を爲したる裁判所ニ裁可狀の謄本を送致シ其裁判所ニ於テハ之を裁判言渡書ニ記入すべし

第三章 特赦
第四百七十七條 特赦ハ刑の言渡確定したる後何時ニても檢察官又ハ監獄長ヨリ犯人の情狀を具シ司法卿ニ申立する事を得
監獄長ヨリ特赦の申立を爲す時ハ檢察官を経由すべし但し檢察官ハ意見書を添ふべし 特赦の申立ありたる時ハ司法卿ヨリ其書類に意見書を添へ上奏すべし

第四百七十八條 司法卿ハ刑の言渡確定したる後何時ニても特赦の申立を爲す事を得
死刑を除くの外特赦の申立ありと雖とも刑の執行を停止せず

第四百七十九條 特赦の申立棄却ありたる時ハ司法卿ヨリ刑の言渡を爲したる裁判所の檢察官ニ其旨を通知すべし

第四百八十條 特赦の裁可ありたる時ハ司法卿ヨリ刑の言渡を爲したる裁判所の檢察官ニ特赦狀を送致すべし此場合ニ於テハ第四百七十六條の規則ニ従ふ

浴罪法彙考

諸系今

補充判事	一	二
准現行犯	全	丁
檢察官起訴	全	丁
家宅搜索	一	三
令狀	全	丁
勾引狀	全	丁
送達書呼出	全	丁
狀召喚	全	丁
狀勾引	全	丁
狀拘留	全	丁
狀收監	全	丁
狀宣誓書式	全	丁
辯護人	二	〇
檢証及伏物件差押	全	丁
物件差押	全	丁
臨檢并伏本訊問囑託	全	丁
被告人責付手續	二	一
所属代言人規則	全	丁
裁判言渡書の謄本拔書	二	二
違警罪不關する變則	全	丁
控訴上告費用豫納	全	丁
徵收手續	全	丁
監視し付せられたる者他の地方に旅行の節心得方	二	三

官吏職務上刑事の証人として出頭の節旅費等し付心得	二	三
已決囚の犯罪し付刑の言渡を爲す場合等し付心得	全	丁
假留監設置	全	丁
徒刑流刑禁獄送致方	二	四
徒刑等囚徒宣告の報告方し付心得	二	五
監視假免等上申方し付心得	全	丁
假出獄停止手續	全	丁
罰金を輕禁錮に換へたる場合し付心得	二	六
地方監獄に拘禁中の罪囚假留監を押し送せしむ	全	丁
輕罪に係る控訴實施	全	丁
免訴無罪者に係る證人等の旅費等渡方	二	七
控訴を爲したる被告人に係る拘禁中の諸費支辨方	全	丁
普通治罪法陸軍治罪法海軍治罪法交渉の件處分法	全	丁
無能力者代人民事擔當人	二	八
變則雜輯	二	九
補増改正裁判所位置及管轄區畫一覽表	三	二

治罪法參考諸布告俗解目錄終
治罪法參考俗解〇目錄

治罪法參考諸布令俗解

○書類送達 (十四年第四十六號布告)

書類送達は付治罪法第二十四條の制限有之候得とも當分のうちハ其儀及ばず候事

○印章 (司法省丁第二十二二十六三十號同六號達)

法律上判事檢事書記等署名捺印を要する節相用ふべき印章ハ左の雛形ハ照し各自彫刻し費用ハ官費支拂ハ相立候儀と心得べく此旨相達し候事

官名	勅任方九分曲尺
氏名	奏任方七分曲尺
	判任方六分曲尺

書記「裁判所書記某」と刻る字体ハ篆楷適宜たるべし但し認め易きを要す

治罪法中犯人証人等押印の條々實印無之者に限り從來の慣例ハ依り捺印爲致候儀と心得べし此旨相達し候事

本年第五十四號公布ハ依り治安裁判所ハ於て輕罪裁判所を開くときハ其管轄輕罪裁判所の名稱を用ひ其印を捺し其治安裁判所ハ於てする事を附記すべし左ハ雛形相添へ此旨相達候事

印章雛形	橫濱輕罪
	裁判所

於八王子治安裁判所

橫濱輕罪裁判所

治罪法參考俗解○書類送達○印章

裁判所印章の儀來る明治十五年一月一日以後左の通改正候條各廳よ於て調製し印鑑を以て可届出此旨相達候事

印章離形	何々	何々	何々
分五寸一尺曲方	控訴	始審	控訴
裁判所	輕安	治罪	違警
裁判所	各一顆を彫刻す		

字体ハ篆書を用ひ認め易きを要す且文字の數ハ據り或ハ「之印」の字を刻むも妨げあし
別ハ註釋を要せず

○書記局并ハ訟廷等の諸務 (太政官第九十二號達)

明治十年(六月)第四十七號達大審院裁判所屬を廢し更ハ大審院裁判所書記を置き月俸左表の通相定候條此旨相達候事

大審院	書記	任
判	判	判
月 五十圓	月 四十五圓	月 四十圓
月 三十五圓	月 三十圓	月 二十五圓
月 二十圓	月 十五圓	月 十二圓

書記局其他訟廷等の掌務心得書別紙の通り相達し候事(十四年司法省丁第十八號達)

書記局其他訟廷等の掌務心得

- 第一條 書記局諸般の事務各員輪轉之を執り務しめ其主掌を定めず
 - 第二條 訟廷の取締被告人扣所の看守ハ巡查獄卒等をして之を掌せざらしむ
 - 第三條 訟廷口詰ハ雇員を以て之を充て訴訟人呼入れ其他訴訟ハ關する雜事の使用ハ小使を以て之を充つべし
 - 第四條 門候を置くときハ其廳の便宜よ任す若し之を置るときハ雇員又ハ小使を以て之を掌せざらしむべし但し東京裁判所ハ此限よあらず
 - 第五條 宿直ハ等外吏員雇員等にて之を務めしむ在宅當番(退廳後を云ふ)ハ判任官よて順次之を務むべし但し東京各裁判所ハ此限よあらず
- 使丁規則別冊の通り相定め候條明治十五年一月一日より施行いたすべし此旨相達し候事
- 使丁規則 (十四年司法省丁第二十六號達)
- 第一條 各裁判所書記局ハ刑事民事ハ關する召喚狀其他書類を送達せしむる爲め其請負人を定め之を使丁取締とす
 - 使丁取締ハ一人とす但し場所に因り二人以上を命ずる事あるべし
 - 第二條 使丁ハ使丁取締之を撰び其氏名を書記局ハ届け出で鑑札を受るものとす使丁の人員ハ使丁取締適宜之を定め書記局の許可を受くべし
 - 第三條 使丁取締ハ送達ノ事ハ付總て其責ヲ任するものとす
 - 第四條 使丁取締ハ常ニ裁判所ヨリテ送達ノ事ヲ取扱ふべし
- 治罪法參考俗解 ○書記局并訟廷等の諸務 ○使丁規則

第五條 使丁ハ送達を爲す時裁判所の鑑札を帶行すべし

第六條 送達の爲めハ其法律規則ニ従ふべし

第七條 使丁取締及び使丁ハ訴訟よつて代人とありて訟廷ヨ出る事を許さず

第八條 送達ノ事ハ關シ他人に損害を被らしめたるるときハ使丁取締其價を擔當すべし

但し使丁の過失懈怠ニ由るときハ使丁取締ハ之ヲ對一更ニ其價を求むる事を得

第九條 送達賃錢ハ書類ノ大小ハ拘ラズ一通ハ付一里五錢以下トす賃錢ノ定限ハ使丁取締之を

申立て書記局之を決し且送達書ニ其賃錢高を附記すべし

第十條 賃錢ノ定限ハ其取締所ハ貼示し三日以上新聞紙ハ掲記し又ハ其他ノ方法を以て公

告すべし

第十一條 刑事よつてノ送達賃錢ハ其送達を受くるものより之を拂ひ置べし

但し左ノ場合ニ於テハ書記局より之を拂ひ置くべし

一 檢察官又ハ裁判官より呼出す證人鑑定人通事ノ呼出し狀

二 檢察官ノ控訴申立を被告人ヘノ通知及び呼出し狀

三 檢察官より被告人ヘ送達する上告申立書及び趣意書

第十二條 刑事附帶ノ私訴及び民事ヨ付テノ送達賃錢ハ總テ其送達を請求する者より之を拂ふ

べし

第十三條 送達賃錢ヨ付テノ訴訟ハ其書類を發したる裁判所ヨ之を爲すべし

第十四條 使丁取締ハ書類送達を正實ヨ取扱ふべき旨ノ書面を書記局ヨ差出すべし

第十五條 使丁取締及び使丁此規則ニ違背したる時裁判所書記局ハ使丁取締ヨ左ノ條件中ヨテ相當ノ言渡を爲すべし

一 廿圓以下ノ違約金を納めしむる事

二 解職せしむる事

三 事情重き者ハ違約金を納め解職せしむる事

第十六條 使丁取締たる者ハ其裁判所ヨ在地下家屋を有し滿二十一歳以上ノ者ホシテ書記局ノ試験を経る事を要す

使丁取締たる者ハ身元保證として金五十圓以上ノ價格ある公債證書地券又ハ銀行其他官許ハ株券證書を書記局ヨ納むべし

但此保証金ハ解職ノ時下戻すべし

第十七條 試験ハ書記二名以上ヨ之を爲すべし

但し書記不足あるときハ雇を以て之ヲ充つべし

試験ノ科目左ノ如し

一 使丁規則

二 請負郡村ノ地名又ハ里數

三 一通書簡ノ讀書

第十八條 實決ノ刑ニ處せられたる者及び身代限ノ處分を受け未だ辨償を終らざる者ハ使丁取締又ハ使丁たる事を許さず

○守卒 (十四年太政官第八十六號達)

治罪法參考俗解○使丁規則○守卒○裁判管轄○違警罪裁判所